

平成28年度版

郡山市の環境

(平成27年度郡山市第二次環境基本計画年次報告書)

郡山市

まちのシンボル

●花・木・鳥



★市の花(ハナカツミ)

芭蕉の「奥の細道」の昔から伝統的な花として親しまれてきた清楚な趣きをそなえた心にうるおいのあるまちづくりにふさわしい花です。



★市の木(ヤマザクラ)

樹齢が長く、雄々しく、強い樹木で緑化促進木として緑あふれるまちづくりにふさわしい木です。



★市の鳥(カッコウ)

鳴き声そのまま鳥名になったカッコウ。野鳥の生息地に多く渡来し、自然保護の象徴ともいえる、緑のまちづくりにふさわしい鳥です。

●市章



郡山市の市章は、「山」の字の小篆(しょうてん)「𠄎」を図案化したものです。藩政時代から郡山代官支配下の「郡山」の標識として、長い間使用されてきたものです。

●シンボルマーク



シンボルマークは郡山の「郡」の文字を力強くデザインしたものです。中心の赤い円は輝く太陽を、楕円は郡山市の豊かな緑が映る猪苗代湖を、流れるような青いラインは安積疏水、緑のラインはそれによって育まれる自然を表しています。

また、シンボルマーク全体は、未来人の姿を表しており、人とまちが調和した理想的な都市のイメージを描いています。

はじめに

本市は、猪苗代湖に代表される清らかな水と山々に囲まれ、広大な森林を有するなど、豊かな自然に恵まれており、先人から受け継いだこれら恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、発展してまいりました。このかけがえのない豊かな環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務であると考えております。

このことから、本市では「郡山市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「郡山市環境基本計画」を策定し、各種施策を積極的に推進してまいりました。さらに、本市における環境施策を一層推進し、今後、ますます複雑・多様化する環境問題に適切に対応していくため、平成 22 年 3 月に「郡山市第二次環境基本計画」を策定したところであります。

このような状況の中、様々な環境問題に適切に対応していくためには、市民・事業者・行政などあらゆる主体が、自主的かつ積極的に、またそれぞれが協働して取り組んでいくことが重要であり、今後とも、環境関連施策、環境保全活動の更なる推進に努めてまいりたいと考えております。

本書は、平成 27 年度における本市の環境の現状と取り組みをまとめたものであります。

市民・事業者の皆様には、本書を通じて、環境に対する関心を高め、理解を深めていただくとともに、日常生活・事業活動において環境保全のための具体的な行動を展開していただくきっかけとなれば幸いです。

目次

目次

はじめに

郡山市の概要

(1) 位置・面積・地勢	1
(2) 気候・気象	2
(3) 人口・世帯数	2
(4) 土地利用	2
(5) 産業構造	3
(6) 環境行政の動向	4

郡山市第二次環境基本計画の概要

(1) 郡山市第二次環境基本計画とは	7
(2) 計画の期間	7
(3) 計画の担い手と役割	8
(4) 計画の構成	9
(5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標	11
(6) 計画の進行管理体制図	13

環境指標・目標の実施達成状況	14
----------------	----

郡山市環境基本計画に基づく施策の実施状況

1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～

(1) 地球温暖化対策	17
(2) 地球規模の環境問題への取り組み	27

2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

(1) 緑豊かな自然の保全	29
(2) 生物多様性の保全	33
(3) 環境保全型農業の推進	35

3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

(1) 水質の保全と浄化	38
(2) 猪苗代湖の保全	43
(3) 水資源の確保と水の有効利用	47
(4) 身近な水辺の保全と創造	49

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～	
（1）廃棄物対策	51
（2）公害と新たな生活環境問題への対応	59
（3）有害化学物質対策	67
（4）快適な生活空間の確保と創造	70

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～	
（1）環境教育・学習の場や機会の充実	78
（2）人材の育成と連携の促進	87
（3）環境情報の共有化	91

特集 郡山市の放射線対策

（1）郡山市の除染に関する取り組み	96
（2）郡山市の放射線量モニタリングと食の安全に関する取り組み	99
（3）郡山市の放射線からの健康管理に関する取り組み	99
（4）市内空間線量の推移	100

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

（1）郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは	102
（2）計画期間と目標	102
（3）計画の対象とする温室効果ガス	102
（4）計画の対象範囲	102

郡山市の温室効果ガス排出量（平成 25 年度）

郡山市の温室効果ガス排出量	103
---------------	-----

郡山市エネルギービジョン 再生可能エネルギー等導入状況

郡山市エネルギービジョンの概要	107
郡山市内における再生可能エネルギー等導入量（平成 27 年度）	108

平成27年度郡山市の環境施策等に対する意見について	111
---------------------------	-----

資料	112
----	-----

用語の解説	117
-------	-----

アンケート

郡山市の概要

(1)位置・面積・地勢

本市は、福島県の中央に位置し、昭和 48（1973）年の東北自動車道、昭和 57（1982）年の東北新幹線の開通、平成 5（1993）年の福島空港の開港、そして平成 9（1997）年には、磐越自動車道が全線開通するなど、交通の要衝となっています。

また、標高 245m 前後の安積平野の平坦地を中心として、北には奥羽山脈の秀峰・安達太良山を望み、東は阿武隈山系につつまれ、全国第 4 位の面積を誇る別名「天鏡湖」とも呼ばれる美しい猪苗代湖や県の中央部を南から北へ貫く阿武隈川の豊かな潤いに満たされた、水と緑が豊かな美しい景観を見ることができます。



郡山市の位置・面積

地域	東経	140° 02' 10" ~ 140° 33' 52"
	北緯	37° 15' 58" ~ 37° 37' 34"
	東西	46.78 km
	南北	39.95 km
面積	757.20 km ²	
標高	海拔 245m(市役所)	

(2) 気候・気象

本市は、太平洋岸から約 95km、日本海岸から約 200km の内陸部にあり、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈があり、その中央に広がる平野部に市街地を形成しています。

年平均気温は 12℃前後で東北地方の中では比較的温暖な地域に含まれます。また、年間降水量は 1,000mm～1,500mm と全国平均より少なくなっています。

郡山市の気象概況

※気象庁データより

	気温(℃)			平均風速 (m/s)	年間日照時間 (hr)	年降水量 (mm)
	平均	最高	最低			
平成 21 年	12.4	33.2	-6.6	3.2	1,701.3	1,015.5
平成 22 年	12.6	34.9	-8.2	3.0	1,724.6	1,455.0
平成 23 年	12.0	35.5	-7.5	3.2	1,824.3	1,033.0
平成 24 年	11.8	34.7	-12.5	3.2	1,837.9	1,078.0
平成 25 年	12.1	34.4	-10.9	3.3	1,890.8	1,231.5
平成 26 年	11.9	35.3	-8.5	3.2	1,912.5	1,190.5
平成 27 年	12.8	35.1	-6.0	3.2	1,854.6	1,018.5

(3) 人口・世帯数

郡山市における人口及び世帯数の推移

※平成 27 年 12 月現在

	人口(人)			世帯数	1世帯当たり 人口(人)	備考
	総数	男	女			
平成 7 年	326,833	162,007	164,826	110,964	2.9	国勢調査
平成 12 年	334,824	165,988	168,836	120,229	2.8	国勢調査
平成 17 年	338,834	167,071	171,763	126,382	2.7	国勢調査
平成 22 年	338,712	166,336	172,376	131,740	2.6	国勢調査
平成 27 年	335,608	167,107	168,501	138,124	2.4	国勢調査(速報)

(4) 土地利用

本市の土地利用の状況は、山林・原野等が面積の約 5 割を占めていますが、都市化の進展とともに年々減少傾向にあり、逆に宅地が増加しています。

郡山市の土地利用状況

※平成 27 年 1 月 1 日現在

	総面積	地目別土地面積 (単位: km ²)						
		宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
平成 27 年	757.20	58.01	105.89	52.64	316.45	47.37	13.94	162.90
構成比 (%)	100	7.6	14.0	7.0	41.8	6.3	1.8	21.5

郡山市の概要

(5) 産業構造

産業別就業者数（人）

資料：国勢調査

区分	平成 22 年		平成 17 年		増減数	増減率 (%)
	人口	構成比	人口	構成比		
総 数	144,621	100.0	159,643	100.0	-15,022	-9.4
第 1 次産業	5,199	3.6	7,505	4.7	-2,306	-30.7
農業	5,079	3.5	7,403	4.6	-2,324	-31.4
林業	96	0.1	76	0.0	20	26.3
漁業	24	0.0	26	0.0	-2	-7.7
第 2 次産業	34,375	23.8	38,793	24.3	-4,418	-11.4
鉱業	22	0.0	15	0.0	7	46.7
建設業	12,155	8.4	14,944	9.4	-2,789	-18.7
製造業	22,198	15.4	23,834	14.9	-1,636	-6.9
第 3 次産業	99,647	68.9	109,942	68.9	-10,295	-9.4
電気・ガス・熱供給・水道業	611	0.4	535	0.3	76	14.2
情報通信業	1,889	1.3	2,435	1.5	-546	-22.4
運輸業	9,332	6.5	8,625	5.4	707	8.2
卸売・小売業	27,871	19.3	33,544	21.0	-5,673	-16.9
金融・保険業	3,873	2.7	4,158	2.6	-285	-6.9
不動産業	2,492	1.7	1,817	1.1	675	37.1
学術研究・専門技術サービス	4,053	2.8	-	-	-	-
飲食店, 宿泊業	8,467	5.9	8,019	5.0	448	-5.6
生活関連サービス業・娯楽業	5,528	3.8	-	-	-	-
医療, 福祉	14,732	10.2	13,127	8.2	1,605	12.2
教育, 学習支援業	7,178	5.0	7,765	4.9	-587	-7.6
複合サービス事業	799	0.6	1,277	0.8	-478	-37.4
サービス業(他に分類されないもの)	8,106	5.6	23,659	14.8	-15,553	-65.7
公務(他に分類されないもの)	4,716	3.3	4,981	3.1	-265	-5.3
分類不能の産業	5,400	3.7	3,403	2.1	1,997	58.7

(注) 産業分類が改正されたため、比較できない項目がある。

四捨五入の関係で合計と内訳が合わないところがある。

(6)環境行政の動向

年	郡山市	国・県・その他
明治 16 年		足尾銅山鉱毒事件(公害として初めて被害が発生)
昭和 21 年	ごみ収集開始	
30 年		イタイイタイ病発生
31 年		水俣病発生
32 年		『自然公園法』公布
33 年		『公共用水域の水質保全に関する法律』公布(廃) 『工場排水等の規制に関する法律』公布(廃)
36 年	し尿処理施設(第一衛生処理場)完成	四日市ぜんそく患者多発
37 年		『ばい煙の排出の規制等に関する法律』公布(廃)
39 年		第二水俣病(阿賀野川)発生
41 年	富久山ごみ焼却場完成 し尿処理施設(第二衛生処理場)完成	
42 年		『公害対策基本法』公布(廃)
43 年		『大気汚染防止法』公布 『騒音規制法』公布
45 年		『水質汚濁防止法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』公布
46 年	「郡山市公害防止条例」公布 郡山市公害対策審議会設置 (旧)富久山清掃工場完成	環境庁発足 『悪臭防止法』公布 『自然環境保全法』公布 「福島県産業公害等防止条例」公布(廃)
47 年		「国連人間環境会議」開催(ストックホルム)
48 年		『公害健康被害の補償等に関する法律』公布 『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』公布
51 年	厚生部に公害対策センター設置	『振動規制法』公布
52 年	市民部に公害対策センター移管	
59 年	河内清掃センター完成	『湖沼水質保全特別措置法』公布
63 年		オゾン層保護のためのウィーン条約締結 『特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律』公布
平成元年	保健衛生部に公害対策センター移管	
2 年	富久山衛生センター完成	『スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律』公布
3 年		『再生資源の利用の促進に関する法律』公布(後に「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改称)
4 年	無着色半透明ごみ袋による回収開始 郡山市廃棄物減量等推進審議会設置	「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催(リオ・デ・ジャネイロ) ・気候変動枠組条約、生物多様性保護条約、アジェンダ 21 を採択 『自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOX 法)』公布 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律』

郡山市の概要

年	郡山市	国・県・その他
		公布
5年		『環境基本法』公布
6年	環境衛生部に環境保全課を設置 公害対策センターを環境保全課内に移管	「環境基本計画(国)」策定
7年	「郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」公布 郡山市環境審議会設置	『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)』公布 「アジェンダ 21 ふくしま」策定
8年	新(現)富久山清掃センター完成 資源物の分別収集開始	「福島県環境基本条例」公布 「福島県生活環境の保全等に関する条例」公布
9年	中核市へ移行 産業廃棄物担当設置	『環境影響評価法』公布 「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催(京都) 京都議定書を採択 「福島県環境基本計画」公布
10年	「環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定 「郡山市環境基本条例」公布 「郡山市ポイ捨て及び犬のふん放置防止に関する条例」公布	『特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)』公布 『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布 「福島県環境影響評価条例」公布
11年	「郡山市環境基本計画」策定	『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)』公布 『ダイオキシン類対策特別措置法』公布 『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律』公布 「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」策定
12年	富久山清掃センターにリサイクルプラザ設置	『循環型社会形成推進基本法』公布 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』改正 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)』公布 『資源の有効な利用の促進に関する法律』改正 『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)』公布 『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)』公布 「環境基本計画(国;第二次)」策定
13年	環境衛生部に廃棄物対策課を設置 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	環境省発足 『自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX・PM法)』公布 『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)』公布 『特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)』公布
14年	「郡山市ごみ処理基本計画」策定 「第二次環境にやさしい郡山市率先行動計画」改訂	『土壌汚染対策法』公布 『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』公布 『自然再生推進法』公布 『使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイク

年	郡山市	国・県・その他
		ル法)』公布 「第2次福島県環境基本計画(うつくしま環境プラン 21)策定 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」公布
15年		『環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律』公布(後に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改称) 「循環型社会形成推進基本計画」策定 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」公布
16年	「郡山市環境基本計画」改定	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』公布 『環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律』公布
17年		京都議定書発効
18年	「第三次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	『石綿による健康被害の救済に関する法律(アスベスト新法)』制定 「環境基本計画(国:第三次)」策定 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定
19年		「第三次生物多様性国家戦略」策定 『国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律』公布 「第2次福島県環境基本計画」改訂
20年	組織改編により、環境衛生部環境保全課を生活環境部生活環境課へ、公害対策センターを環境保全センターへ、清掃センターをクリーンセンターへ改称	『エコツーリズム推進法』公布 『生物多様性基本法』公布 『農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律』公布 「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定
21年		『海岸漂着物処理法』公布
22年	「郡山市第二次環境基本計画」策定 「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」策定	「第3次福島県環境基本計画」策定
23年	「郡山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生 『環境教育等による環境保全の取組に関する法律』公布 「福島県地球温暖化対策推進計画」策定 「福島県循環型社会推進計画」策定
24年		「環境基本計画(国:第四次)」策定
25年		「福島県環境教育等行動計画」策定
26年	「郡山市エネルギービジョン」策定	
27年	EVステーションを本庁舎敷地内に整備	福島県環境センターが環境創造センターへの統合に伴い、三春町に移転
28年		「地球温暖化対策計画」策定

郡山市第二次環境基本計画の概要

(1) 郡山市第二次環境基本計画とは

本計画は、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、「郡山市環境基本条例」に基づく、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める本市の環境づくりの最も基本となる計画です。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

さらに、市が実施する環境施策のみならず、市民・事業者の方々に期待する行動や取り組みについても記述しており、環境に関する理解を深めていただくとともに、互いに協力し合って、より良い郡山市の環境を築いていくためのものでもあります。

なお、本計画は「ローカルアジェンダ」※（地域における市民・事業者・行政の具体的な行動計画）の性格を併せ持つものです。

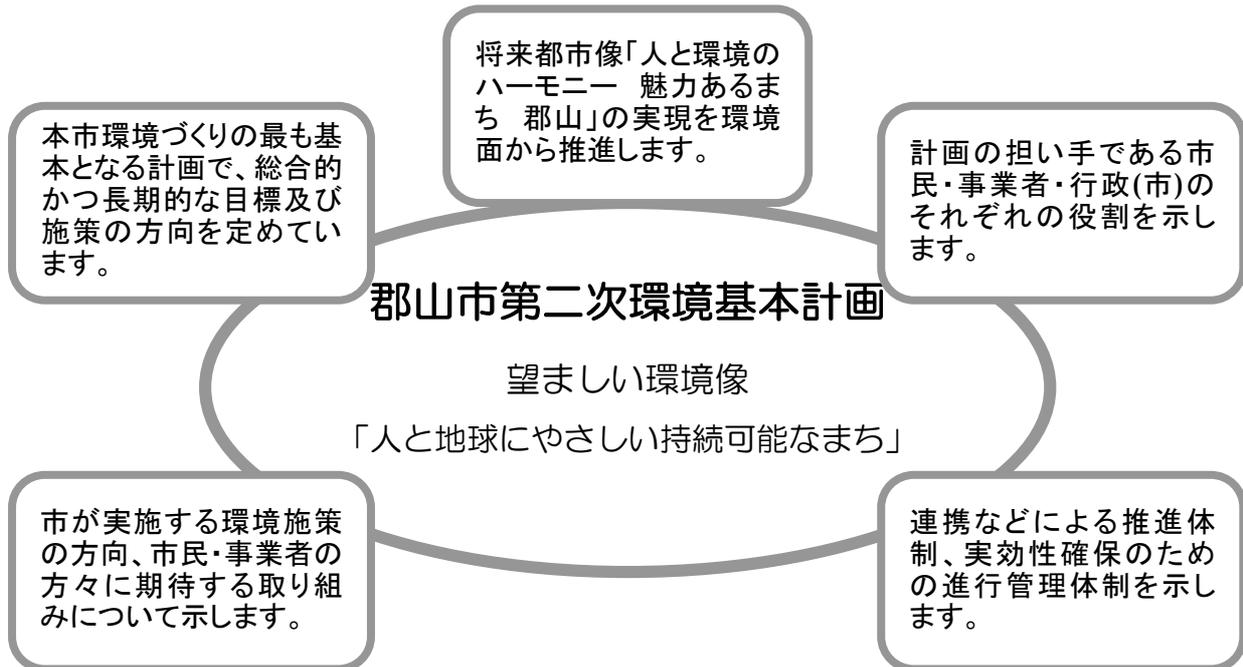
※ローカルアジェンダ：1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」で持続可能な開発の実現に向けた具体的な行動計画である「アジェンダ 21」が採択されました。この地方版の行動計画をローカルアジェンダといいます。

(2) 計画の期間

郡山市第二次環境基本計画は、平成 22 年度を初年度とし、「郡山市第五次総合計画」との整合を図り、平成 29 年度を目標としています。この計画で示している環境づくりの基本的な考え方や方向性に沿って、今後、実施計画を策定するなど、具体的、個別的な取り組みを進めていきます。

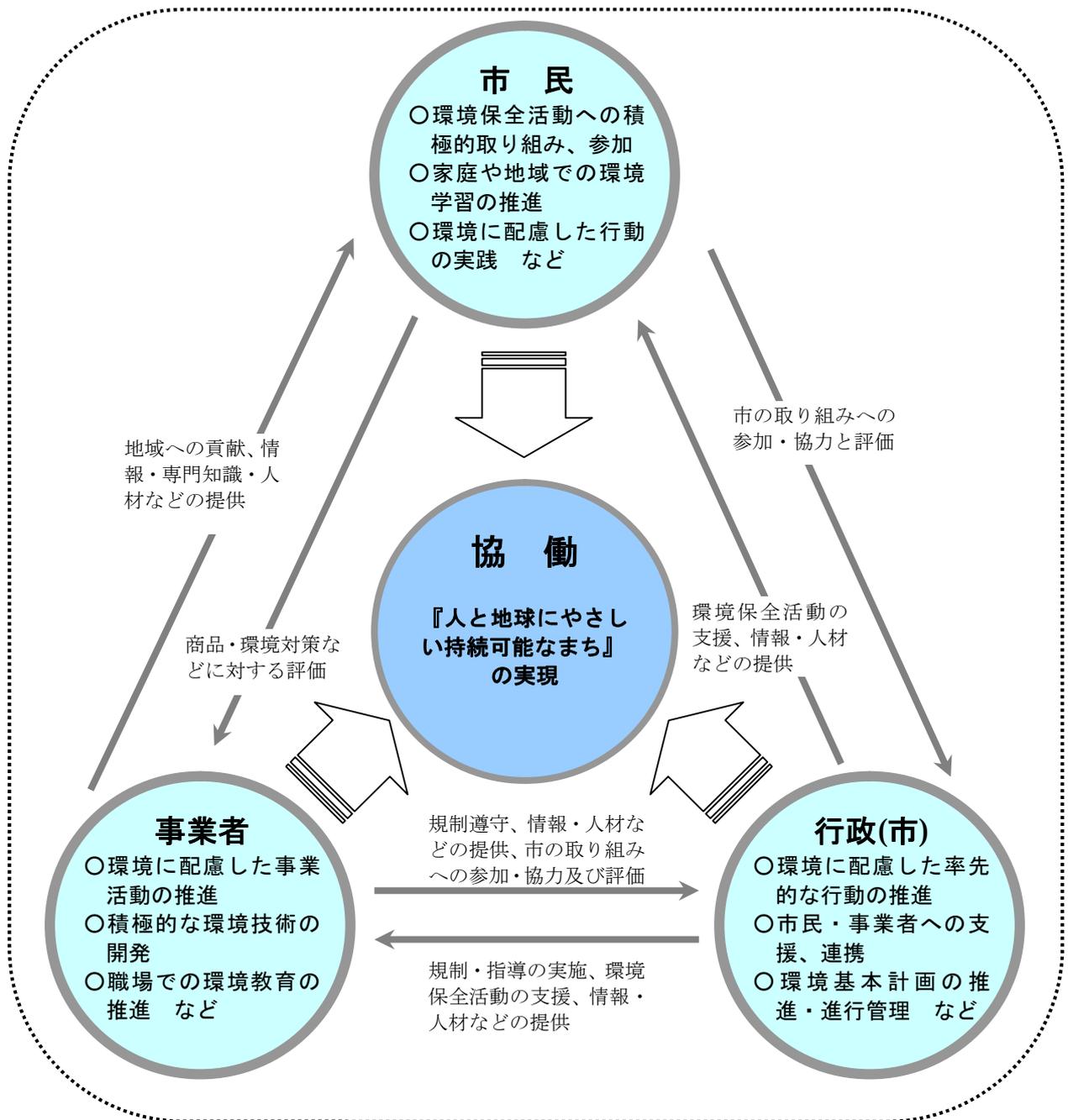
なお、具体的な環境指標・目標値を設定し、本計画の体系に沿った取り組みの成果が目に見える形で表現することにより、市民一人ひとりや個々の事業者が、主体的に行動した成果を実感できるものとなりました。

◇環境指標・目標は、体系ごとの主な取り組みについての成果を表すもので、施策の正確な達成状況を示すものではなく、環境保全施策の達成状況について共通認識を持てることを目的としています。



(3) 計画の担い手と役割

望ましい環境像『人と地球にやさしい持続可能なまち』を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの責務を認識し、自主的な取り組みを行うとともに、互いに連携し協働のもと環境の保全と創造に関する取り組みを進めて行くことが重要です。



市民・事業者・行政の協働イメージ

<望ましい
環境像>

「人と地球にやさしい持続可能なまち」

<基本理念>

「保全」と「創造」
による環境づくり

「循環」と「共生」
による環境づくり

「協働」による
環境づくり

<取り組みの体系>

○取り組みの柱

地球規模で考え、身近な
ところから実践する
～地球環境の保全～

自然と共に生きる
～豊かな自然環境の
保全と創造～

きれいな水を守る
～水環境の保全と創造～

すこやかで安らぎのある
くらしを創る
～快適な生活環境の確保と創造～

学び、考え、行動する
～環境教育・学習の推進～

市民・事業者・行政の
協働による取り組み

○取り組みの項目

(市の取り組み・私たちにできること)

- 1 地球温暖化対策
- 2 地球規模の環境問題への取り組み

- 1 緑豊かな自然の保全
- 2 生物多様性の保全
- 3 環境保全型農業の推進

- 1 水質の保全と浄化
- 2 猪苗代湖の保全
- 3 水資源の確保と水の有効利用
- 4 身近な水辺の保全と創造

- 1 廃棄物対策
- 2 公害と新たな生活環境問題への対応
- 3 有害化学物質対策
- 4 快適な生活空間の確保と創造

- 1 環境教育・学習の場や機会の充実
- 2 人材の育成と連携の促進
- 3 環境情報の共有化

<計画推進のために>

○推進体制

- 1 行政における推進
- 2 各主体の連携による推進
- 3 広域的な連携による推進

実効性の確保

○進行管理

- 1 進行管理体制
- 2 年次報告書の作成

郡山市第二次環境基本計画の概要

(5) 計画の取り組みの内容と対応する環境指標

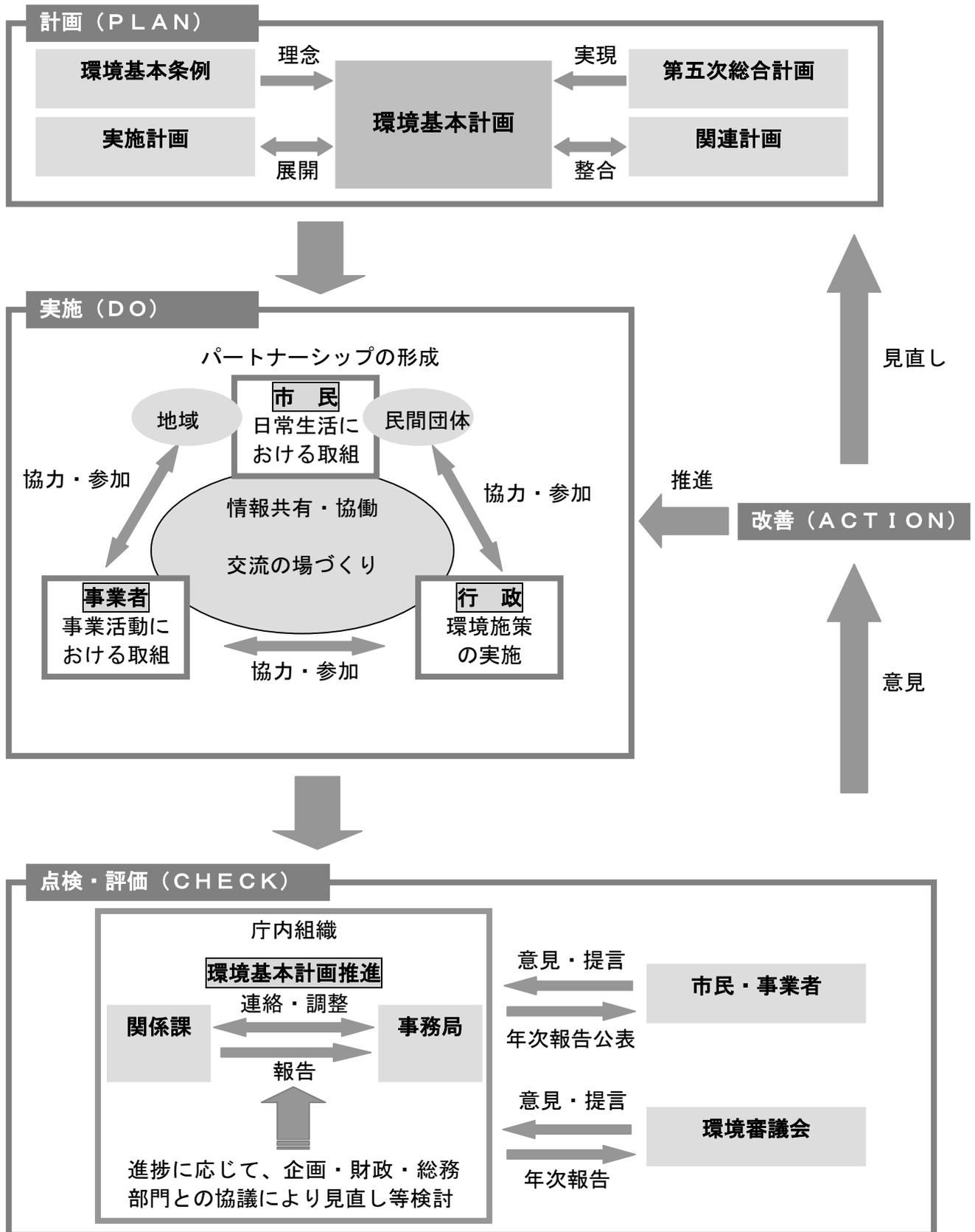
取り組みの柱	取り組みの項目
柱1「地球規模で考え、身近な ところから実践する」 ～地球環境の保全～	1 地球温暖化対策
	2 地球規模の環境問題への取り組み
柱2「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～	1 緑豊かな自然の保全
	2 生物多様性の保全
	3 環境保全型農業の推進
柱3「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～	1 水質の保全と浄化
	2 猪苗代湖の保全
	3 水資源の確保と水の有効利用
	4 身近な水辺の保全と創造
柱4「すこやかで安らぎのある くらしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～	1 廃棄物対策
	2 公害と新たな生活環境問題への対応
	3 有害化学物質対策
	4 快適な生活空間の確保と創造
柱5「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～	1 環境教育・学習の場や機会の充実
	2 人材の育成と連携の促進
	3 環境情報の共有化

郡山市第二次環境基本計画の概要

市の取り組み	環境指標
(1) 総合的・計画的な地球温暖化対策の推進 (2) 省エネルギーの推進 (3) 新エネルギーの利用促進 (4) その他の地球温暖化対策等 (5) 二酸化炭素吸収源の確保	(1) 環境家計簿参加者数 (2) 太陽光発電システム設置出力累計 (3) 公用車のハイブリッド自動車導入率
(1) オゾン層保護対策の推進 (2) 酸性雨対策の実施 (3) 熱帯林保護対策の推進 (4) 環境協力	
(1) 森林・里山の保全 (2) 特色ある自然の保全 (3) 開発における環境影響への配慮 (4) 広域的な連携	(4) 水源林再生支援整備面積
(1) 動植物の調査・把握 (2) 動植物の生息・生育環境の保全 (3) 情報の提供	(5) カッコウの生息数
(1) 農地の保全と多面的機能の維持 (2) 廃棄物の利活用の推進 (3) 環境にやさしい農業の推進	(6) エコファーマー認定者数
(1) 水質調査の実施 (2) 水質浄化対策 (3) 広域的な連携	(7) 河川のBOD値
(1) 水質の調査・研究 (2) 水質・周辺環境対策 (3) 適切な利活用の推進 (4) 広域的な連携	(8) 湖心の水質測定値 COD (ng/l) 全窒素 (ng/l) 全りん (ng/l)
	(9) 湖南岸部 (湖南地区) の水質測定値 COD (ng/l) 全窒素 (ng/l) 全りん (ng/l)
(1) 地下水かん養機能の確保 (2) 水資源の有効利用 (3) 規制・指導	(10) 1人1日当たりの節水量
(1) 水と親しめる空間の創造 (2) 環境に配慮した護岸の整備 (3) 保全活動の推進	(11) 多自然工法による河川等の整備延長
(1) 意識啓発 (2) 一般廃棄物処理の適正化 (3) 公共事業における産業廃棄物対策の推進 (4) 規制・指導及び監視体制の充実	(12) 1人1日当たりのごみ排出量 (13) リサイクル率 (家庭系)
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 連絡・処理体制の整備 (4) 規制・指導	(14) 光化学オキシダントの環境基準超過時間数
(1) 現況調査の実施 (2) 発生源対策 (3) 情報提供及び規制・指導	(15) ダイオキシン類測定値
(1) 都市の緑の保全と創造 (2) 歴史・文化的財産の保全・活用 (3) 魅力ある景観の形成 (4) 自然災害に備えたまちづくり	(16) 公園整備面積 (17) 景観形成に関する基準等が設定された地区数
(1) 場の充実 (2) 機会の提供	(18) 「どこでも環境教室」開催回数 (19) 水生生物による水質調査参加者数
(1) 人材の育成・活用 (2) 環境保全活動の支援 (3) 連携・交流の促進	(20) 「こどもエコクラブ」の登録数
(1) 情報の収集 (2) 情報の提供	(21) 環境コーナーの活用・ウェブサイトの充実

郡山市第二次環境基本計画の概要

(6) 計画の進行管理体制図



環境指標・目標の実施達成状況

郡山市第二次環境基本計画では、取り組みの成果が実感できるように、21項目の「環境指標・目標」を示しています。

ここでは、それらの実施・達成状況についてまとめています。環境指標の目標年度は、計画の目標年度と合わせて平成29年度となっています。現況については、特に記載がなければ平成27年度の状況を掲載しています。

●目標年度が平成29年度で、平成27年度の現況数値が把握できる環境指標

◆実施・達成状況欄の評価記載方法について

◎	現時点で目標値を達成している。(今後変動あり)	○	ほぼ計画どおり推進している。
△	計画より遅れている。		

No	環境指標	目標	目標年度	現況	実施・達成状況
取り組みの柱1 「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～					
1	環境家計簿参加者数	1,300人	平成29年度	34人	△
2	太陽光発電システム 設置出力累計	7,260kW	平成29年度	20,904kW	◎
3	公用車のハイブリッド 自動車等導入率	8.00%	平成29年度	6.07%	△
取り組みの柱2 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～					
4	水源林再生支援整備面積	62ha	平成29年度	56.62ha	○
5	カッコウの生息数	現状維持 (H18:122羽)	平成29年度	138羽	◎
6	エコファーマー認定者数	600人	平成29年度	265人	△
取り組みの柱3 「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～					
7	河川のBOD値	全地点で環境基準 値以下を維持	平成29年度	全地点で 環境基準以下	◎
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0.50以下 0.20以下 0.003以下	平成29年度	1.1 0.26 0.006	△
9	湖南岸部(湖南地区)の 水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1.0以下 0.20以下 0.005以下	平成29年度	1.2 0.26 0.006	△
10	1人1日当たりの節水量	120節水 (使用量3300)	平成29年度	160節水 (使用量3260)	◎
11	多自然工法による 河川等の整備延長	7.0km	平成29年度	3.5km	△
取り組みの柱4 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～					
12	1人1日当たりの ごみ排出量	990g	平成29年度	1,293g	△

環境指標・目標の実施達成状況

N o	環境指標	目標	目標年度	現況	実施・達成状況
13	リサイクル率(家庭系)	24.0%	平成29年度	17.86%	△
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	200時間以下	平成29年度	344時間	△
15	ダイオキシン類測定値	環境基準以下を維持	平成29年度	全地点で環境基準以下	◎
16	公園整備面積	342ha	平成29年度	338ha	○
17	景観形成に関する基準等が設定されている地区数	5地区	平成29年度	3地区	△
取り組みの柱5 「学び、考え、行動する」～環境教育・学習の推進～					
18	「どこでも環境教室」開催回数	60回	平成29年度	29回	△
19	水生生物による水質調査参加者数	1,600人	平成29年度	174人	△
20	「こどもエコクラブ」の登録数	70クラブ 1,000人	平成29年度	2クラブ 45人	△
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	平成29年度	(内容を充実しました)	○

※ 実施・達成状況については、前年度からの伸び等を参考にして、現在の進捗状況で目標年度内の達成が可能と思われるものについては「○」としています。



郡山布引“風の高原”

郡山市第二次環境基本計画に基づく

施策の実施状況

◇本市では、郡山市第二次環境基本計画に基づく行政の具体的な事業の年次計画として「実施計画」を策定しており、本報告書では「郡山市第二次環境基本計画第四次実施計画」に基づき平成27年度に実施した環境施策の内容を、基本計画の体系に沿って掲載しています。

◇東京電力福島第一原子力発電所の事故による市域内の放射能汚染に関しては、本計画とは別に、追加被ばく線量の低減等を目的として策定された「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、市域内の除染等を進めています。

※「郡山市ふるさと再生除染実施計画」については、原子力災害総合対策課や市政情報センターで配布しているほか、市ウェブサイトでもダウンロードすることができます。

◆計画の目標に対する評価について

◎	現時点で目標値を達成している。
○	目標値までの計画推移どおり進んでいる。
△	目標値までの計画推移より遅れている。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

(1)地球温暖化防止対策

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接なつながりがあります。中でも、地球温暖化は、私たちが直面する大きな問題です。地球温暖化対策を進め、また資源の枯渇を抑えるには、市民のライフスタイルや事業者の行動様式を見直し、エネルギー消費の削減と効率的利用に努める必要があります。また、原子力発電所の事故に起因する発電能力の低下に対応するために、自然エネルギーやリサイクルエネルギーへの転換が重要となります。

このことから、さまざまな省エネルギーの取り組みの推進と、太陽光や風力、バイオマスエネルギー、ごみ焼却熱などの再生可能エネルギーを推進し、環境への負荷が少ない社会の実現を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
1	環境家計簿参加者数	1,300人	平成29年度
	各家庭で電気、水道、燃料などを使用することにより、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素がどれだけ排出されているかを、重さに換算して計算するための環境家計簿に取り組んでいただいた方（世帯）の数。身近に地球温暖化問題を感じることができる取り組みとして、参加者増を目指します。		

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成25年度	30人	△
平成26年度	6人	△
平成27年度	34人	△

各イベントや環境教室などでパンフレットを配布し、参加の呼びかけをしましたが、目標の人数には達しませんでした。今後は、より多くの方々に参加していただけるように効果的な取組方法や周知方法について検討してまいります。なお、住宅用太陽光発電設置費補助やエネルギー3R推進事業補助を受けた市民(平成27年度486人、平成28年度300人程度)に対し、参加の呼びかけを行っていることから、参加者数の増加が見込まれますが、市民のニーズにあった目標値となるよう見直しが必要であると認識しております。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

No.	環境指標	目標	目標年度
2	太陽光発電システム 設置出力累計	7, 260 kW	平成29年度
	太陽光発電システムによる余剰電力の売買契約（最大出力）の累計。設置助成などにより増加を図ります。		

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成25年度	16, 236 kW	◎
平成26年度	18, 668 kW	◎
平成27年度	20, 904 kW	◎

太陽光発電システム設置出力累計については、平成24年度から開始した固定価格買取制度を受けて、太陽光発電システムの設置が急増したことにより目標値を達成しています。

No.	環境指標	目標	目標年度
3	公用車のハイブリッド 自動車等導入率	8.00%	平成29年度
	市役所等の公用車へのハイブリッド自動車・電気自動車等の導入率。公用車購入の際、導入推進に努めます。		

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成25年度	5.46%	△
平成26年度	5.67%	△
平成27年度	6.07%	△

公用車のハイブリッド自動車等の導入を進めていますが、平成27年度は345台中21台で6.07%の導入率となり目標値を下回っています。引き続き、公用車の買い替えに際してハイブリッド自動車や低公害自動車の導入も検討してまいります。また、現在所有しているハイブリッド自動車や低公害自動車の稼働率を上げ、温室効果ガスの抑制に努めてまいります。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

(1)-①総合的・計画的な地球温暖化対策の推進

◆地球温暖化防止対策事業

〔生活環境課〕

地球温暖化の大きな原因であり、温室効果ガスの排出量の約9割を占める二酸化炭素は、私たちが生活するうえで必要な電気や灯油などを使用することにより発生しているため、一人ひとりのライフスタイルを見直すことによりその排出量を減らすことができることから、啓発を図るために以下の事業を行いました。

- 出張講座（どこでも環境教室）「みんなで減らそう CO₂ ! Stop 地球温暖化」の実施
平成 27 年度実績
 - ・実施回数 3 回、受講者数 271 名
- 気候変動キャンペーン「Fun to Share」の推進
 - ・気候変動キャンペーン「Fun to Share」への参加
 - ・クールビズの実施（平成 27 年 5 月 1 日～10 月 31 日）
 - ・ウォームビズの実施（平成 27 年 11 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

【平成 27 年度実績】

【単位：k g - C O₂】

	クールビズ期間	ウォームビズ期間	合計
21 年度（基準年）CO ₂ 排出量	2 5 1, 6 8 3	4 5 7, 7 0 1	7 0 9, 3 8 4
27 年度 CO ₂ 排出量	2 1 1, 2 3 9	3 0 3, 5 5 1	5 1 4, 7 9 0
CO ₂ 排出削減量	4 0, 4 4 4	1 5 4, 1 5 0	1 9 4, 5 9 4

※表は市役所本庁舎及び西庁舎における取組結果。

クールビズの冷房は、本庁舎・北1・2号棟は「電気」、西庁舎は「都市ガス」を使用。
ウォームビズの暖房は、本庁舎・北1・2号棟は「電気」、西庁舎は集中暖房として「都市ガス」を使用。

- 地球温暖化防止月間事業の推進
- エコドライブの推進

◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として、市民、事業者にも率先した環境負荷の低減を目的として、市の率先行動計画を策定し、総合的かつ計画的な環境にやさしい取り組みを推進していますが、これは「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく本市の実行計画でもあるため、温室効果ガスの削減等を数値目標と定め、市の機関が実施するすべての事務事業を対象に省エネルギー、省資源等を推進しました。平成 23 年度からは「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画（計画期間は平成 23～29 年度の 7 か年）」を策定し、取り組みの推進を図っております。

平成 27 年度の温室効果ガス排出量は、基準年に比べて全体的に 11.7%の増加となり、目標を達成できませんでした。計画における数値目標のうち、「A 重油」は、目標を達成しました。しかし、他の項目については、前年度からの使用量等が増加していることから、目標達成に向け、更なる環境にやさしい取り組みの推進に努めます。

- ・計画の対象 市の全施設 330 職場（外郭団体を含む） ※H27. 4. 1 現在
- ・計画の目標 別表のとおり

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

【平成 27 年度 目標値の実績と評価】

項目		目標値 [平成 21 年度比]	平成 27 年度 実績[%]	平成 27 年度 評価		
1	温室効果ガス排出量	-7%	+11.7	×	平成 29 年度の 達成を目指す 項目	
(1)	電気使用量	-8%	-5.6	○		
(2)	燃料 使用量	①都市ガス	-5%	+24.8		×
		②LPG	-5%	-1.2		△
		③灯油	-6%	-2.3		○
		④A重油	-6%	-6.0		◎
		⑤ガソリン	-5%	-1.0		△
		⑥軽油	-5%	+21.6		×
(3)	廃棄物排出量	-6%	+33.8	×		
2	水道使用量	-3%	-2.5	○		
3	用紙類使用量	-3%	+18.6	×		
4	省エネルギーの推進	-7%	市長部局、教育委員会、水道局 における成果			
5	グリーン購入	環境に配慮した物品等の購入			当該年度の 達成を目指す 項目	

●平成 27 年度評価（平成 29 年度の達成を目指す目標）

◎	目標年度(平成 29 年度)における目標をすでに上回っている。	△	このままでは、目標達成にはかなりの努力が必要。
○	このまま取り組みれば、目標達成の可能性が高い。	×	このままでは、目標達成の可能性が低い。

※項目毎のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量等の詳細な内訳については、「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」の「平成 27 年度取組状況報告書」をご参照下さい。

(1)-②省エネルギーの推進

◆市有施設の省エネルギー推進事業

〔建築課〕

市有施設の建設において、CO₂ 削減の推進及び冷暖房コストの縮減等を考慮して施設の整備を図りました。

- ・富久山公民館八山田分館増築の実施設計において、ペアガラスを採用

◆環境家計簿

〔生活環境課〕

一般市民を対象として、家庭で使う電気や灯油などの使用量を記入して二酸化炭素排出量が計算できる環境家計簿に取り組んでもらい、家庭での「地球と家計にやさしい生活」に挑戦してもらいました。

- ・実施人数 34 人

◆地球温暖化防止月間事業

〔生活環境課〕

12 月の「地球温暖化防止月間」に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に地球温暖化防止の重要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆郡山市エコ・オフィス認定事業

〔生活環境課〕

二酸化炭素排出量が増加傾向にある民生業務部門に対する温暖化対策として、事業者があらゆる業務に関し、温暖化対策に取り組んでもらうため、本市独自に「エコ・オフィス認定事業」を開始し、広く参加事業所を募集しました。

◇省エネコース登録件数 252 社

◇省エネコース認定件数 39 社

◇優秀事業所表彰件数 6 社

◆エネルギー3R 推進事業<新規>[再掲]

別記1－(1)－③(P22)参照

◆中小企業金融対策事業(中小企業成長融資制度)[再掲]

別記5－(2)－②(P88)参照

◆商店街環境整備事業[再掲]

別記5－(2)－②(P88)参照

◆流通業務地区、流通業務団地の指定[再掲]

別記4－(2)－②(P65)参照

◆緑のカーテン事業

〔こども育成課〕

グリーンカーテンを設置し、室内の温度上昇の抑制に努め、夏の電力需要の抑制に貢献しました。また、植物を種(苗)から育てることにより、自然環境とエコロジーの関心を高めました。

・実施箇所数 25 箇所

◆小中学校施設環境整備事業<新規>

〔教育総務部総務課〕

老朽化した屋内運動場照明のLED改修を行うとともに、校舎大規模改修事業及び屋内運動場耐震補強事業において、普通教室、特別教室等、アリーナ照明のLED化を図りました。

◇個別改修

安積中屋内運動場

◇校舎大規模改修事業

開成小学校、桃見台小学校、郡山第六中学校

◇屋内運動場耐震補強事業

日和田小学校、行健小学校、河内小学校、安子島小学校、大成小学校

1. 「地球規模で考え、身近なところから実践する」 ～地球環境の保全～

(1)-③新エネルギーの利用促進

◆廃棄物発電・廃棄物熱利用

〔清掃課〕

ごみ焼却処理により発生した熱を給湯や暖房、自家発電などに有効に利用し、自家発電による売電を実施しました。

【施設概要】

施設名	開始年	処理能力[t/日]	発電能力[kW]	電力利用	余熱利用
河内クリーンセンター	昭和 59 年	300	1,700	内部	温水利用(内部、外部)
富久山クリーンセンター	平成8年	300	1,995	内部、売電	温水利用(内部、外部)

【実績】

〔単位:MWh〕

項 目		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
河内クリーンセンター	発 電 量	4,774	5,368	5,850	5,284	5,651	5,780
	自家消費量	4,774	5,368	5,850	5,284	5,651	6,562
	余剰電力量	—	—	—	—	—	1,340
富久山クリーンセンター	発 電 量	14,059	15,144	15,786	15,272	16,027	14,722
	自家消費量	8,099	8,931	8,814	8,388	8,603	8,445
	余剰電力量	5,960	6,213	6,972	6,884	7,424	6,778
合 計	発 電 量	18,833	20,512	21,636	20,556	21,678	20,502
	熱量[GJ/年]	(67,799)	(73,843)	(77,883)	(74,002)	(78,041)	(73,807)
	自家消費量	12,873	14,299	14,664	13,672	14,254	15,007
	余剰電力量	5,960	6,213	6,972	6,884	7,424	8,118

◆市有施設建設事業(新エネルギーの導入)

〔建築課〕

市有施設の建設において、省エネルギー化を推進するため、自然エネルギー等の利用促進を設計段階から考慮して施設の整備を図りました。

- ・西田小学校建設の実施設設計において、太陽光発電システムを採用

◆グリーン電力の導入(郡山市成人のつどい)

〔生涯学習課〕

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福し合い、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、新成人への環境意識の醸成を図るため、イベントにかかる電力として、グリーン電力証書を購入し、グリーン電力を導入しました。

- ・バイオマス発電 1,000 kWh 分

◆住宅用太陽光発電システム導入促進事業

〔生活環境課〕

市民による新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金を交付しました。

〔補助件数〕 479 件

〔設置出力〕 2,235.83 kW

〔補助金額〕 26,942,000 円

◆エネルギー3R 推進事業<新規>

〔生活環境課〕

住まいの一体的な二酸化炭素排出量の削減を支援するため、家庭用定置型リチウムイオン蓄電池等の設置に対し補助金を交付しました。

- ・家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム (補助対象経費の 1/4 以内の額。上限 30 万円)
 - 〔補助件数〕 5 件
 - 〔補助金額〕 1,500,000 円
- ・家庭用電気自動車等充給電設備 (補助対象経費以内の額。上限 5 万円)
 - 〔補助件数〕 0 件
 - 〔補助金額〕 0 円

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

- ・家庭用エネルギー管理システム
[補助件数] 2件
[補助金額] 40,000円

◆新エネルギー導入促進事業

〔生活環境課〕

食品廃棄物等を活用したバイオマス発電設備によってエネルギーを生み出し、循環型社会の構築を図る「“彩”エネ導入モデル構築プロジェクト」の実現可能性調査を実施しました。

- ・実現可能性調査の実施（二酸化炭素排出抑制対策事業補助金 9,709千円）

◆再生可能エネルギー啓発事業

〔生活環境課〕

市民の方々に、新設される産総研福島再生可能エネルギー研究所や福島空港発電施設など、近隣に建設される最先端の再生可能エネルギー施設の見学等を通じて、その重要性について理解を深めていただくとともに、太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーの普及啓発を行いました。

- ・再生可能エネルギー研究施設見学バスツアーの実施
実施回数：2回（平成27年8月5日、平成27年9月8日）
見学先：福島再生可能エネルギー研究所 外4施設
参加者：68名（1回目26人、2回目42人）

Pickup

エネルギー3R推進事業補助金

郡山市では、家庭において電気を創り、省き、蓄えることにより、住まいの一体的な二酸化炭素排出量の削減を支援するため、家庭用定置型リチウムイオン蓄電池等を設置する方に、設置費用の一部を補助しています。

○ <エネルギー3Rとは>

- ・ **Re-create**（リクリエイト）
再生可能エネルギー等の利用により環境にやさしいエネルギーを創る。
- ・ **Reduce**（リデュース）
エネルギー消費量を減らし、省エネルギーに努める。
- ・ **Reuse**（リユース）
創ったエネルギーを蓄えて利用する。

これらの3つのR行動を一体的に行うことです。

○対象設備

- ・家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム
- ・家庭用電気自動車等充給電設備
- ・家庭用エネルギー管理システム



家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆公共施設太陽光発電設備導入事業

〔生活環境課〕

非常時における防災機能を確保するため、再生可能エネルギーを活用し、地域の防災拠点となる市の公共施設に太陽光発電設備を導入する。また、発電状況表示モニターによる再生可能エネルギーの“見える化”を推進した。

- 片平・喜久田・緑ヶ丘ふれあいセンター
- 逢瀬コミュニティセンター
- 安積・富久山総合学習センター
- 田村・橋・芳賀地域公民館

(1)-④その他の地球温暖化対策等

◆クリーンエネルギー車普及促進事業

〔生活環境課〕

「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」に基づき、行政の率先的な取り組みとして公用車新規購入等の際に低公害車の導入に努め、とりわけ、効果の大きいクリーンエネルギー車（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車）の導入を推進しています。平成27年度はクリーンエネルギー車の購入はありませんでしたが、今後も公用車へのクリーンエネルギー車の導入に努めます。

また、平成27年度に市役所本庁舎敷地内にEVステーションを整備し、市内への温室効果ガス排出量の少ない自動車の普及を支援しています。

《平成27年度までの累計》

ハイブリッド自動車 17台 電気自動車 4台
(公用車のクリーンエネルギー車保有率：6.07%)

◆生活路線バス維持対策事業

〔総合交通政策課〕

慢性化する交通渋滞の緩和及びCO₂削減のため、バス事業者から廃止提案のあった路線で、市民の生活にとって必要不可欠なものに対し、補助を行い市民生活の足を確保するとともに、更なる利用促進を図り、路線バスの維持に努めました。

- ・路線バスに対し補助を実施しました。 [事業費] 153,591,000円

◆総合都市交通戦略推進事業

〔総合交通政策課〕

すべての人が安心して円滑に移動できるまちの実現に向け、地球環境に配慮しながら、過度に自動車に依存しないで暮らせるよう、市民・事業者・行政等が連携し、本市の地域特性に応じた交通システムやその実現に向け、総合的な交通戦略の推進を図りました。

- ・郡山市総合都市交通戦略協議会（3回）を開催しました。

◆モビリティ・マネジメント推進事業

〔総合交通政策課〕

過度な車利用から他の交通手段(公共交通、徒歩、自転車等)への転換を促すため、バスマップを作成し、交通渋滞の緩和、公共交通の利用促進に努めました。

- ・転入者に対し、バスマップを配布しました。
- ・毎月1日、11日、21日のバス・鉄道利用促進デーについて、市役所庁舎内でのアナウンス等により市職員及び市民への周知を図り、公共交通の利用促進に努めました。
- ・国土交通省と連携し、小学生を対象とした「バスの乗り方教室」を開催し、環境にやさしい公共交通の利用促進を図りました。(実施校：柴宮小学校)
- ・「エコ通勤優良事業所」として認証を受け登録されました。

◆幹線道路新設改良舗装事業[再掲]

別記4-(2)-②(P64)参照

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆都市計画街路事業[再掲]

別記4-(2)-②(P64)参照

◆交通安全施設整備事業

[道路維持課]

視線誘導標を道路の中央分離帯や区画線上等に設置する際、太陽エネルギーを利用した自発光式製品を使用しました。

- ・市内各所(交通事故多発地点等)に、自発光式縁石鋏を設置

◆公用自転車活用事業(CO₂削減開拓チャレンジ事業)

[生活環境課]

行政が率先して二酸化炭素排出量削減による地球温暖化対策に取り組むとともに、燃料使用量削減による経費節減を図ることを目的として、市庁舎から近距離の範囲の用務における移動手段として公用自転車13台を設置し活用しました。

- ・利用者数：350人(延べ人数)
- ・利用距離：1,441.5km
- ・燃料削減量：約64.0リットル
- ・二酸化炭素排出削減量：約147kg

◆フロンの適正処理の実施[再掲]

別記1-(2)-①(P27)参照

◆フロンの適正処理の推進[再掲]

別記1-(2)-①(P27)参照

Pickup

電気自動車用急速充電器の設置

郡山市では、二酸化炭素排出量削減による地球温暖化対策の取り組みの一環として、エネルギー効率が良く、環境性能に優れた電気自動車等の普及促進を図るため、郡山市本庁舎敷地内に電気自動車用急速充電器を設置しました。

○ 利用方法

スマートフォンサイトを利用する、若しくは専用ナビダイヤルにご自身の携帯電話等で連絡することでご利用になれます。

(急速充電器にも利用方法を掲示しております。)

- ・利用時間 24時間年中無休
- ・利用料金 当面の間、無料でご利用いただけます。
- ・設置場所 郡山市本庁舎敷地内東側



電気自動車急速充電器

(1)-⑤二酸化炭素吸収源の確保

◆木質バイオマス利活用推進事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆森林環境交付金事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆分収造林事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆郡山市有林管理事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆木材等産地消推進事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆森林整備加速化・林業再生事業[再掲]

別記2-(1)-①(P31)参照

◆郡山市植樹祭[再掲]

別記2-(1)-①(P31)参照

◆農業振興地域整備促進事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36)参照

◆中山間地域等直接支払事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36)参照

◆農業参入者支援事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36)参照

◆耕作放棄地調査・復旧対策事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36)参照

◆風の高原フラワープロジェクト[再掲]

別記2-(3)-①(P36)参照

◆多面的機能支払交付金事業[再掲]

別記2-(3)-①(P36)参照

◆水源林再生支援事業[再掲]

別記3-(3)-①(P48)参照

◆花と緑の公園事業[再掲]

別記4-(4)-①(P71)参照

◆水と緑のまちづくり基金[再掲]

別記4-(4)-①(P71)参照

◆公園整備事業[再掲]

別記4-(4)-①(P71)参照

◆市有施設建設事業(施設緑化)[再掲]

別記4-(4)-①(P71)参照

◆道路整備事業(街路樹)[再掲]

別記4-(4)-①(P71)参照

◆フラワーロード推進事業[再掲]

別記4-(4)-①(P71)参照

◆都市計画道路整備事業(街路樹整備)[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆郡山市緑あふれるまちづくり事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照



(2)地球規模の環境問題への取り組み

(2)-①オゾン層保護対策の推進

◆フロンの適正処理の実施

〔各課等〕

公共施設、公用車などにおけるフロンの適正な管理及び処理を行いました。

◆フロンの適正処理の推進

〔各課等〕

家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法に基づき、各主体の費用負担の下、フロンの適正な回収処理の推進及び指導を行いました。

(2)-②酸性雨対策の実施

◆酸性雨調査監視事業

〔環境保全センター〕

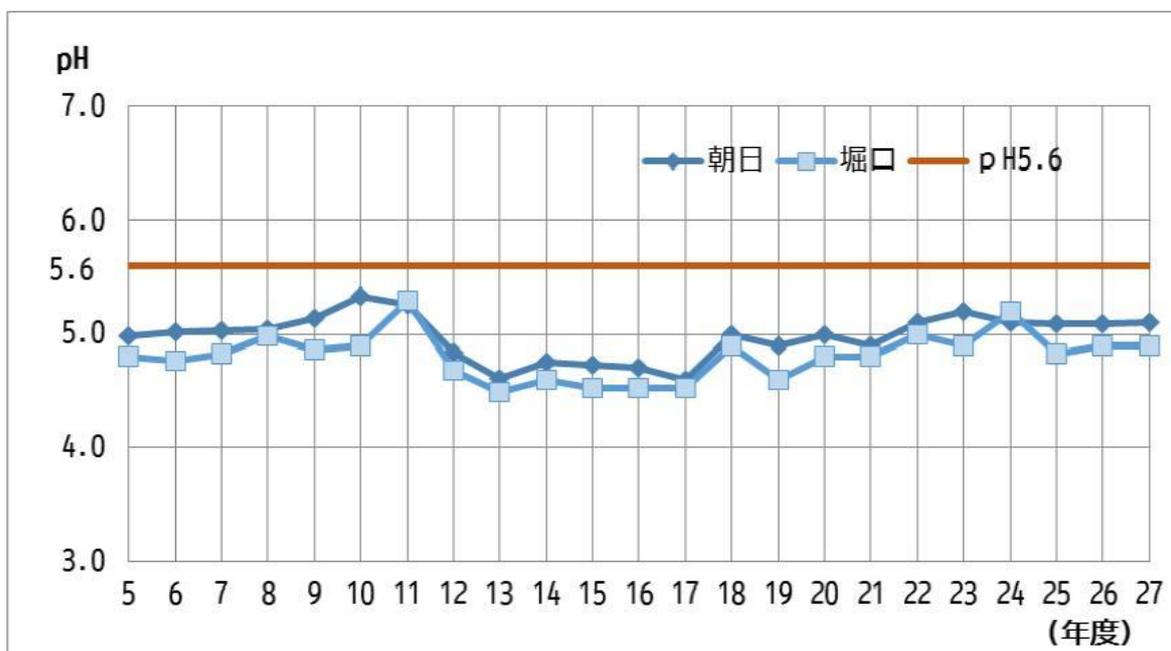
定期的に大気中に含まれる酸性降下物及び雨水の調査を実施し、大気汚染状況の監視調査を継続しました。

・酸性雨調査

〔調査地点〕朝日（環境保全センター屋上）、逢瀬町堀口の2地点

〔調査回数〕年25回（2週間に1回）

《平成27年度までの酸性雨調査結果グラフ》



※水素イオン濃度(pH)が5.6以下を酸性雨と呼びます。

水素イオン濃度(pH)が7.0よりも小さいと酸性と呼ばれ、より強い酸性になると数字が小さくなります。普通の雨でも空気中の二酸化炭素を取込み水素イオン濃度(pH)が5.6の酸性になります。

◆排出ガス等の規制・指導

〔各課等〕

工場・事業場等のばい煙や燃焼機器などについて、関連法令に基づき規制・指導を行いました。

1.「地球規模で考え、身近なところから実践する」～地球環境の保全～

◆自動車交通対策の推進

〔各課等〕

計画的な道路網の整備や低公害車の導入・普及促進、公共交通機関や自転車の利用による自動車の使用抑制に努めました。

(2)-③熱帯林保護対策の推進

◆森林認証製品の購入推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)

〔生活環境課〕

世界の森林を守るため、木材が原料に使用されている製品については、独立した機関により適切に管理されていることを認証された森林から産出される木材を原料とするもの（FSC認証材等）の購入を推進しました。なお、平成18年度から郡山市環境物品等の調達方針の判断基準にFSC認証材等であることを明記し推進を図っています。

◆市有施設建設事業(地場産材活用)

〔建築課〕

市有施設の建設において、森林資源の保全及び地産地消を推進し地場産材の積極的な有効活用を設計段階から考慮して施設の整備を図りました。

- ・屋敷前公園トイレ建設工事、待池公園北トイレ建設工事、福良浜公衆便所建設工事では、構造・内装材に地場産材を採用

(2)-④環境協力

◆福島県自然環境保全条例に基づく保全[再掲]

別記2-(1)-②(P31)参照

◆福島県自然公園清掃協議会[再掲]

別記2-(1)-②(P31)参照

◆三春ダム維持管理協議会[再掲]

別記3-(1)-③(P42)参照

◆大滝根川流域生活排水対策推進協議会[再掲]

別記3-(1)-③(P42)参照

◆阿武隈川サミット実行委員会[再掲]

別記3-(1)-③(P42)参照

◆猪苗代湖岸環境美化事業[再掲]

別記3-(2)-②(P44)参照

◆猪苗代湖環境保全推進連絡会による取り組み[再掲]

別記3-(2)-④(P45)参照

◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会による取り組み[再掲]

別記3-(2)-④(P45)参照

◆インキュベーションセンター事業

〔産業創出課〕

環境関連分野等での新事業創出を目指す企業などに対し、開発を促進させるため、研究や試作の場を提供するとともに、技術アドバイスを行うなど、ハード・ソフトの両面から支援を行いました。

〔平成28年3月31日現在〕8社入居中 2社環境関連分野



三春ダム

2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

(1) 緑豊かな自然の保全

本市には、奥羽山脈と阿武隈山系の森林が広がり、森林面積は市域の約5割を占めます。また、市街地にも、風致地区など自然が残されており、とても緑に恵まれています。

これら本市の持つ多様かつ豊かな自然の緑を保全し、次代に継承するとともに、自然と「共生」するまちづくりに努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
4	水源林再生支援整備面積	62ha	平成29年度
	森林伐採後の水源かん養、災害防止等の多面的機能を維持する再生林面積。再生林や保育等の実施に対し補助を行います。		

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
4	平成25年度	47.62ha	○
	平成26年度	52.12ha	○
	平成27年度	56.62ha	○

水源林再生支援整備面積については、前年度（52.12ha）から順調に増えており、計画通りに進んでいます。二酸化炭素の吸収源である森林の保全はより重要になってきており、今後も再生林の実施に対して補助を行うなど再生林面積の拡大に努めます。

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(1)-①森林・里山の保全

◆木質バイオマス利活用推進事業

〔林業振興課〕

森林の持つ多面的機能の維持増進と、森林資源の有効な活用を図るため、市役所本庁舎1階ロビーにペレットストーブを設置し、木質バイオマス利活用の推進を図りました。

◆森林保護対策事業

〔林業振興課〕

松くい虫等の被害拡大を防止するため、被害木の伐倒駆除を実施しました。また、森林病害虫の駆除や山火事防止を啓発し森林の保護を図りました。

- ・松くい虫等防除事業
伐倒駆除（市内一円） 821.4 m³
被害木調査（市内一円） 718 m³
- ・山火事防止啓発ポスター等の配布

◆森林環境交付金事業

〔林業振興課〕

県の森林環境税を活用し、森林環境学習事業を実施したほか、荒廃が懸念される森林の整備を行い、公益的機能の保全を図りました。

- ・森林環境講座「富良野自然塾」平成27年10月10日開催 参加者 40人
- ・安積町、田村町の主要地方道沿線等の森林景観整備事業 間伐・枯損木除去 6.34ha

◆分収造林事業

〔林業振興課〕

森林の有する多面的機能を発揮させるため、造林地所有者（地元財産区）と出資者（国立研究開発法人森林総合研究所）と造林者（郡山市）の三者で分収造林契約を結んだ森林1,953haの継続的な保育及び作業道修理を実施しました。

[造林事業] 除伐：38.57ha、林相調査：58.44ha

◆水源林再生支援事業[再掲]

別記3-(3)-①(P48)参照

◆郡山市有林管理事業

〔林業振興課〕

森林の持つ水源かん養機能の保全のため、郡山市有林562haの継続的な森林管理を行いました。
[造林事業] 下刈・作業道刈払 2.11ha

◆林道整備事業

〔林業振興課〕

森林資源の生産性の向上と林業経営の安定化を図り、また、公的多面的な機能を果たす森林の保全に不可欠な林道網の整備（保全）を計画的に実施しました。

- ・林道舗装工事 3路線 L=427.1m

◆木材等地産地消推進事業

〔林業振興課〕

郡山市主催のイベントにおいて、木工教室などを実施しました。また、市役所庁舎に郡山産木材「と・き・め・木」を使用したベンチを設置し、PRを図りました。

- ・こおりやま農林水産業フェスタ参加 平成27年10月24日・25日 参加者 158人
- ・郡山産木材使用ベンチ設置 2台

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

◆ふくしま森林再生事業

〔林業振興課〕

生活圏以外の民有林について、間伐等の林業的手法による森林整備と路網等の整備を一体的に実施し、森林の公益的機能を維持すると共に、放射性物質の低減と森林の再生を図りました。

- ・放射性物質対策 年度別計画、同意取得等 647.1 ha
枝葉等処理、表土流出防止対策 66 ha 延長 155 m
- ・森林整備等 森林整備（間伐等） 66 ha 路網等整備 延長 17,984 m

◆森林整備加速化・林業再生事業

〔林業振興課〕

間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業の再生を図るため、木材関係事業者に対して補助金を支出しました。

選別機・ログローダの導入（施設整備）、防腐及び不燃木材製造装置（施設整備）、CLTを使用した高性能・高耐力の床・壁パネルの接合部開発（研究開発）の3件に対して補助金を支出しました。

◆郡山市植樹祭

〔林業振興課〕

広く市民参加を募り、東部森林公園に中低木から高木まで様々な花木の植栽を行う植樹祭を開催しました。

平成 27 年 10 月 10 日実施 参加者数 280 人

(1)-②特色ある自然の保全

◆福島県自然環境保全条例に基づく保全

〔生活環境課〕

県自然環境保全条例に基づく各種事業の実施に際し、県自然保護課との連絡調整を図ることとしています。

◆福島県自然公園清掃協議会

〔生活環境課〕

自然公園の清潔を保持することを目的として、利用客が増加する平成 27 年 5 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日にかけて猪苗代湖周辺（舟津浜、舟津公園、青松浜、秋山浜、館浜、横沢浜、浜路浜）について清掃業務を実施しました。

◆指定文化財保護事業（自然物）

〔生涯学習課〕

指定天然記念物の定期診断を実施しました。また、市内に所在する貴重な樹木等については、指定文化財への指定手続きを行い、保存を図りました。

- ・指定天然記念物の定期診断 3 件
- 《平成 27 年度までの指定文化財への指定手続き》
- ・指定天然記念物（名勝、名勝天然記念物を含む）の指定件数 30 件

(1)-③開発における環境影響への配慮

◆環境影響評価制度

〔生活環境課〕

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、事前に調査、予測及び評価をし、その結果を公表して地域住民の意見を聴くことで十分な環境保全対策を講じようとするものです。

- ・実施対象事務なし

2. 「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

《これまでの市内における環境影響評価実施状況》

対象事業の名称	対象事業の種類	対象事業の規模	実施状況
郡山市安積南土地区画 整理事業	土地区画整理事業	約 72.5 ha	方法書手続終了
(仮称)郡山市福原土地 区画整理事業	土地区画整理事業	約 72 ha	〃
郡山西部第一工業団地 開発事業	工場又は事業場の用 地の造成の事業	約 147.7 ha	評価書手続終了
(仮称)沢又山高原風 力発電事業	風力発電所設置 事業	風力発電所出力：最大 34,500kW 風力発電機の台数：最大 15 台	準備書手続終了
会津布引高原風力発電 所設置事業※	風力発電所設置 事業	風力発電所出力：最大 60,000kW 風力発電機の台数：最大 46 台	評価書手続終了

※発電所名「郡山布引高原風力発電所」、発電所出力を最大出力 65,980kW、基数 33 基とし平成 19 年 2 月より稼動。

(1)-④広域的な連携

◆福島県自然環境保全条例に基づく保全[再掲]

別記 2 - (1) - ② (P31) 参照

◆福島県自然公園清掃協議会[再掲]

別記 2 - (1) - ② (P31) 参照

(2) 生物多様性の保全

本市の数多くの湖沼や河川、田園や森林には、多彩な動植物が生息・生育しています。これら生物多様性を保全するため、本市における動植物の生息・生育環境を考慮し、地域の環境特性に応じた生態系の維持・回復などに努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
5	カッコウの生息数	現状維持 (平成 18 年度 : 122 羽)	平成 29 年度
	カッコウが市の鳥であることにちなみ、公益財団法人日本野鳥の会郡山支部が野鳥愛護と自然保護の啓発のため、児童・生徒及び一般市民の協力を得て行っているカッコウ調査における市街地でのカッコウの生息数。シンボルとなる生物として、認識された数の現状維持を目標としています。		

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
5	平成 25 年度	132 羽	◎
	平成 26 年度	182 羽	◎
	平成 27 年度	138 羽	◎

現状で生息数を維持しているため、目標を達成しています。

※カッコウ調査とは、カッコウを見たあるいは声を聞いたというアンケートを基に生息数を推計するものです。カッコウはモズやオオヨシキリなどの仮親にヒナを育ててもらおうという習性を持つ鳥であり、カッコウの数を調べることは、他の鳥たちが生息できる環境が保全されているかを見る一つの目安になると言えます。

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(2)-①動植物の調査・把握

◆希少野生生物保護等啓発事業

〔生活環境課〕

ウェブサイトを通して、希少野生生物の情報を提供するとともに、市内の小学校6年の児童の協力を得てホタルマップを作成するなど、希少野生生物に対する意識啓発を実施しました。

(2)-②動植物の生息・生育環境の保全

◆野生鳥獣保護管理事業

〔園芸畜産振興課〕

野生鳥獣の適正な個体数の管理及び農林水産業・人的被害防止のため、有害鳥獣の捕獲を許可し、野生鳥獣の適正管理に努めました。

○捕獲許可件数

・市の許可件数 60 件、県の許可件数 31 件 合計 91 件

◆都市基盤河川改修事業[再掲]

別記3-(4)-②(P50)参照

(2)-③情報の提供

◆愛鳥週間の推進

〔生活環境課〕

ウェブサイトにおいて愛鳥週間の普及啓発を図るとともに、郡山市の鳥であるカッコウについての情報を発信するなど、野生の鳥類を大切にする愛鳥思想の啓蒙を図りました。



◆希少野生生物保護等啓発事業[再掲]

別記2-(2)-①(P34)参照

◆特定外来生物に関する啓発

〔生活環境課〕

特定外来生物による生態系への被害を防止するため、啓発用ポスターを掲示する等、啓発を実施しました。

(3)環境保全型農業の推進

本市において、農業は地域経済を支える重要な産業であると同時に、農地は良好な緑地空間となることや保水、地下水かん養、多様な動植物の生息・生育環境となるなどの多面的機能を有していることから、農地の適切な管理や、化学肥料・化学農薬の適正使用、堆肥など有機性資源の有効利用による土づくりなどを推進し、自然環境に配慮した持続性の高い農業を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
6	エコファーマー認定者数	600人	平成29年度
堆肥等による土づくりと、化学肥料・化学農薬の低減などを一体的に行うなど、持続性の高い農業生産方式を導入し、都道府県知事の認定を受けた環境にやさしい農業者（エコファーマー）の増加を推進しています。			

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
6	平成25年度	507人	△
	平成26年度	440人	△
	平成27年度	265人	△

エコファーマー認定者数は、震災の影響等もあり減少傾向にあります。今後も環境にやさしい未来型農業の推進を図るため、農業関係イベントでのPRや新規就農者への呼びかけに力を入れていきます。

2. 「自然と共に生きる」 ～豊かな自然環境の保全と創造～

(3)-①農地の保全と多面的機能の維持

◆農業振興地域整備促進事業

〔農業政策課〕

農業振興地域整備計画の管理を通じ、農地の維持保全と無秩序な廃防止等を図るため、年3回（4月、8月、12月）一般管理による農用地利用計画の変更を行いました。

重要変更	20件	31,337.30 m ²		
軽微な変更	4件	3,281.72 m ²	計24件	34,619.02 m ²

〈農業振興地域の概要〉（平成28年3月30日現在）
農業振興地域 41,656ha（内 農用地区域 15,546ha）

◆中山間地域等直接支払事業

〔農業政策課〕

中山間地域等における水源かん養等の多面的機能の保全を目的として、生産条件不利地域の集落のうち対象となる農地の面積に応じた交付金を交付し、農地の保全及び農業生産活動の維持発展を図りました。

〔対象集落数〕 31集落（農地保全活動等参加農家数 871名）
〔対象面積〕 684.821ha（6,848,210 m²）
〔交付金額〕 77,259千円
〔活動内容〕 農用地の維持管理（耕作放棄地の発生防止）
農業用水路等の維持管理
集团的サポート型集落協定（一部）

◆農業参入者支援事業

〔農業政策課〕

都市部で開催される就農相談会等に参加し、都市部在住の就農希望者へ就農情報を提供しました。

◆耕作放棄地調査・復旧対策事業

〔農業政策課〕

平成21年度に実施した耕作放棄地全体調査結果を基に、郡山市農業再生協議会と連携し、将来的な耕作放棄地の解消と有効利用に向けた方策を検討しました。

◆風の高原フラワープロジェクト

〔農業政策課〕

景観形成作物の作付けと市民参加の農業体験を実施し、布引高原の農業と観光の連携による地域活性化を図りました。

〈景観形成作物栽培〉
〔実施面積〕 13 ha
〔作付け作物〕 夏咲き ヒマワリ、コスモス
春咲き 菜の花、ミソハギ
〈農業体験〉
〔内 容〕 ダイコン・キャベツの作付け及び収穫の体験
〔参加者数〕 515人

◆多面的機能支払交付金事業

〔農地課〕

地域の農業者や非農業者が行う、農地、農業用水等の資源及び農村環境を守るための取り組みについて支援しました。

・共同活動
〔活動組織数〕 85組織
〔対象農用地面積〕 488,602a（内訳：水田 408,779a、畑 79,012a、草地 811a）

2.「自然と共に生きる」～豊かな自然環境の保全と創造～

(3)-②廃棄物の利活用の推進

◆畜産環境衛生対策事業

〔園芸畜産振興課〕

家畜のふん尿処理における現況調査、堆肥化技術指導の実施と、堆きゅう肥の適切な処理と有効利用を進め、悪臭や水質汚濁の発生防止を図りました。

◆エコファーマー認定推進事業[再掲]

別記2-(3)-③(P37)参照

(3)-③環境にやさしい農業の推進

◆エコファーマー認定推進事業

〔園芸畜産振興課〕

「持続性の高い農業生産方式」を推進し、「エコファーマー」の認定を受けるための支援を実施しました。

平成27年度認定者数：108人

≪平成28年3月末現在認定者数≫
265人

◆園芸振興センター実証・普及事業

〔園芸畜産振興課〕

「持続性の高い農業生産方式」に基づいた実証、試験を行い、農家への技術普及に努めました。

[実証]・園芸作物の見本展示野菜、花きのエコ方式生産実証(実証25課題)

[普及]・見学会、栽培展示会、普及資料等による技術の指導普及

[土壌分析]・適正な施肥設計を推進するため、農家の土壌分析を行いました。

◆農業用使用済みプラスチック適正処理推進事業

〔園芸畜産振興課〕

近年の農業分野における被覆栽培化の進展に伴い、多量に排出される農業用使用済みプラスチックの適正処理を推進するため、集積場所を設置し、申込チラシを作成して排出農家の適正処理の啓発に努めるとともに、農協による回収処理の推進を図りました。

・市内処理量41.77t(農協)

◆畜産環境衛生対策事業[再掲]

別記2-(3)-②(P37)参照

◆水環境にやさしい農業推進事業[再掲]

別記3-(2)-②(P45)参照

3. 「きれいな水を守る」 ～水環境の保全と創造～

(1) 水質の保全と浄化

河川、ため池など本市の豊富な水資源の水質を、私たちは清らかなまま次代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、生活排水、事業場排水、肥料・農薬の使用など、さまざまな水質悪化の原因をできるだけ低減し、河川、ため池、地下水など公共用水域の一層の水質の保全と浄化に努めます。

No.	環境指標	目標	目標年度
7	河川のBOD値	全地点で環境基準値以下を維持	平成29年度
<p>河川水質の汚れ具合を示すBODについて、市内の7地点で「環境基準」（維持することが望ましい基準）が設定されており、全地点で環境基準値以下を維持することを目標とします。 《調査地点》【阿武隈川】 阿久津橋 【五百川】 石筵川合流後 【大滝根川】 阿武隈川合流前 【逢瀬川】 馬場川合流前・幕ノ内橋上流・阿武隈川合流前 【谷田川】 谷田川橋</p>			

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
7	平成25年度	7地点中6地点で環境基準値以下	○
	平成26年度	全地点で環境基準値以下	◎
	平成27年度	全地点で環境基準値以下	◎

全地点で環境基準値以下を維持しています。しかし、前年度よりも数値が悪化した地点もあることから、今後も引き続き水質の保全・浄化に努め、全地点での環境基準値以下を目指します。

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

(1)-①水質調査の実施

◆公共用水域水質調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に基づき、市内を流れる河川及び湖沼の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施するとともに、独自調査も併せて実施しました。

- ・水質測定計画によるもの 1 湖沼 3 地点、11 河川 13 地点
- ・独自調査によるもの 2 湖沼 8 地点、5 河川 7 地点、湖水浴場 7 地点
- ・調査実施回数（水質測定計画によるもの）
 - 猪苗代湖 年 8 回
 - 逢瀬川、大滝根川、谷田川 年 12 回
 - 五百川、舟津川、菅川、常夏川、笹原川 年 6 回
 - 桜川、藤田川、亀田川 年 4 回

【平成 27 年度水質調査結果表】（測定期間：平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）

水系	水域名	調査地点	環境基準 [mg/l] (COD または BOD)	調査結果
阿賀野川	猪苗代湖	浜路浜	COD 3 以下	1.3
		舟津港	COD 3 以下	1.1
		青松浜	COD 3 以下	1.3
	舟津川	舟津橋	設定なし	0.7
	菅川	三浜橋上流	設定なし	1.0
	常夏川	大作橋上流	設定なし	0.8
阿武隈川	阿武隈川	阿久津橋	BOD 3 以下	1.2(国交省速報値)
	五百川	石筵川合流後	BOD 2 以下	1.2
	逢瀬川	馬場川合流前	BOD 2 以下	1.2
		幕ノ内橋上流	BOD 3 以下	2.1
		阿武隈川合流前	BOD 5 以下	2.5
	大滝根川	阿武隈川合流前	BOD 2 以下	1.6
	谷田川	谷田川橋	BOD 2 以下	1.8
	桜川	小泉橋	設定なし	2.9
	藤田川	阿武隈川合流前	設定なし	2
	亀田川	逢瀬川合流前	設定なし	2.9

備考;BOD(河川)及び COD(湖沼)の評価は、環境省の定める方法によります。(75%値)※

◆休廃止鉱山調査

〔環境保全センター〕

公共用水域の水質を保全するため、休廃止鉱山から排出される鉱水の継続調査を行いました。

- ・高玉鉱山 年 1 回

調査結果では、下流において影響は認められませんでした。

(道路崩落・工事等により松井鉱山及び高旗鉱山からの排出鉱水は調査できませんでした。)

(1)-②水質浄化対策

◆特定事業場等調査(水質)

[環境保全センター]

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に規定される特定工場・事業場及び福島県生活環境保全等に関する条例に規定されている指定事業場等への立入調査及び改善指導等を実施しました。

【平成 27 年度届出状況】

届出の種類	特定事業場	排水指定事業場
設置届出	28 件	0件
構造等変更届出	13 件	0件
使用届出	0件	0件
氏名等変更届出	38 件	1件
承継届出	1件	0件
使用廃止届出	33 件	2件

◆下水道等普及促進事業

[下水道総務課]

水質汚濁を防止し、安全で快適な生活環境を確保する下水道等の効果を高めるため、各種普及促進活動により整備区域における早期接続を促進しました。

◇各イベントでの普及啓発の実施

- ・「わくわくフェスタ」平成 27 年 7 月 5 日（日）なかまち夢通り
- ・「湖南町文化祭」平成 27 年 11 月 1 日（土）サンサングリーン湖南において、下水道相談コーナーの設置及び啓発用品の配布を行い、普及促進に努めました。

◇普及訪問活動

- ・下水道等未接続世帯訪問件数

公共下水道地区：3,848 件 農業集落排水地区：378 件 計 4,266 件

◇融資あっせん実行数

公共下水道：8 件 農業集落排水：1 件 計 9 件

◆公共下水道汚水施設整備事業

[下水道建設課]

公衆衛生の向上及び阿武隈川水系に係る公共用水域の水質改善を目的として、公共下水道の整備を行いました。

◇平成 27 年度整備面積 14.5ha

《平成 27 年度までの整備状況》

年 度	整備済面積	処理人口普及率
平成 22 年度	4,341ha	70.7%
平成 23 年度	4,378ha	70.8%
平成 24 年度	4,385ha	70.2%
平成 25 年度	4,401ha	70.3%
平成 26 年度	4,416ha	71.1%
平成 27 年度	4,430ha	71.4%

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

◆郡山市県中流域関連汚水処理事業

〔下水道総務課〕

本市を貫く阿武隈川は、流域面積約 5,405k m²（福島県分 4,080k m²）、延長 239km（福島県分 181km）で、その流域では、福島市、郡山市をはじめとする 11 市町村、県総人口の半分以上の人々が生活しており、人口、産業の集中が著しいため、河川の水質悪化が近年顕著になっています。阿武隈川流域の県中地域 3 市 2 町における広域的な下水道整備のため、流域下水道建設及び維持管理に要する経費を負担しました。

- ・ 水処理施設改築更新
- ・ 年間処理水量：26,987,820 m³

《平成 27 年度までの整備状況》

- ・ 管渠工 県中幹線 37.0 km 処理場 水処理施設能力 142,800 m³/日最大

◆浄化槽設置整備事業

〔下水道総務課〕

公共下水道等の未整備地域についても快適な生活環境を確保し、公共用水域等の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、設置を促進しました。

【平成 27 年度補助状況】

	区分	5 人槽	6～7 人槽	8～10 人槽	計
補助限度額 (千円)	単独処理浄化槽からの転換	332	414	548	
	汲み取り便槽からの転換	373	465	616	
	〃 (窒素リン除去型)	973	1,273	1,764	
	転換以外 (湖南町)	614	853	1,243	
補助基数 (基)	単独処理浄化槽からの転換	3	9	3	15
	汲み取り便槽からの転換	6	17	0	23
	〃 (窒素リン除去型)	0	1	0	1
	転換以外 (湖南町)	0	0	0	0

合計 39 基

《平成 27 年度までの補助基数累計 (平成 5 年～)》

補助基数 5,641 基

※「浄化槽」とは、トイレ排水や台所・風呂・洗濯及び洗面などの生活雑排水を微生物のはたらきを利用して処理し、きれいな水にして放流する施設です。大きく分けて以下の 2 つがあります。

単独処理浄化槽：トイレ排水のみを処理する浄化槽

合併処理浄化槽：トイレと台所・風呂など生活雑排水を合わせて処理できる浄化槽

◆浄化槽維持管理費補助事業

〔下水道総務課〕

合併処理浄化槽の使用者等の負担軽減を図るため、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検、浄化槽に溜まった汚泥を汲み取る清掃及び浄化槽法で定められている 11 条検査に対する補助を行いました。

◇平成 27 年度補助状況

人槽区分	5～7	8～10	計
補助金額 (千円)	15	20	
補助基数 (基)	2,646	136	2,782

《平成 27 年度までの補助基数累計 (平成 12 年～)》

人槽区分	5～7	8～10	計
補助基数 (基)	21,229	3,201	24,430

◆**下水道整備推進重点化構想策定事業**

〔下水道総務課〕

本市の下水道全体計画区域内の未整備地域において下水道施設の迅速な整備を進めるため、時代に即した経済的・効率的な整備構想の策定を行いました。

◆**生活排水対策事業(生活排水対策講座)**

〔生活環境課〕

河川の汚れの主な原因が生活排水であることから、きらめき出前講座及びどこでも環境教室などにより生活排水対策の必要性について啓発を行いました。

・実施回数 3回、受講者数 271名

(1)-③**広域的な連携**

◆**三春ダム維持管理協議会**

〔政策開発課〕

三春ダムの適正な維持管理及び水質の保全を図ることを目的とし、会員市町村内で情報交換等各種活動を行いました。

構成団体：三春町（会長）、郡山市、二本松市、田村市、本宮市

◇「三春ダム維持管理協議会総会」

〔日時〕 平成27年7月9日

〔場所〕 三春ダム管理所

〔内容〕 平成26年度事業報告・収支決算報告、
平成27年度事業計画・収支予算等

◇「さくら湖流域ネットワーク総会」

〔日時〕 平成28年2月22日

〔場所〕 自然観察ステーション

〔内容〕 基調講演など

◆**大滝根川流域生活排水対策推進協議会**

〔生活環境課〕

大滝根川流域が生活排水対策重点地域に指定されたことに伴い流域市町が協議会を設置し、各市町において、生活排水対策を行いました。

◇生活排水対策啓発事業

ゴムベラ及び啓発用チラシを各種イベントにおいて配布

◆**阿武隈川サミット実行委員会**

〔生活環境課〕

阿武隈川をよく知り、川との共生をめざしながら、流域それぞれの実態に即した治水・利水計画との調和を図り、河川環境保全を推進するため、福島県・宮城県内の阿武隈川沿いの22自治体が連携し、良好な河川環境を貴重な遺産として次世代に伝えていく取り組みを行いました。

(2)猪苗代湖の保全

豊かな自然に恵まれた良好な水環境のシンボリック存在でもある「紺碧の猪苗代湖」の水環境の悪化を未然に防止し、美しいままに将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重大な使命です。

そのため、県や周辺市町村などと連携し、猪苗代湖の水環境保全対策を総合的かつ計画的に推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
8	湖心の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	0.50 以下 0.20 以下 0.003 以下	平成29年度
9	湖南岸部(湖南地区)の水質測定値 COD (mg/l) 全窒素 (mg/l) 全りん (mg/l)	1.0 以下 0.20 以下 0.005 以下	平成29年度

水の汚れ具合を示すCOD、全窒素、全りんについて、良好な水質を長期的に保つため、改善・維持することを目標とします。目標の設定にあたっては、福島県策定の「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」との整合を図ります。なお、目標値の変更があった場合には、その目標値によるものとします。

● 計画の目標に対する評価

年 度	環境指標	湖心の水質測定値		湖南岸部(湖南地区)の水質測定値	
		現 況	評 価	現 況	評 価
平成25年度	COD	1.3		1.2	
	全窒素	0.23	△	0.24	△
	全りん	0.006		0.006	
平成26年度	COD	1.1		1.2	
	全窒素	0.22	△	0.23	△
	全りん	0.003		0.004	
平成27年度	COD	1.1		1.2	
	全窒素	0.26	△	0.26	△
	全りん	0.006		0.006	

COD、全窒素並びに全りんの三項目で、目標値を上回っています。今後もより一層、流域自治体等と連携を図りながら水質の浄化に努めるとともに、公共下水道の整備や流入河川流域の排水対策等の広域的な対策を県に対して、継続して要望して参ります。

(2)-①水質の調査・研究

◆猪苗代湖水環境保全事業

[環境保全センター]

猪苗代湖の水質を保全するため、湖水の透明度低下要因、pH 上昇関与物質、富栄養化現象の動向とその結果増加するプランクトン量、湖内生産量増加要因物質等の調査を実施しました。

◇調査実施内容

- ・猪苗代湖水質調査

調査地点：猪苗代湖（浜路浜、舟津港、青松浜）

調査項目：透明度、窒素、りん、鉄、マンガン、イオンバランス（陰イオン、陽イオン）等

- ・湖内生産量調査 調査項目：プランクトン、クロロフィル a

≪猪苗代湖の pH≫

水質汚濁防止法に基づき、猪苗代湖の水質汚濁状況を監視するため、福島県との協議により水質測定計画を作成し、水質調査を実施しました。

- ・調査地点：浜路浜、舟津港、青松浜
- ・調査回数：4月から11月まで8回実施

【猪苗代湖水質調査結果】

調査地点	pH					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27
浜路浜	6.8	6.8	6.9	6.8	6.9	7.0
舟津港	6.8	6.8	6.9	6.8	6.9	7.0
青松浜	6.8	6.8	6.9	6.8	6.9	7.0

(2)-②水質・周辺環境対策

◆特定環境保全公共下水道整備事業

[下水道建設課]

外出、中浜、秋山地区の公共下水道整備を図るために、管渠整備の詳細設計を行いました。

≪平成 27 年度までの整備状況≫

全体計画面積	整備済面積	整備率
180ha	144.5ha	80.3%

◆猪苗代湖岸環境美化事業

[生活環境課]

本市、会津若松市及び猪苗代町で構成する猪苗代湖環境保全推進連絡会において、猪苗代湖岸の環境美化を図るため、次の事業を行いました。

◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃

[実施期間] 平成27年4月1日～11月30日

[実施箇所] 猪苗代湖各浜（14浜）

[実施状況] 延べ38日（会津若松市5日、郡山市9日、猪苗代町24日）

（本市の清掃砂浜：館浜、舟津浜、青松浜、秋山浜、横沢浜）

◇猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦

[実施状況] 郡山市（館浜、8月5日） 市民 40名 収集ごみ約25kg

猪苗代町（上戸浜、8月2日） 町民 107名 収集ごみ約52.5kg

会津若松市（崎川浜、8月2日） 市民 23名 収集ごみ約10kg

※このほか、年間を通して県内のボランティア団体や企業等の様々な団体により湖岸清掃が行われています。

◆猪苗代湖の水を守りたい事業[再掲]

別記5－（1）－②（P81）参照

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

◆水環境にやさしい農業推進事業

〔園芸畜産振興課〕

猪苗代湖の良好な水環境を保全するため、適切な施肥及び水管理についての啓発を行うことにより、農用地からのりん及び窒素の含有物、稲わら、刈り取った雑草等の流出抑制に努めました。

◆特定環境保全公共下水道接続補助事業

〔下水道総務課〕

湖南地区特定環境保全公共下水道事業で整備した区域において、接続率の向上及び猪苗代湖など公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道へ接続する高齢者世帯へ補助を行いました。

- ・ 補助件数 2 件 補助金額 400,000 円

(2)-③適切な利活用の推進

◆猪苗代湖岸施設整備事業

〔観光課〕

湖水浴場及びキャンプ場等の利便性や利用客の安全性等を確保し、観光地のイメージアップ及び観光誘客を図るため、トイレやキャンプ施設、駐車場の整備を行いました。

- ・ 平成 27 年 7 月 18 日（土）から 8 月 23 日（日）まで湖水浴場開設
- ・ 湖水浴場開設期間中、監視員による湖岸巡視及び清掃を実施

◆猪苗代湖湖岸周辺景観づくり重点地区における届出制度〔郡山市景観まちづくり事業：再掲〕

別記 4 - (4) - ③ (P73) 参照

◆屋外広告物規制による良好な景観形成の推進〔屋外広告物許可制度：再掲〕

別記 4 - (4) - ③ (P74) 参照

(2)-④広域的な連携

◆猪苗代湖環境保全推進連絡会による取り組み

〔生活環境課〕

猪苗代湖の環境及び水質保全対策を総合的に推進するため、平成 13 年に本市、会津若松市及び猪苗代町により設立されたもので、次の事業を行いました。

- ◇ビーチクリーナーによる砂浜清掃
- ◇猪苗代湖岸一斉クリーンアップ作戦
- ◇子ども交流会

〔開催日〕平成 27 年 11 月 13 日

〔開催場所〕会津若松市生涯学習総合センター

〔内 容〕猪苗代湖を囲む小学生の環境活動発表などを行いました。（参加者 120 名）

- ◇猪苗代湖に関連するイベントでの啓発
啓発グッズ 900 セットを購入し、各種イベント等において配布・啓発を行いました。
- ◇ビーチクリーナーによる水草回収

〔内 容〕水質汚濁の 1 要因となる漂着水草をビーチクリーナーで回収しました。

（回収量 約 2.8 t）

◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会による取り組み

〔生活環境課〕

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼流域の水環境保全対策を積極的に推進し、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画に寄与することを目的として、平成 12 年 11 月に設置されたもので、次の各種事業を行いました。

〈構成会員〉 福島県、周辺市町村、民間団体及び個人

- ◇「県民参加による猪苗代湖のボランティア清掃」

平成 27 年 6 月 27 日猪苗代湖舟津浜（郡山市）にて開催（参加者 350 名）

3.「きれいな水を守る」～水環境の保全と創造～

◇水環境保全推進員活動

水環境保全推進員の委嘱による巡回等活動（委嘱数：21人）

◇その他、会報誌の発行、湖美来基金による湖美来クラブ運営、水環境保全活動の支援事業、他団体等が実施するイベント等への後援、参加等を行いました。



湖南町舟津の鬼沼地区から見た猪苗代湖と磐梯山

(3)水資源の確保と水の有効利用

自然が持つ本来の保水能力の保全のため、水源かん養林・農地の保全や雨水浸透を推進するとともに、雨水貯留の推進や節水などにより水資源を有効に利用し、良好な水循環の保全に努めます。

No.	環境指標	目標	目標年度
10	1人1日当たりの節水量	120節水 (使用量3300)	平成29年度
	シャンプーを流すときだけでなく、髪を洗っている間、シャワーを1分間出しっぱなしにしていると、120の水が流れてしまうといわれます。日常生活での節水を心がけ、1人1日当たりの水道使用量(=3420：H19年の使用量)を基準とし、1日1分間120の削減を目指します。		

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
10	平成25年度	60節水 (使用量3360)	○
	平成26年度	90節水 (使用量3330)	○
	平成27年度	160節水 (使用量3260)	◎

平成27年度は、節水量、使用量共に目標を達成しました。今後も節水意識の啓発に努めます。

(3)-①地下水かん養機能の確保

◆分収造林事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆水源林再生支援事業

[林業振興課]

森林主伐後の水源かん養、災害防止など「森林の持つ公益的機能」を保全するための再造林の実施に対し補助を行いました。

[事業内容] 補助対象面積 4.5 ha

[事業費] 4,500,000円

◆郡山市有林管理事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆市有施設建設事業(雨水浸透・透水性舗装の導入)

[建築課]

市有施設の建設において、舗装面の雨水等を側溝に排水せずに土壤に浸透させることにより水循環の保全を図っています。

(3)-②水資源の有効利用

◆節水・水有効利用の推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)[生活環境課]

行政が自ら一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、水道使用量の削減に取り組みました。震災以降は活動量の増加により、事業部門などの一部施設では使用量が増加しましたが、日頃から全庁的に節水の徹底がされていることから、全体としての使用量は減少しました。

平成27年度水道使用量】

水道使用量[m ³]		平成21,27 年度比[%]
平成21年度	平成27年度	
845,882	824,833	-2.5

◆雨水流出抑制施設整備促進事業(ゲリラ豪雨対策9年プラン)[再掲]

別記4-(4)-④(P75)参照

(3)-③規制・指導

◆地盤沈下対策

[環境保全センター]

良好な水循環の確保を図るため、県条例に規定される一定規模を有する揚水設備の設置届出時において適正揚水量の指導を行いました。

◇福島県生活環境の保全等に関する条例第55条に基づく届出

(吐き出し口の断面積 21cm²を超える設備)

・平成27年度届出 氏名変更等届出：4件 廃止届出：1件 設置届出：1件

《平成27年度末までの届出状況》

届出事業場数：33(施設数：90)

(4) 身近な水辺の保全と創造

水とふれあう場や親しみある水辺空間の整備・活用に努めるとともに、河川改修などにおいては、多自然性護岸を積極的に取り入れるなど、自然に配慮した水辺の保全と創造に努めています。

No.	環境指標	目標	目標年度
11	多自然工法による河川等の整備延長	7.0 km	平成29年度
準用河川における多自然工法での護岸等の整備延長。自然に配慮した水辺の保全・再生を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
11	平成25年度	3.5 km	△
	平成26年度	3.5 km	△
	平成27年度	3.5 km	△

台風等の自然災害が増える状況のなか、河川等の改修においては、防災面を優先し環境に配慮した改修に重点を置くことは難しい状況もありますが、今後も自然環境保全にも配慮した河川整備を推進していきます。

なお、平成27年度中は準用河川である愛宕川において、多自然工法による河川改修を行いました。

(4)-①水と親しめる空間の創造

◆水辺空間整備事業

〔河川課〕

各々の河川が持つ、歴史、風土、自然環境を十分に尊重した有効な水辺空間の保全と利用を考え、「水と緑あふれる水辺空間」を住民と一体となり創出するため整備を進めています。

- ・河川愛護団体報奨金：57 団体
- ・河川環境保全事業：花苗配布
[事業費]16,776,000 円

(4)-②環境に配慮した護岸の整備

◆都市基盤河川改修事業

〔河川課〕

河川狭小と流域内の急激な都市化により、著しく低下している治水安全度を高めるため、河川改修を行うとともに、親水性や河川の自然環境に配慮することにより、市民が“憩い”と“うるおい”を感じる川づくりを進めています。

[対象河川] 一級河川 南川

[事業内容] 函体工事、護岸工事、橋りょう下部工事

◆河川改修事業

〔河川課〕

水生植物を育み水辺環境の保全を回復するため、河川改修において従来のコンクリート護岸ではなく自然石を利用した多自然護岸を採用しました。

- ・準用河川：愛宕川
- ・普通河川：大槻川（中野堰暫定改修）、宮南川

◆水辺空間整備事業[再掲]

別記 3 - (4) - ① (P50) 参照

(4)-③保全活動の推進

◆河川クリーンアップ作戦

〔河川課〕

ふるさとの川や海的环境美化作業を通じて、河川・海岸に対する愛護意識のより一層の普及を目指し、「河川・海岸愛護月間」である7月の第一日曜日を「河川愛護デー」として、県内の河川・海岸において県民総参加のもとに環境美化活動（クリーンアップ作戦）を実施しています。

- ・参加人数：15,323 人
- ・ゴミ搬入量：56,210 kg（可燃 53,760 kg・不燃 2,450 kg）

※東日本大震災の影響により、福島県は昨年度と同様、県内一斉の実施を見合わせたが、郡山市は地域住民の要望等もあり、平成 27 年 7 月 5 日（日）に実施した。

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

(1) 廃棄物対策

「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」へと転換を図ることが求められています。そのため、廃棄物（一般及び産業廃棄物）を適正に処理するという考え方だけではなく、廃棄物の減量化や資源の有効利用に取り組みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
12	1人1日当たりのごみ排出量	990g	平成29年度
13	リサイクル率（家庭系）	24.0%	平成29年度

市の施設で処理したごみの量をもとに、市民1人1日当たりのごみの排出量を算出し、市全体でごみ減量を目指します（集団資源回収量とあわせ産廃量を除く）。また、リサイクル率（家庭系） $[\text{資源物として回収した量} + \text{破砕回収金属} + \text{集団資源回収}] \div (\text{家庭系ごみ量} + \text{集団資源回収})$ の向上を目指します。

● 計画の目標に対する評価

年度	1人1日当たりのごみ排出量		リサイクル率（家庭系）	
	現況	評価	現況	評価
平成25年度	1,447g	△	20.09%	△
平成26年度	1,454g	△	18.77%	△
平成27年度	1,293g	△	17.86%	△

1人1日当たりのごみ排出量は、平成26年度に比べ減少しましたが、目標値達成に至りませんでした。家庭系ごみのリサイクル率については、平成26年度に比べより低下し、計画より低い水準となっていますが、民間企業における古紙等の資源回収活動が進んでおり、市全体の資源回収量は増加しつつあります。今後も積極的な3Rの推進やごみの減量に関する施策の推進や、民間企業による資源回収活動の利用を呼びかけるなど、目標達成に向けた取り組みを進めていきます。

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

(1)-①意識啓発

◆廃棄物排出量の削減（第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業）

〔生活環境課〕

行政自らが一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、廃棄物排出量の削減に努めました。なお、平成 27 年度は震災以降の業務増加に伴い用紙等の使用量が増加したことにより廃棄物排出量も増加しました。

【廃棄物排出量】

種 別	廃棄物排出量[t]		平成 21,27 年度比[%]	
	平成 21 年度	平成 27 年度		
合 計	1,236	1,654	+33.8	
内 訳	可燃ごみ	1,179	1,553	+31.7
	不燃ごみ	57	101	+77.2
(参考)資源物	107	124	+15.9	

◆グリーン購入の推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)

〔生活環境課〕

地球上の限りある資源（エネルギー、金属、森林など）を有効に活用し、資源の循環利用を図るなど地球への負担を最小限に抑えるため、平成 27 年度郡山市環境物品等の調達方針に基づき、15 分野 110 品目について調達目標を設定し、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入する「グリーン購入」を推進しました。



◆教育施設生ごみ再利用処理機設置事業

〔学校管理課〕

ごみの減量化・リサイクル意識の高揚を図るため、学校給食から排出される野菜屑、残さ等をコンポスト化（肥料）し、環境教育及び情操教育の一環として有効活用を努めました。

《平成 27 年度までの実績》

- ・設置施設：自校給食実施小中学校及び共同調理施設 62 施設

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆家庭系ごみ減量推進事業

〔清掃課〕

町内会等のごみ出し対話集会の実施をはじめ、広報誌、ウェブサイト等に啓発記事を掲載し、ごみ減量の協力を呼びかけました。

- ・対話集会実施回数 2回
- ・広報誌等掲載回数 21回

◆事業系ごみ減量推進事業

〔清掃課〕

ごみ集積所に事業系ごみを排出した事業者に対し、ごみの適正処理について指導・助言を行いました。

- ・事業者に対する指導・助言件数 3件

◆環境浄化推進員制度〔再掲〕

別記4-(1)-②(P55)参照

◆集団資源回収報奨金制度〔再掲〕

別記4-(1)-②(P56)参照

◆市民総ぐるみクリーンこおりやま運動

〔清掃課〕

美しいまち、美しい自然を保全し快適な生活環境を築くとともに、ごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図るため、道路、公園、公共施設等の周辺に捨ててある空き缶、空きびん、紙くずなどの収集を市民が一丸となって実施しました。

- ・第1回 平成27年度6月7日(日) 収集量: 129.04 t
- ・第2回 平成27年度10月4日(日) 収集量: 113.20 t

◆木戸前清掃

〔清掃課〕

平成8年6月から、毎月1日の朝、全市一斉に市民及び事業者が、それぞれの家、商店及び事業所などの出入口や玄関先(木戸前)を清掃することで、散乱ごみに対する意識の啓発を行っています。

◆アイラブロード事業

〔道路維持課〕

地域の皆様に、自らの地域道路の清掃活動をボランティアとして協力いただき、市民の活動を支援しました。

- ・平成27年度新規加盟団体 10団体

◆3Rフェスティバル

〔清掃課〕

「ごみ減量・リサイクル推進週間」及び「環境月間」に合わせクリーンフェスティバルを開催し、「ごみの減量とリサイクル」、「きれいなまちづくりと環境保全」に対する市民の意識高揚を図りました。

- ◇「ごみゼロの日」ポイ捨て等防止啓発キャンペーン

日時:平成27年5月29日(金)

場所:JR郡山駅西口駅前中央広場及びその周辺

内容:ポイ捨てごみの回収並びに街頭啓発活動を行いました。

- ◇ごみ処理施設見学バスツアー

日時:平成27年7月2日(木)

場所:富久山クリーンセンター

内容:ごみ処理施設の見学会を実施しました。(参加者:92名)

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

- ◇「ごみをなくそう！ぼく、わたしの提言」作文・ポスター・標語コンクール
内容：「3R」をテーマとして、市内の小学生から作文・ポスター・標語を募集し、優秀作品を表彰しました。（応募作品数：323 作品）
- ◇「生ごみ減量！減るしいレシピ」コンクール
内容：「生ごみ減量」をテーマとして、市民からオリジナルレシピを募集し、優秀作品を表彰しました。（応募作品数：81 作品）
- ◇リサイクルを考えるステージ
日時：平成 27 年 10 月 17 日（土）
場所：イトーヨーカドー郡山店
内容：郡山女子短大生による廃棄物を利用した子ども向けの人形劇や楽器の演奏及びポイ捨て防止、ごみ減量、リサイクル、分別収集についての PR トーク並びにリサイクル対象の資源物の展示などを行いました。

◆出前講座「わたしたちとごみ」の実施

〔清掃課〕

きらめき出前講座及びどこでも環境教室により、ごみの減量やリサイクル、まち美化に係わる取り組みについて説明を行い、ごみ問題に関する理解と協力を求めました。

- ・実施回数 2 回、受講者数 106 名

◆「わたしたちとごみ」作成・配布事業

〔清掃課〕

子どもたちに郡山市のごみ処理の現状とリサイクルについて学習してもらい、自分たちにもできる取り組みについて知ってもらうため、社会科授業の学習資料として「わたしたちとごみ」を作成し、市内小学校 4 年生に配布しました。

- ・作成部数： 3,500 部

◆リサイクル図書コーナーの設置

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、市民から寄贈された図書によるリサイクル図書コーナーを設置し、図書の再利用を図りました。

合計 1,800 冊

（内訳）4 月： 0 冊、 5 月： 50 冊、 6 月： 50 冊、 7 月： 50 冊、 8 月： 250 冊、
9 月： 300 冊、 10 月： 150 冊、 11 月： 200 冊、 12 月： 300 冊、
28 年 1 月： 150 冊、 2 月： 150 冊、 3 月： 150 冊

また、昨年に引き続き、蔵書として適さなくなった図書館資料と保存期限の過ぎた雑誌などを広く市民に無償提供し、不要となった図書の有効活用を図るリサイクルブックフェアを、図書館全館（12 館）で実施しました。

◇平成 27 年度事業内容

12 館合計 準備：22,416 冊、譲与：14,352 冊、来場：2,295 人、譲与：1,825 人

(1)-②一般廃棄物処理の適正化

◆粗大ごみリユース（再使用）推進事業

〔清掃課〕

3R 施策の一つであるリユース（再使用）の推進を図るため、粗大ごみの中から使用状態がよく、修理等を要せず現状のまま再使用可能な家具を、希望する市民に無償での提供を行いました。

- ・リユース家具展示会及び申込抽選会の実施回数 4 回
- ・リユースした家具の数 59 点

◆家庭系ごみ減量推進事業〔再掲〕

別記 4 - (1) - ① (P53) 参照

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

◆事業系ごみ減量推進事業[再掲]

別記4-(1)-①(P53)参照

◆分別収集推進事業

[清掃課]

市内各世帯への平成27年度ごみの日カレンダー、ごみの分け方と出し方パンフレットの配布等により、ごみの分け方と出し方について周知徹底を図りました。

【分別の種類一覧(4種13分別)掲載]

4種	13分別
燃やしてよいごみ	燃やしてよいごみ
燃えないごみ	燃えないごみ
粗大ごみ	粗大ごみ
資源物	びん、乾電池、ガスカートリッジ・スプレー缶、アルミ缶・スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装



ごみの日カレンダー

◆生ごみ減量啓発事業

[清掃課]

(生ごみ処理容器無償貸与事業)

一般家庭の生ごみ減量化を推進し、併せて再利用及び環境保全に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器(コンポスト容器、ボカシ密閉容器)を無償貸与しました。

- ・コンポスト容器無償貸与数 270個
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 104組

《平成27年度までの実績》

- ・コンポスト容器無償貸与数 9,639個(H4～)
- ・ボカシ密閉容器無償貸与数 5,998組(H7～)

◆環境浄化推進員制度

[清掃課]

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇地区住民との連携による監視体制

- ・不法投棄監視員による管内巡回：25名(14地区)
- ・各地区保健委員会環境浄化部(環境浄化推進員)による地区内の監視：約700名

◇企業等との連携による監視体制

多数の外務職員等を擁する企業・団体との不法投棄に関する情報提供の協定の締結

- ・郡山市内54郵便局(平成13年8月9日締結)
- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合(平成14年2月12日締結)
- ・市内21の各業種組合並びに団体(平成15年9月4日締結)
- ・一般社団法人福島県測量設計業協会県中支部(平成18年11月21日締結)
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会(平成19年6月29日締結)

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆集団資源回収報奨金制度

〔清掃課〕

再生利用可能な廃棄物の集団回収運動を実施した団体に対して報奨金を交付し、ごみ問題に対する市民意識の高揚と資源の有効利用を図りました。

[対象品目]古紙、金属、繊維、びん、その他有価物

[単 価] 5円/kg (一律)

[実施団体数]554 団体

[回 収 量]6,102 t (古紙：5,783 t、金属類：158 t、繊維：5 t、びん：156 t)

[報 奨 金]33,250,115 円

◆資源回収業者報奨金制度

〔清掃課〕

集団資源回収運動を推進するため、市場価格の低落等により資源物が引き取られない状況が生じた場合、資源物を回収する業者等に対し報奨金を交付しています。平成 27 年度は、資源物の市場価格の安定により、業者等に対する報奨金の交付実績はありませんでした。

◆一般廃棄物収集運搬業務

〔清掃課〕

一般廃棄物収集運搬業務の民間委託など、効率的なごみ収集体制の整備を図りました。

一般廃棄物処理状況（汚泥類を除く） ※小数点以下四捨五入

年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	合 計
平成 27 年度	144,358.38 t	4,411.37 t	9,203.15 t	949.36 t	158,922.26 t

ごみ処理量及び処理費用（平成 27 年度） ※小数点以下四捨五入

区 分	処 理 量		処 理 費 用	
	一日当り	一年間当り	一日当り	一年間当り
一人あたり	1,293 g	473 kg	50 円	18,384 円
一世帯あたり	3,131 g	1,146 kg	122 円	44,537 円
郡山市全体	434 t	158,922 t	16,874 千円	6,175,868 千円

※人口及び世帯数については、平成 28 年 3 月 1 日現在の数値で算定（人口：335,932 人、世帯数：138,668 世帯）

リサイクル率（単位：％）

年 度	22	23	24	25	26	27
全 体	12.75	12.24	11.70	12.16	10.94	10.98
家庭系のみ	18.60	18.97	19.41	20.09	18.77	17.86

※リサイクル率算出方法

(分別収集回収量+破碎回収金属量+集団資源回収量) / (ごみ総量+集団資源回収量)

※ごみ総量は、事業系ごみから併せ産廃を除いた量。

◆し尿処理事業

〔清掃課〕

市民が清潔で快適な生活を営むことができるよう、環境整備の一環として、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行いました。

・し尿：12,199 kℓ ・浄化槽汚泥：48,851 kℓ

◆清掃施設補修整備事業

〔清掃課〕

富久山クリーンセンター、河内クリーンセンター、西田埋立処分場、河内埋立処分場及び衛生処理センターの各清掃施設の機能維持と安全性を確保するため、適正な維持管理・補修を行いました。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆富久山クリーンセンター資源化選別施設整備事業

〔清掃課〕

増加するペットボトル等の受け入れに対応するため、旧富久山清掃センターを解体し、跡地にストックヤードを増設することとし、平成 27 年度は解体工事に着手しました。

◆リサイクル図書コーナーの設置〔再掲〕

別記 4 - (1) - ① (P54) 参照

(1)-③公共事業における産業廃棄物対策の推進

◆廃棄物排出量の削減(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)〔再掲〕

別記 4 - (1) - ① (P52) 参照

◆グリーン購入の推進(第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業)〔再掲〕

別記 4 - (1) - ① (P52) 参照

◆道路整備事業(産業廃棄物適正処理)

〔道路建設課〕

道路工事により発生する産業廃棄物の適正な処理を行い、快適な都市生活環境の確保と創造を図りました。

・幹線道路新設改良舗装事業、踏切改良促進事業、生活道路改良舗装事業において実施しました。

◆市有施設建設事業(残土有効利用、発生抑制設計)

〔建築課〕

公共施設の建設において、建設現場からの排出残土の発生を抑制し、再資源化や適正処理を推進するための率先的な取り組みとして、大規模建設工事等において、設計段階から発生土の抑制や他の現場の埋戻し土として利活用を図ります。また、解体工事における産業廃棄物は、建設リサイクル法を遵守して適正処理を行います。平成 27 年度は、実績がありませんでした。

◆河川等樹木有効活用事業

〔河川課〕

河川管理で伐採した樹木を薪やガーデニング用材として、市民に無料提供することで、資源の有効活用及び河川維持管理費の縮減を図りました。

・震災原発事故による放射能汚染の影響により事業を休止しました。

(1)-④規制・指導及び監視体制の充実

◆ポイ捨て・犬のふん放置防止啓発事業

〔清掃課〕

ポイ捨て及び犬のふんの放置防止を啓発推進し、市民の快適な生活環境を確保するため、「郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止条例」(平成 11 年 4 月 1 日から施行)に基づき、「郡山市ポイ捨て等防止指導員(6人)」等による啓発・指導活動を行いました。

◆マナーリーダー(犬のふん放置防止啓発ボランティア)登録制度

〔清掃課〕

「マナーリーダー」登録者が市内各地域において犬の飼い主の立場からボランティアによる啓発活動を行いました。

[登録者数] 71 人 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

◆不法投棄監視員制度

◆「廃棄物の不法投棄の情報提供」についての協定

〔清掃課〕

不法投棄の未然防止及び不法投棄された廃棄物を早期に発見し対処するための監視体制を構築し、安心して快適な生活環境の整備を図りました。

◇地区住民との連携による監視体制

- ・不法投棄監視員による管内巡回：25名（14地区）
- ・各地区保健委員会環境浄化部（環境浄化推進員）による地区内の監視：約700名

◇企業等との連携による監視体制

多数の外務職員を擁する企業等との不法投棄に関する情報提供の協定の締結

- ・郡山市内54郵便局（平成13年8月9日締結）
- ・郡山地区ハイヤータクシー協同組合（平成14年2月12日締結）
- ・市内21の各業種組合並びに団体（平成15年9月4日締結）
- ・一般社団法人福島県測量設計業協会県中支部（平成18年11月21日締結）
- ・新聞公正取引協議会福島県支部郡山地区実行委員会（平成19年6月29日締結）

◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業

〔廃棄物対策課〕

排出事業者や処理業者に対する立入調査、適正処理の指導・啓発を行うとともに、不法投棄多発地区への不法投棄監視カメラの設置及び山間部を中心とした市内全域での監視パトロール等により監視体制を強化し、不法投棄等の未然防止を図りました。

《平成27年度実績》

内容	件数
不法投棄	18件
野外焼却	9件
不適正処理	16件
計	43件

【不法投棄監視カメラ設置】

- ・移動式監視カメラ設置台数：10台(不法投棄多発地区に適時設置)

【不法投棄等監視業務委託】

- ・休日・夜間のパトロール日数：120日

また、産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため主要道路に検問所を設置し、産業廃棄物運搬車両の運転手に対しマニフェストの確認や適正処理の指導啓発を行いました。

実施月日	実施場所	調査台数	啓発台数
平成27年7月1日	田村町地内 国道49号線	5	15
平成27年10月20日	熱海町地内 国道49号線	5	12
計		10	27

◆不法投棄一斉撤去作業の実施

〔清掃課〕

「きれいな水と豊かな緑」を守り、美しく住みよいまちづくりを推進するため、不法投棄監視員の報告をもとに市内の山林、川などに大量に投棄されている廃棄物を地域住民・行政・関係機関が一体となり市内各地区で撤去作業を行いました。

《平成27年度までの実績》

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実施地区数	29	26	1	10	11	10	7
回収量(t)	19	19	2	14	30	37	17
処分料(千円)	208	229	21	284	465	513	226

◆農業用使用済みプラスチック適正処理推進事業[再掲]

別記2－(3)－③(P37)参照

(2) 公害と新たな生活環境問題への対応

市民が健康かつ安全に生活できるよう、公害*の未然防止に努めるとともに、公害の発生に備え、連絡体制の整備を行います。

また、日照障害や電波障害、光害などの新たな生活環境問題の発生を防止し、良好な生活環境の確保を目指します。

No.	環境指標	目標	目標年度
14	光化学オキシダントの環境基準超過時間数	200時間以下	平成29年度

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、高濃度では目やのどの痛みを引き起こすほか、農作物や植物にも悪影響を与えます。全国的に環境基準超過の傾向が見られ、本市でも超過している状況であり、今後改善していくことを目標とします。

※光化学オキシダント環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

● 環境指標・目標の実施・達成状況について

No.	年度	現状	評価
14	平成25年度	169時間	◎
	平成26年度	338時間	△
	平成27年度	344時間	△

大気汚染常時監視測定局5局全てで環境基準を超過し、目標を達成できませんでした。光化学オキシダントは、工場等からのばい煙や自動車の排ガスに含まれる物質が化学反応を起こすことで発生しますが、近年、頻繁に発生している原因についてはまだ明らかになっていません。市内の工場等からのばい煙に対しては、法令に基づくばい煙規制が行われておりますが、今後も工場等への適切な規制を実施するとともに、大気汚染物質広域監視システムの活用などを図りながら監視等を継続してまいります。また、自動車からの排ガス発生を抑制するため、市内における自動車渋滞等への対策を検討してまいります。

(2)-①現況調査の実施

◆大気汚染調査

〔環境保全センター〕

大気中の汚染物質である窒素酸化物、硫黄酸化物、オキシダント（光化学スモッグの原因物質）等を常時監視し、大気環境の保全に努めるとともに、大気汚染防止法等に基づく届出の受理、審査、指導を行いました。

◇特定事業場からの届出

- ・設置届出：8件
- ・使用届出：0件
- ・構造等変更届出：3件
- ・期間短縮届出：5件
- ・氏名等変更届出：22件
- ・承継届出：0件
- ・使用廃止届出：17件

◇ばい煙指定事業場からの届出

- ・設置届出：1件
- ・廃止届出：0件
- ・氏名変更届出：0件
- ・変更届出：2件

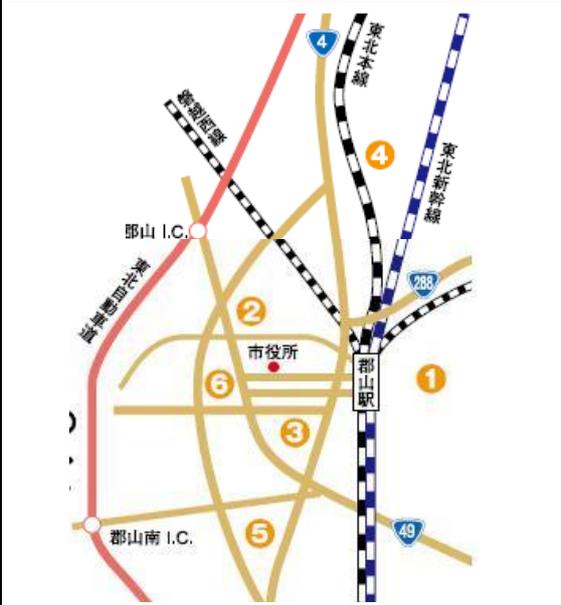
◇大気常時監視測定6局（芳賀、朝日、堤下、日和田、安積、台新）

〔測定項目〕二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、オキシダント、一酸化炭素、炭化水素、微少粒子状物質（PM2.5）、気象要素

〔測定期間〕平成27年4月1日～平成28年3月31日

大気常時監視測定局

No.	測定局名	設置場所
1	芳賀	芳賀地域公民館
2	朝日	環境保全センター
3	堤下	橘小学校
4	日和田	日和田小学校
5	安積	檜ノ下公園
6	台新	台新公園



【平成27年度大気環境基準達成状況】

No.	測定局名	環境基準達成状況(○:達成 ×:未達成)					
		二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	微小粒子状物質
1	芳賀	○	○	×	○		○
2	朝日			×			
3	堤下			×			
4	日和田			×			
5	安積			×			
6	台新		○		○	○	

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

○有害大気汚染物質の調査 2地区（開成山公園、芳賀地域公民館）年12回 ベンゼン等9物質
【平成27年度有害大気汚染物質調査結果】

No.	調査対象物質	(単位)	調査地点		評価値		平成25年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果	
			開成	芳賀	環境基準	指針値	平均値	濃度範囲
1	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.0	1.2	3	—	1.1	0.39～5.7
2	トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.18	0.23	200	—	0.53	0.0059～16
3	テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.071	0.070	200	—	0.15	0.011～1.3
4	ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.61	0.64	150	—	1.6	0.33～26
5	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.021	0.026	—	2	0.077	0.0048～0.94
6	クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.16	0.17	—	18	0.21	0.041～2.0
7	1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.059	0.078	—	2.5	0.12	0.0052～2.3
8	ベリリウム及びその化合	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.010	0.010	—	—	0.023	0.00067～0.16
9	クロム及びその化合物	ng/m^3	2.2	1.7	—	—	5.1	0.38～47

【備考】環境基準は「大気環境基準値」、指針値は「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」を示します。

◆大気中のアスベスト監視等

[環境保全センター]

アスベスト除去工事等の適正な指導と併せて、適宜、除去工事周辺のアスベスト濃度を監視するとともに、定点において定期的に一般環境大気中のアスベスト濃度をモニタリングしました。

◇アスベストの調査対策

- ・環境調査（朝日）年4回（結果：世界保健機関の環境保健評価基準内）
- ・除去作業実施届出件数 12件（立入調査14回）

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆地下水及び土壌汚染調査

〔環境保全センター〕

水質汚濁防止法に規定される特定事業場等において使用・製造される有害物質等による地下水・土壌の汚染状況を監視するため、平成 27 年福島県水質測定計画に基づき地下水調査を実施しました。

〔概況調査(ローリング方式)〕 (10km四方メッシュ) 2 地点各 1 回/年

〔概況調査(定点方式)〕 4 地点各 1 回/年

〔継続監視調査〕 20 地点各 1 回/年

〔測定期間〕平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

【平成 27 年度地下水水質調査結果】

	調査井戸数	汚染井戸		未汚染井戸数
		環境基準値超過井戸数	環境基準値以内井戸数	
概況調査	ローリング方式	2	0	2
	定点方式(事業場周辺)	4	0	4
汚染井戸周辺地区調査				
継続監視調査		20	9	5
合 計		26	9	11

◆騒音調査

〔環境保全センター〕

一般環境、道路沿線、高速道路沿線、新幹線沿線騒音調査及び工場・事業場騒音、建設作業等の騒音調査を実施し、生活環境の監視・保全に努めました。また、県高速交通公害対策連絡会議を通じ、東日本旅客鉄道株式会社及び東日本高速道路株式会社等への遮音壁設置等の改善要望活動を実施しました。

【平成 27 年度環境騒音調査結果】(測定期間:平成 27 年 4 月～5 月)

〔単位: dB(デシベル)〕

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(Leq)(環境基準)	
		昼 間	夜 間
①朝日三丁目 環境保全センター	第一種住居地域	55 (55)	★48 (45)
②喜久田町卸三丁目 宇倍公園	準工業地域	57 (60)	★51 (50)
②清水台一丁目 地域職業訓練センター	商業地域	53 (60)	49 (50)
④安積町笹川字西長久保 市営安積団地	第一種中高層住居専用地域	54 (55)	★49 (45)
⑤緑ヶ丘東七丁目 緑ヶ丘公園	第一種低層住居専用地域	42 (55)	36 (45)

※1「昼間」:午前6時から午後10時まで。「夜間」:午後10時から翌日の午前6時まで。

※2「★」:環境基準を超過

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」 ～快適な生活環境の確保と創造～

【平成27年度道路交通騒音調査結果】(測定期間:平成27年12月)

[単位: dB(デシベル)]

路線名	調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(Leq) (環境基準)	
			昼間	夜間
一般国道4号	郡山市安積町南長久保二丁目12	第一種低層住居専用地	59.5 (70)	54.2 (65)
一般国道49号	郡山市田村町金屋上川原226	第一種住居地	69.8 (70)	★67.3 (65)
主要地方道 郡山停車場線	郡山市駅前一丁目5-6	商業地	66.2 (70)	63.4 (65)
主要地方道 郡山大越線	郡山市富久山町久保田古垣1-1	工業地	69.3 (70)	62.8 (65)
一般県道 須賀川二本松線	郡山市小原田四丁目13	近隣商業地	64.1 (70)	57.5 (65)
一般県道 河内郡山線	郡山市虎丸町20-58	商業地域	68.0 (70)	65.1 (65)
市道荒井八山田線	郡山市豊田町3-10	第一種住居地	67.9 (70)	61.8 (65)

※1「昼間」:午前6時から午後10時まで。「夜間」:午後10時から翌日の午前6時まで。

※2「★」:環境基準を超過

【平成27年度高速道路騒音調査結果】(測定期間:平成27年10月)

[単位: dB(デシベル)]

高速道路名	調査地点		都市計画用途地域	騒音レベル Leq (昼/夜) (環境基準)		
				25m地点	50m地点	100m地点
自動車道 東北縦貫	喜久田町双又	下り	準工業地域	★67/★66 (65/60)	-	-
	大槻町三角田	上り	第一種中高層住居専用地域	★61/★57 (60/55)	56/52 (60/55)	-
	大槻町山下前	上り	調整区域	65/★63 (65/60)	63/★61 (65/60)	62/60 (65/60)
自動車道 磐越	熱海町高玉	下り	未指定	56/53 (65/60)	56/52 (65/60)	55/51 (65/60)

※1「昼間」:午前6時から午後10時まで。「夜間」:午後10時から翌日の午前6時まで。

※2「★」:環境基準を超過

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

【平成27年度東北新幹線騒音調査結果】（測定期間：平成27年5月～10月） [単位：dB(デシベル)]

調査地点	都市計画用途地域	騒音レベル(dB) (環境基準)			振動レベル(dB) (環境基準)
		25m地点	50m地点	100m地点	25m地点
富久山町地区	第一種住居地域	★74.5 (70)	68.6 (70)	65.5 (70)	56.0 (70)
西田町鬼生田地区	都市計画区域外	★75.5 (70)	★72.6 (70)	70.3 (70)	53.1 (70)
小原田地区	第一種住居地域	★76.6 (70)	69.5 (70)	64.0 (70)	55.4 (70)
駅前地区	商業地域	73.1 (75)	71.8 (75)	69.2 (75)	56.3 (70)
安積町笹川地区	第一種住居地域	★75.0 (70)	★71.1 (70)	66.6 (70)	55.0 (70)
安積町日出山地区	第一種住居地域	★73.7 (70)	70.1 (70)	65.2 (70)	55.3 (70)

※「★」：環境基準を超過

(2)-②発生源対策

◆幹線道路新設改良舗装事業

[道路建設課]

- 道路網の整備により、生活環境の向上及び自動車交通対策を図りました。
- ・ 幹線道路新設改良舗装事業：大町大槻線外5路線

◆都市計画街路事業

[都市計画課]

- 自動車交通により発生する振動や騒音などの公害を抑制するため、幹線道路網の整備を推進し、交通流の分散及び交通渋滞の解消を図りました。
- ・ 都市計画街路3路線（3地区）
笹川大善寺線、東部幹線（富久山）、内環状線

◆生活路線バス維持対策事業[再掲]

別記1-(1)-④(P24)参照

◆総合都市交通戦略推進事業[再掲]

別記1-(1)-④(P24)参照

◆モビリティ・マネジメント推進事業[再掲]

別記1-(1)-④(P24)参照

◆第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画推進事業（低公害車導入）

[生活環境課]

行政自らが一事業者として市民・事業者にも率先して環境負荷の低減に取り組むための行動計画に基づき、低公害車の導入に努めました。

- ・ 導入台数：9台
- 《平成27年度までの累計》
- 保有台数：346台（うち、ハイブリッド自動車17台、電気自動車4台）【特種車両等を除く】

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆郡山市民間住宅吹付けアスベスト対策事業

〔開発建築指導課〕

吹付けアスベストと疑われるものが存する住宅等のアスベスト調査・分析を行う所有者に対して、補助金を交付しました。

- ・補助実施棟数：1棟
- ・「広報こおりやま」及び市ウェブサイトにて事業実施のお知らせを掲載

◆流通業務地区、流通業務団地の指定

〔都市計画課〕

流通業務地区・流通業務団地については、都市内の流通機能の向上や道路交通の円滑化を図るため、集約的な立地を行うことにより自動交通の渋滞緩和や二酸化炭素等の排出削減に努めました。

- ・郡山流通業務地区：26 ha 郡山南流通業務地区：29 ha 計 55 ha

(2)-③連絡・処理体制の整備

◆油等流出事故緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

工場・事業場等からの油・化学物質等の流出事故に対し、阿武隈川、阿賀野川水系の2水系緊急時連絡体制網により、迅速な対応を図りました。

◆光化学スモッグ及びPM2.5の緊急時連絡体制の整備

〔環境保全センター〕

大気汚染常時監視網により、市内及び隣接地区の大気汚染状況をリアルタイムで監視するとともに、光化学スモッグ注意報等並びにPM2.5の緊急時連絡体制により、迅速な対応を図りました。

◇平成27年度予報・注意報の発令件数

- 光化学スモッグ予報発令回数：0回
- 光化学スモッグ注意報発令回数：0回
- PM2.5の注意喚起回数：0回

◆公害苦情処理

〔環境保全センター〕

市民から寄せられる公害等に係る苦情に対し、公害紛争処理法に基づき迅速かつ適切に対応し、生活環境の保全に努めました。

- ・平成27年度苦情処理件数 132件
(内訳：大気汚染 22件、水質汚濁 2件、土壌汚染 0件、騒音 23件、振動 0件、悪臭 15件、その他 70件)

◆アスベストに関する健康相談

〔保健所地域保健課〕

市民の不安に対応するため、アスベストに関する健康相談等を実施しました。

- ・健康相談 1件 (内訳 電話：1)
- ・その他申請に関する相談 3件 (内訳 電話：1、来所：2)

(2)-④規制・指導

◆**土壌汚染対策(生産履歴、土地履歴調査)**

〔環境保全センター〕

- 土壌汚染対策法に基づき有害物質使用特定事業場等に対して立入調査及び指導を実施しました。〔立入調査及び指導実施事業場数：37事業場〕
- 有害物質使用特定事業場等における生産履歴の確認及び土地履歴から汚染に関する情報等の収集を行い、土壌環境・生活環境の保全に努めました。
- 改正土壌汚染対策法 (H22.4)により、土地の形質変更届出業務を行い、汚染土壌の把握につとめました。

【届出等件数】

- ・土壌汚染状況調査報告：3件
- ・調査の猶予申請：3件
- ・土地所有者への調査実施通知：0件
- ・調査報告期限延長申請：0件
- ・一定規模(3000m²)以上の土地の形質変更届出：7件
- ・形質変更届出要届出区域の指定：3件
- ・形質変更届出要届出区域内における土地の形質の変更届出書：8件

◆**地盤沈下対策[再掲]**

別記3-(3)-③(P48)参照

◆**悪臭防止対策**

〔環境保全センター〕

事業活動に伴い発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法及び郡山市悪臭対策指針に基づき、工場、事業場の悪臭改善指導に努めるとともに、水質汚濁防止法に基づく畜舎設置時における事前指導に努めました。

- ・悪臭苦情：15件

◆**「郡山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」及び**

「郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導要綱」による指導

〔開発建築指導課〕

要綱等に基づき、日影規制や用途地域における建築規制など適切な建築指導を行い、地域住民の良好な近隣関係の保持に努めました。

- ・届出件数：63件
- [内訳]・郡山市中高層建築物の建築に関する指導：21件
- ・郡山市共同住宅型集合建築物等の建築に関する指導：42件
- ・紛争調整申出者：1件

(3) 有害化学物質対策

化学物質の開発・普及は、私たちの生活に利便をもたらしますが、一方で、ダイオキシン類や環境ホルモンが環境に与える影響が懸念されるとともに、PCB（ポリ塩化ビフェニル）による人への健康被害や生態系への悪影響などの問題が発生しています。

このため、化学物質についての情報の収集や提供に努めるとともに、有害化学物質の実態把握や排出抑制のための規制・指導などを行います。

No.	環境指標	目標	目標年度
15	ダイオキシン類測定値	環境基準以下を維持	平成29年度

ダイオキシン類は、環境大気、環境水質、河川底質、環境土壌、地下水の5種類の対象について環境基準が設定されています。全対象、全調査地点で環境基準値以下の維持を目標とします。

● **計画の目標に対する評価**

No.	年度	現状	評価
15	平成25年度	全地点で環境基準以下	◎
	平成26年度	全地点で環境基準以下	◎
	平成27年度	全地点で環境基準以下	◎

平成27年度においても、全対象、全調査地点で環境基準値以下を維持しました。今後も、有害化学物質の情報収集・実態把握に努めるとともに、監視業務や事業所への立入検査・指導を進めます。

(3)-①現況調査の実施

◆ダイオキシン類等調査事業

〔環境保全センター〕

市民の生活環境を保全するため、環境中のダイオキシン類による汚染状況を監視し、環境への排出低減化の指導を行いました。

【平成 27 年度ダイオキシン類調査結果】

調査対象	調査状況	調査地点	調査結果	環境基準
環境大気	年 2 回 (夏季、冬季)	音楽・文化交流館	0.0091pg-TEQ/ m ³	0.6pg-TEQ/ m ³
環境水質	年 2 回 (夏季、冬季)	逢瀬川	0.22pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		大滝根川	0.069pg-TEQ/L	
河川底質	年 2 回 (夏季、冬季)	逢瀬川	0.50pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g
		大滝根川	0.67pg-TEQ/g	
環境土壌	市内の公園、 小学校及び 事業場周辺土壌	永盛保育所	0.13pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g
		富久山クリーンセンタ 一周辺	0.69pg-TEQ/g	
		東邦興産株式会社 周辺	7.9pg-TEQ/g	
地下水	市内 10km メッシュ 16 地点をローリング方式 により、毎年 2 地点	中田町木目沢地内	0.056pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L
		阿久津町地内	0.056pg-TEQ/L	

※毒性等量(TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類はその種類が 200 種類以上あり、毒性も様々です。このため、その中で最も毒性の強い「2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾーパラジオキシン」の毒性を 1 として、その他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、それらを足し合わせたものを「TEQ」として表現しています。

◆地下水及び土壌汚染調査[再掲]

別記 4 - (2) - ① (P48) 参照

◆住居衛生対策の取り組み

〔保健所生活衛生課〕

シックハウス症候群や化学物質過敏症が問題となっていることから、市民の健康で快適な生活環境の確保のため、住環境についての調査及び啓発活動を行いました。

- ・快適住まいの相談事業
[相談件数] 1 件

(3)-②発生源対策

◆廃棄物の不法投棄・不適正処理の監視指導事業[再掲]

別記 4 - (1) - ④ (P58) 参照

◆小・中学校環境衛生保全事業

〔学校管理課〕

小中学校の室内環境の保全を図るため、空気環境衛生検査(シックハウス)、ダニアレルゲン対策を実施しました。

- ・検査実施校：小学校 4 校 (13 箇所)
中学校 2 校 (6 箇所)

(3)-③情報提供及び規制・指導

◆ダイオキシン類等調査事業[再掲]

別記4－(3)－①(P68)参照

◆有害物質の地下浸透による水質汚濁防止対策

[環境保全センター]

有害物質及び油類による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質取扱事業場等に対し地下浸透の禁止について指導を行いました。

◆地下水及び土壌汚染調査 [再掲]

別記4－(2)－①(P62)参照

(4) 快適な生活空間の確保と創造

快適でうるおいのある生活環境を確保するため、道路、河川、公園などの公共空間から民有地に至るまで、全市的な緑化を推進します。また、本市の歴史文化的環境の保全や魅力ある景観の形成に努めます。

さらに、安全・安心な生活環境の確保のため、自然災害に備えたまちづくりを推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
16	公園整備面積	342ha	平成29年度
新たに整備した公園を加えた都市公園の面積。まちにゆとりとうるおいを与える公園の整備を進めます。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成25年度	338.42ha	○
平成26年度	338.42ha	○
平成27年度	338.42ha	○
平成27年度において、新たな公園の整備はありませんでした。今後は、既存公園の再整備や維持管理に努めます。		

No.	環境指標	目標	目標年度
17	景観形成に関する基準等が認定されている地区数	5地区	平成29年度
景観づくり重点地区、住民協定（三軒協定、まちなみ協定）、地区計画等を定めた地区数。良好な景観形成を推進します。			

● 計画の目標に対する評価

年度	現状	評価
平成25年度	3地区	△
平成26年度	3地区	△
平成27年度	3地区	△
平成27年度については、新たに認定された地区はありませんでした。今後は目標達成に向け、一層の普及啓発活動を展開し、市民を主体とした協働による景観づくりの推進を図ります。		

(4)-①都市の緑の保全と創造

◆花と緑の公園事業

〔公園緑地課〕

公園愛護協力会等に対し公園内の花壇へ植え付ける花苗を支給し、市民協働の花壇管理により地域コミュニティの向上を図りました。

- ・花苗支給 2,480 ポット

◆公園機能保全事業

〔公園緑地課〕

老朽化した公園の遊具などの施設について利用環境の改善を図るため、改修が必要な公園の計画・検討を行いました。

◆公園トイレ整備事業

〔公園緑地課〕

水洗化やユニバーサルデザインに対応した改築を行い、利用環境の改善を図りました。

- ・屋敷前公園

◆公園トイレ環境改善事業<新規>

〔公園緑地課〕

汲取り式トイレを合併処理浄化槽に改修し、利用環境の改善を図りました。

- ・待池公園（北）

◆水と緑のまちづくり基金

〔公園緑地課〕

水と緑に関するまちづくりの事業を推進していくため、寄附金による基金への積立てを実施しました。

- ・寄附件数 13 件

◆公園整備事業

〔公園緑地課〕

区画整理地内の公園予定地について、地域住民へ休養・休息の場を提供し住環境の向上を図るため、公園整備の計画・検討を行いました。

◆市有施設建設事業(施設緑化)

〔建築課〕

市有施設の建設において、設計段階から周囲環境との調和を図りながら樹木や生垣等を植栽するなど、緑化を推進する整備を図っております。なお、平成 27 年度の整備実績はありませんでした。

◆道路整備事業(街路樹)

〔道路建設課〕

幹線道路新設改良舗装工事において、歩道の植樹柵や植樹帯に植栽することにより緑化の推進を図っております。なお、平成 27 年度の整備実績はありませんでした。

◆フラワーロード推進事業

〔道路建設課〕

生活空間である道路への愛着心及びコミュニティ意識の促進を図るため、市の提供する花苗を市道敷内の植樹帯や植樹柵等に地域住民の手により植樹しました。

◇実施地区

- ・大成地区
- ・富久山町我妻地区
- ・富久山町前田地区
- ・熱海地区
- ・西田町地区
- ・中田町木目沢地区
- ・中田町上石地区
- ・田村町御代田地区

[事業費]1,347,000 円

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆都市計画道路整備事業(街路樹整備)

〔都市計画課〕

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化防止対策のため、街路樹の整備を推進しました。なお、平成 27 年度の整備実績はありませんでした。

◆郡山市緑あふれるまちづくり事業

〔公園緑地課〕

都市の緑化を推進するため、緑化木の交付や生垣設置の助成などにより市民の緑化活動を支援しました。

- ・緑化木交付件数 382 件
- ・生垣設置助成件数 22 件
- ・緑化資材貸与 1 件

◆緑のカーテン事業[再掲]

別記 1 - (1) - ② (P21) 参照

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)

〔生涯学習課〕

豊かで、活力ある地域社会を築いていくために、行政、市民、地域の参加と連携による「明るいまちづくり運動」事業の一環として、花いっぱい運動を推進しました。

- ・花の苗の配付（地区明るいまちづくり推進委員会、公民館を通じて、地域団体等に配付）
サルビア：4,000 ポット、マリーゴールド：5,000 ポット
- ・花いっぱいコンクールの開催
平成 27 年 6 月～10 月まで開催（参加団体 305 団体）

(4)-②歴史・文化的財産の保存・活用

◆守山城跡史跡整備事業

〔生涯学習課〕

市内で唯一石垣を持つ守山城跡は、本市の城郭研究や目で確認できる歴史資料として大変貴重なため、空堀の整備と石垣の保存など周辺整備や整備計画（案）の検討に向けた条件整備等を進めました。

◆大安場史跡公園管理運営事業

〔文化振興課〕

国指定史跡大安場古墳とガイダンス施設を核とした総合公園を運営し、多くの市民に郷土の歴史に触れていただきました。

- ・指定管理者制度による運営
- ・体験学習事業や各種イベントの実施（発掘体験、勾玉作り体験、土器作り体験、古代食体験、古墳まつり等）

◆風土記の丘公園整備事業

〔文化振興課〕

豊かな自然と共生しながら、美術館を核とした新文化ゾーンの形成と、蒲倉古墳群との融合を図り、自然と芸術と歴史が共生する公園の整備について検討しました。

◆伝統文化伝承育成支援[再掲]

別記 5 - (1) - ② (P85) 参照

◆民俗芸能伝承保存事業

〔生涯学習課〕

指定無形民俗文化財の上演状況を映像により記録保存しています。なお、隔年実施のため、平成 27 年度は実施しておりません。

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆指定文化財保護事業(指定無形民俗文化財)

〔生涯学習課〕

指定無形民俗文化財の保護団体に対し、保護活動を援助するため奨励金を交付し、文化財の保護と育成を図りました。

- ・指定無形民俗文化財保存団体奨励金交付

1 団体×500,000 円＝ 500,000 円 1 団体×400,000 円＝ 400,000 円

15 団体×100,000 円＝1,500,000 円 計 17 団体 2,400,000 円

◆埋蔵文化財発掘調査事業

〔生涯学習課〕

埋蔵文化財の適切な保存・活用を図り、広く市民の歴史・文化への理解を深めるため、下記の事業等を行いました。

- ・文化財企画展示業務 「古墳時代の郡山はどこまで分ったか-土器・墓・ムラから探る-」
- ・考古・歴史資料展示 市民ふれあいプラザ
- ・文化財等学習サポート 25 件
- ・文化財出前展示 富久山公民館・永盛地域公民館・東部地域公民館

◆古文書筆耕事業

〔生涯学習課〕

歴史資料館に収集保管されている古文書の筆耕や、整理作業を行い、広く市民に郡山の歴史を理解していただくよう努めました。

- ・整理作業：2,800 枚

(4)-③魅力ある景観の形成

◆郡山市都市景観まちづくり事業

〔開発建築指導課〕

良好な景観形成を推進のため、周辺景観に与える影響が大きい大規模行為や景観づくり重点地区における一定規模以上の行為に対して助言や指導を行うとともに、推進員の研修会や表彰事業を通じて市民意識の啓発・高揚を図りました。

- ・大規模行為届出：89 件、大規模特定行為事前協議：7 件、助言件数：17 件
- ・猪苗代湖湖岸周辺重点地区における行為の届け出：1 件、猪苗代湖湖岸周辺重点地区における重点地区大規模特定行為事前協議：0 件、助言件数：0 件
- ・景観づくり推進員研修会：1 回
- ・まちなみ景観賞：受賞 7 件（応募数 38 件）

◆中心市街地空き店舗活用支援事業

〔産業政策課〕

郡山市中心市街地内の商店街において、空き店舗等を集客力向上や商店街の活性化のために活用する事業に対し助成を行い、中心市街地内の空き店舗の解消に取り組む団体を支援しました。

- ・中心市街地空き店舗活用支援事業実施団体への補助（1 団体） [事業費]60,000 円

◆商業起業家支援事業

〔産業政策課〕

郡山市中心市街地内の商店街において、空き店舗を活用し、将来、開業意思のある者を入居させ、経営指導を行うチャレンジショップを実施する事業に対し助成を行い、起業家支援に取り組む団体を支援しました。

- ・商業起業家支援事業実施団体への補助（1 団体／2 店舗） [事業費]222,000 円

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆屋外広告物許可制度

〔開発建築指導課〕

屋外広告物について必要な規制・指導等を行うことにより、良好な景観、風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図りました。

- ・屋外広告物の許可：975件（新規許可：178件、更新許可：644件、変更許可：153件）
- ・屋外広告物の簡易除去：1,821（はり紙458件、はり札1,363件）
- ・屋外広告物の登録及び特例届出：146件（登録0件、特例届出146件）
- ・屋外広告物講習会の開催（郡山市、福島県、いわき市の共同開催 平成27年度会場 郡山市）

◆用途地域の指定

〔都市計画課〕

用途地域は、良好な都市環境の形成や機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、大きさ（容積率・建ぺい率）、高さなどを規制・誘導する都市計画の制度であり、本市では10種類の用途地域を指定しています。

- ・第一種低層住居専用地域：812.6 ha
 - ・第一種中高層住居専用地域：1,318.0 ha
 - ・第二種中高層住居専用地域：246.5 ha
 - ・第一種住居地域：1,540.5 ha
 - ・第二種住居地域：434.8 ha
 - ・近隣商業地域：337.6 ha
 - ・商業地域：270.5 ha
 - ・準工業地域：582.5 ha
 - ・工業地域：582.6 ha
 - ・工業専用地域：760.7 ha
- 計 6,886.3 ha

◆風致地域の指定

〔都市計画課〕

風致地区は、良好な自然的環境の保全と開発の調和を図るものであり、本市では4地区を指定しています。

- ・五百淵風致地区：27.0 ha
 - ・開成山風致地区：35.0 ha
 - ・荒池酒蓋風致地区：16.0 ha
 - ・善宝池風致地区：23.5 ha
- 計 101.5 ha

◆郡山市住生活基本計画策定事業(郡山市住宅マスタープラン改訂事業)

〔住宅課〕

郡山市住生活基本計画の策定に向けて検討しました。

(4)-④自然災害に備えたまちづくり

◆道路整備事業(橋りょう整備)

〔道路建設課〕

復興を支える災害に強い道路整備の推進及び橋りょうの耐震化を図りました。

- ・橋りょう耐震整備：跨踏橋

◆浸水対策事業

〔道路維持課〕

樋管内水ポンプの増設と電源の副次化により被害軽減を図りました。

- ・内水ポンプ購入 3台
- ・商用電源化 4樋管

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆水路・側溝整備事業

〔道路維持課〕

側溝の質的改良及び水路施設の整備を推進し、災害に強く快適な生活環境づくりを図るため、市内側溝・単独水路の整備工事を実施しました。

- ・市内各所の水路・側溝整備

◆河川改修事業[再掲]

別記3－(4)－2(P50)参照

◆浸水ハザードマップ普及啓発事業<新規>

平成27年6月から7月にかけて、過去に浸水被害のあった地区や今後浸水被害が予想される地区10箇所(65町内会等から147名の方々が参加)を対象に、3次元浸水ハザードマップ等を活用した座学形式の講義の他、地域マップ作成演習により浸水時の避難行動や情報連絡体制等について意見交換を行い、浸水ハザードマップの普及啓発を図りました。

◆公共下水道雨水対策整備事業

〔下水道建設課〕

近年の急激な都市化に伴い、浸水による被害が頻発していることから、雨水幹線及びポンプ場の整備を図り、浸水被害の軽減に努めました。

- ・整備面積：6.3 ha

《平成27年度までの整備状況》

- ・整備済面積：1,954.7 ha(全体計画：6,553 ha、事業認可：5,501 ha)
- ・雨水ポンプ場(6箇所)梅田ポンプ場、水門町ポンプ場、古川ポンプ場、横塚ポンプ場、古垣ポンプ場、五百淵ポンプ場

◆雨水流出抑制施設整備促進事業(ゲリラ豪雨対策9年プラン)<新規>

〔下水道維持課〕

郡山駅前周辺地区、静御前通り地区、東部幹線地区、大河原地区、麓山地区に計画している雨水貯留施設の基本設計を行いました。

◆雨水流出抑制施設整備促進事業

〔下水道総務課〕

雨水の流出抑制及び水資源の有効活用を目的に雨水流出抑制施設の設置者への補助金の交付を行った。

また、制度の利用促進を図るため、市のウェブサイトや広報こおりやまでの制度の紹介、また、下水道工事店やホームセンターへのパンフレットの配置等を行い、制度のPRに努めた。

- ・浄化槽転用 17基
- ・浸透ます 7基
- ・雨水タンク 16基

◆公園トイレ整備事業[再掲]

別記4－(4)－①(P71)参照

◆公園整備事業[再掲]

別記4－(4)－①(P71)参照

◆水害対策推進事業

〔河川課〕

避難案内看板等の設置を行いました。

- ・避難案内看板設置工：2基 避難案内看板修繕工：5基

4. 「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆河川防災ステーションの活用

〔河川課〕

富久山町久保田地内にある河川防災ステーションには、緊急時の水防活動を迅速かつ効果的に
行うため、水防資材を常時備蓄しています。

◆災害時の情報連絡体制推進事業

〔防災危機管理課〕

防災行政無線、緊急速報メール、広報車による伝達手段に加え、災害情報を一元的に収集し、
ホームページ、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、電話ガイダンス、コミュニティ
FM放送に配信する「災害に強い情報連携システム」を運用し、気象情報や災害情報などの情報配
信を行いました。

・災害情報等配信回数：152回

◆「市民防災リーダー」養成事業

〔防災危機管理課〕

防災活動の牽引者となってもらうことを目的に、防災知識や技術を習得した「防災リーダー」
を養成し、「災害に強いまちづくり」を推進しました。

◇女性、自主防災組織を対象とした「市民防災リーダー講習」を実施

- 1回目 平成27年10月31日（自主防災組織対象）8名参加
- 2回目 平成27年11月28日（女性対象）18名参加
- 3回目 平成27年12月4日及び5日（自主防災組織対象）18名参加 ※福島県主催
- 4回目 平成28年1月25日（自主防災組織対象）8名参加

◆耐震性貯水槽周知の取り組み

〔防災危機管理課〕

飲料水兼用耐震性貯水槽の設置目的や設置箇所について、きらめき出前講座や自主防災組織の
説明会等の機会をとらえて周知を図りました。

「市民防災リーダー講習」 4回実施 52名参加

「きらめき出前講座」 14回実施 401名参加

【参考：飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所一覧】

設置箇所	所在地	容量(t)
希望ヶ丘団地	希望ヶ丘1	100
芳賀小学校	芳賀一丁目20-17	50
四ツ長公園	安積二丁目131	50
行健小学校	富久山町久保田字久保田23-1	50
開成山公園	開成一丁目5	50
西部公園	柏山町108	50
酒蓋公園	深沢二丁目291	50
香久池公園	香久池一丁目304	50
西ノ内公園	西ノ内二丁目265	50
緑ヶ丘ふれあいセンター	緑ヶ丘東三丁目1-21	50
郡山地方広域消防本部	堂前町5番16号	50
荒井中央公園	安積町荒井字南大部28-4	50
郡山駅西口駅前広場	駅前二丁目3-1	50
21世紀記念公園	麓山二丁目64	50
芳山公園	虎丸町231	50
合計		800

4.「すこやかで安らぎのある暮らしを創る」～快適な生活環境の確保と創造～

◆知って安心、耐震性貯水槽(耐震性貯水槽操作訓練事業)

[水道局配水課]

災害時、市民への円滑な飲料水供給のため、地域住民とともに、市内 15 か所に設置している耐震性貯水槽の操作訓練を行いました。

◇平成 27 年度耐震性貯水槽操作訓練

1 回目	4 月 22 日 (水)	21 世紀記念公園 (麓山の杜)	参加人数	17 名
2 回目	6 月 14 日 (日)	香久池公園	参加人数	63 名
3 回目	8 月 27 日 (木)	21 世紀記念公園 (麓山の杜)	参加人数	51 名
4 回目	8 月 29 日 (土)	緑ヶ丘ふれあいセンター	参加人数	30 名
5 回目	11 月 3 日 (火)	西部公園	参加人数	75 名



「知って安心、耐震性貯水槽」(耐震性貯水槽操作訓練)の様子

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

(1) 環境教育・学習の場や機会の充実

家庭、地域、学校、職場などにおける環境教育・学習を推進するとともに、遊びや体験を通して環境について学べる場や公民館活動など、あらゆる場・機会の活用と、それらの連携を図ることにより、積極的な環境教育・学習の推進に取り組みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
18	「どこでも環境教室」 開催回数	60回	平成29年度
市民の環境への関心や意識を高めることを目的に実施する、環境に関する出張講座「どこでも環境教室」の開催回数の増加を図ります。			
19	水生生物による 水質調査参加者数	1,600人	平成29年度
身近な河川で、水生生物を調べることにより水質を判定する水質調査に参加した児童・生徒の数。支援の充実などにより参加者数の増加を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

年度	「どこでも環境教室」開催回数		水生生物による水質調査参加者数	
	現状	評価	現状	評価
平成25年度	53回	○	1,713人	◎
平成26年度	35回	△	299人	△
平成27年度	29回	△	174人	△

どこでも環境教室、水生生物による水質調査参加者数は、いずれも目標値を達成できませんでした。しかしながら、市内小中学校や公民館等へ環境教育の実施状況に対する調査を行った結果、小学校では92%、中学校では82%とほとんどの小中学校において、環境教育が行われている状況が把握できました。今後も実態の把握調査を継続的に行い、市として、各教育機関に対する市の環境教育に関する情報の周知や、環境教育に関する連携を図ってまいります。併せて、環境教育の実施状況の把握する方法についても検討してまいります。

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

(1)-①場の充実

◆清掃施設への見学者の受け入れ

〔清掃課〕

環境教育・学習に活用できる清掃施設の充実を図るとともに、見学者の受け入れ体制の整備に努めました。

【平成 27 年度実施内容】

施設名称	受け入れ件数	見学者数(人)
富久山クリーンセンター 同りサイクルプラザ	79	3,573
河内クリーンセンター	19	549
河内埋立処分場	0	0
合 計	89	3,892

◆各施設の活用

環境教育・学習に活用できる施設の充実を図るとともに、各施設において見学者の受け入れ体制の整備に努めました。

【平成 27 年度実施内容(市民利用施設を除く)】

施設名称	見学者数(人)
堀口浄水場	1,277
荒井浄水場	855

◆水辺空間整備事業[再掲]

別記 3 - (4) - ① (P 50) 参照

◆河川改修事業[再掲]

別記 3 - (4) - ② (P 50) 参照

◆せせらぎこみちの活用

〔下水道維持課〕

せせらぎこみちは、地下部には雨水排水路と防火貯留水槽を設置して都市防火用水の機能を持たせるとともに、地上部には浄化した雨水をせせらぎとして流し、遊歩道、植栽やあずまやなど設けて親水空間を整備し、水と緑あふれる憩いの場として多くの方に利用されています。

- ・清掃、除草作業及び緑地管理業務委託
(社) 郡山市シルバー人材センター外 2 社へ外部委託
- ・せせらぎこみち樹木伐採工事
- ・地元企業等による地域貢献活動 2 団体

◆守山城跡史跡整備事業[再掲]

別記 4 - (4) - ② (P 72) 参照

◆大安場史跡公園管理運営事業[再掲]

別記 4 - (4) - ② (P 72) 参照

◆**観光地整備事業**

〔観光課〕

観光地での利便性を確保し、イメージアップ及び観光誘客を図るため、トイレや駐車場、登山道等の整備を行っています。

- ・仮設トイレ設置
(馬入新田仮設トイレ設置 4基、紅枝垂地蔵ザクラ仮設トイレ設置 12基、笹原川千本桜仮設トイレ設置 4基、小和滝公園仮設トイレ設置 2基)
- ・登山道等整備
(日本一山遊歩道、布引高原広場、馬入新田水芭蕉群生地、蓬山遊歩道、額取山登山道、安達太良山石筍登山道、和尚山登山道、銚子ヶ滝周辺遊歩道、高旗山ハイキングコース、宇津峰山登山道、一盃山登山道、蓬田岳登山道)
- ・山ノ井公園整備工事

[事業費] 43,542,000 円

◆**学校における環境教育の推進**

〔学校教育推進課〕

全小・中学校において、環境教育全体計画を作成し、計画に基づき各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において、環境保全や環境問題に係る指導を展開しています。

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画を立てて実施している森林環境学習の取り組みでは、教室型学習である「森林の大切さを知る学習」と体験型学習である「森林の大切さを実感する学習」の 2 つを設定し、年次計画により全小・中学校で実施してきました。平成 27 年度の「体験型学習」においては、小学校 16 校、中学校 12 校、合計 28 校が実施し、森林にかかわる体験や活動を通して森林環境への興味・関心を高めることができました。

また、地球温暖化防止のための「福島議定書」事業については、積極的な参加を呼びかけ、全ての小・中学校が参加しており、環境教育に対する意識が高まっています。

◆**のびのび！親子体験事業**

〔少年湖畔の村〕

原発事故により、屋外での活動が制限されている子ども達の元気な笑顔を取り戻すとともに、親子の絆を深め、友情の輪を広げるため、放射線量も低く、恵まれた自然環境を有している湖南地区において、親子で宿泊体験活動を開催しました。

- ・麓山登山、湖岸サイクリング、ぐるっと湖南バスツアー、キッズダンス・折り紙、花火・キャンプファイヤー、野菜収穫体験、郷土食作り体験、そば打ち体験など
- ・少年湖畔の村利用者数 4,505 人
- ・プログラム参加者数 637 人

(1)-②**機会の提供**

◆**環境家計簿[再掲]**

別記 1 - (1) - ② (P20) 参照

◆**新エネルギー導入促進事業[再掲]**

別記 1 - (1) - ③ (P23) 参照

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆駅前観望会(星空観察)

〔ふれあい科学館〕

天体望遠鏡などを使用し、気軽に参加でき、宇宙への興味関心を高める自由参加形式の天体観望会を駅前で開催しました。

〔開催場所〕郡山駅西口駅前広場

〔参加者数〕640名

〔開催日〕平成27年4月4日(土)、4月25日(土)、5月30日(土)、7月25日(土)、9月26日(土)、10月24日(土)、11月21日(土)、平成28年3月9日(水)、3月19日(土)

◆星の宅配便

〔ふれあい科学館〕

科学館の職員と天文ボランティアが天体望遠鏡を持参して市内の各地区に出向き、星空の観察などを行う観望会を、市内公民館との共催により開催しました。

〔参加者数〕330名

〔開催日〕平成27年5月2日(土)、5月23日(土)、6月20日(土)、7月18日(土)、8月29日(土)、9月5日(土)、10月7日(土)

◆地区・地域公民館における体験教室・講座等

〔中央公民館〕

各地区地域公民館における各種事業(学級・講座)において、子供たちに対する環境学習の場の提供や、星空観察を通じた地域の環境保護を目的とした事業を実施しました。

例) エコキッズ(大成地域公民館)、親子星の観察会(桃見台、富田西、柴宮、片平)

◆こどものもり公園自然体験事業

〔公園緑地課〕

自然環境の大切さについて実体験を通して学ぶ機会を設け、自然環境の保護に対する市民意識の高揚を図りました。

- ・こどものもり自然観察会(一般の方を対象): 4回
- ・もりのこクラブ体験学習(小学生を対象): 6回

◆森林環境交付金事業[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆猪苗代湖の水を守りたい事業

〔水道局総務課〕

本市の貴重な水道水源である猪苗代湖の水源地環境保全の重要性を啓発するとともに、水道に対する理解を深めてもらうことを目的に、市民を対象に猪苗代湖岸清掃及び水道施設の見学等を実施しました。

- ①〔実施日〕平成27年5月30日(土)
〔コース〕浜路取水場～猪苗代湖岸清掃～昼食～堀口浄水場
〔参加者〕135名
〔ゴミ収集量〕130kg
- ②〔実施日〕平成27年8月22日(土)
〔コース〕浜路取水場～猪苗代湖岸清掃～遊覧船はくちょう丸に乗船(昼食)
～堀口浄水場
〔参加者〕114名
〔ゴミ収集量〕110kg

◆湖まつり

〔観光課〕

水と緑に恵まれた湖南地区の豊かな自然と景観を生かしながら、自然環境の保全に努めるなど、調和のとれた観光の振興と更なる地域の発展を図ることを目的に、猪苗代湖で実施しました。

○第 50 回湖まつり（平成 27 年 7 月 25 日開催）

- ・水難防止祈願祭
- ・水に感謝する作文コンクール表彰、発表
- ・魚つかみ体験
- ・タライ舟体験
- ・がくとくんバンド
- ・納涼花火大会 等

◆3R フェスティバル[再掲]

別記 4 - (1) - ① (P53) 参照

◆エコイベントの開催(郡山市成人のつどい)

〔生涯学習課〕

大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする新成人を祝い励ますとともに、互いに祝福し合い、夢と希望を語り合うつどいの場として開催した成人のつどいの実施に際し、企画の段階から、環境に配慮したイベント開催を視野に入れて内容の検討を行い、事業を実施しました。

イベントにかかる電力にグリーン電力を使用、来賓・列席者へ節車の呼びかけを実施しました。配布物を少なくすることによるゴミの減量促進等に取り組み、うつくしまエコイベントにも 5 つ星で認定されました。

- ・グリーン電力の使用：バイオマス発電 1,000 kWh 分

◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」

〔生活環境課〕

環境保全への意識の高揚を図ることを目的に、環境に関する講座メニューを用意し、小中学校・高校及び市民等の申込みを受け、市職員だけでなく賛同いただく企業・団体等の方を講師として、市内のどこへでも出張して講座を行いました。

- ・実施回数 29 件
- ・受講者数 1,512 人

【参考資料：平成 27 年度「どこでも環境教室」メニュー】

小学校・中学校・高校向け		
No.	講座名(講座担当)	対象
S-1	「郡山市のかんきょう」を学ぼう！（生活環境課）	小中学生
S-2	見て！触れて！体験しよう！東北電力のエネルギー出前講座（東北電力株式会社郡山営業所）	小学生
S-3	放射線学習（東北電力株式会社郡山営業所）	小中高生
S-4	エコ・クッキング講座（東部ガス(株)福島支社）	小学 5・6 年生
S-5	できることからはじめよう！～家庭からの排水をきれいに～（生活環境課）	小中学生
S-6	川健康診断～水生生物調査～（生活環境課）	小中高生
S-7	みんなで減らそうCO ₂ ！～ストップ地球温暖化～（生活環境課）	小中高生
S-8	わたしたちとごみ（清掃課）	小学 4 年生以上
S-9	考えてみよう！ふるさと“郡山”の水のこと（日本大学工学部 中村玄正名誉教授）	小中高生
S-10	ファイヤー探検記 ～人と火をめぐる物語～（福島県 LP ガス協会郡山支部）	小中高生
S-11	新エネルギー学習教室（生活環境課）	小中高生

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

一般向け			
No.	講座名(講座担当)		
A-1	「郡山市のかんきょう」を学ぼう！ (生活環境課)		
A-2	できることからはじめよう！～家庭からの排水をきれいに～ (生活環境課)		
A-3	川の健康診断～水生生物調査～ (生活環境課)		
A-4	みんなで減らそうCO ₂ ！ ～ストップ地球温暖化～ (生活環境課)		
A-5	わたしたちとごみ (清掃課)		
A-6	環境の現状を知ろう！ (環境保全センター)	1	郡山市の大気環境
		2	郡山市の水環境
		3	ダイオキシンや環境ホルモン
A-7	サンパイってなに？ (廃棄物対策課)		
A-8	“ふるさと郡山”の美しい水環境を守るために (日本大学工学部 中村玄正名誉教授)		
A-9	新エネルギー学習教室 (生活環境課)		
A-10	見て！触れて！体験しよう！東北電力のエネルギー出前講座 (東北電力株式会社郡山営業所)		
A-11	放射線学習 (東北電力株式会社郡山営業所)		
A-12	節電レシピを使ったIHクッキング講座 (東北電力株式会社郡山営業所)		
A-13	上手なエネルギーの使い方 (福島県 LP ガス協会郡山支部)		

※S-7については、幼稚園児・保育園児・小学校低学年対応可能です。

◆きらめき出前講座

〔生涯学習課〕

市民が市政に関する理解を深め、市民の学習機会の拡充を図ることを目的として、市民などで構成する団体からの要望に基づき、市職員が講師として出向き専門知識を活かした講座を行いました。(環境以外の分野も含む)

- ・きらめき出前講座メニュー数：99 メニュー
- ・申込件数：278 件
- ・参加申込人数：10,632 人

◆出前講座「わたしたちとごみ」の実施[再掲]

別記4-(1)-①(P54)参照

◆森林環境交付金事業(教卓更新)[再掲]

別記2-(1)-①(P30)参照

◆子どもエコクラブ活動支援[再掲]

別記5-(2)-②(P90)参照

◆川の健康診断事業

〔生活環境課〕

「川の健康診断」は、河川にすむサワガニやカゲロウなどの「肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物(指標生物)」を調べ、その結果から河川の水質をしらべるもので、河川に親しみ水環境保全の重要性を学ぶことを目的として、市内の小中学生等を対象に学校の近くの河川等で実施しました。

- ・参加者数 7団体、延べ174人

◆**食糧問題啓発事業(学校農園奨励事業)**

〔農業委員会事務局〕

農作業を通して食糧の大切さを学んでもらうため、希望する小学校等にさつまいも苗の無料配布を行いました。

◇「学校農園奨励事業に係るさつまいも苗配付」

〔参加学校等数〕 小学校・幼稚園・保育所・その他施設 25 か所

〔配布本数〕 3,210 本

◆**郡山市小学校教育研究会環境教育研究部の取り組み**

〔学校教育推進課〕

平成 26 年度に引き続き、研究主題「身近な環境に意欲的にかかわり、環境への理解を深めるとともに、環境の保全や創造のために主体的に行動できる児童を育成するための指導はどうあればよいか」について、研究を進めました。

〔研究の成果〕

- (1) 郡山市高篠山森林公園を会場に、本市の里山の風景や野草の植生等について具体的に学ぶというテーマで実施し、森の案内人からの講話・説明により興味深く探索することができた。
- (2) ムシテックワールドを会場に、作って学ぶ環境教育をテーマに専門員の指導助言のもと、ものづくりに取り組み、授業で活用できる工作等について見識を深めることができた。

◆**花いっぱいコンクールへの参加**

〔各小中学校等〕

豊かな情操を育み、連帯意識の醸成を図ることを目的として、各学校が自主的に参加しました。

◆**教育施設生ごみ再利用処理機設置事業[再掲]**

別記 4 - (1) - ① (P52) 参照

◆**ふるさと田舎体験推進事業**

〔農業政策課〕

市内外の小中学生を対象に、逢瀬町や湖南町の農家への宿泊と農業体験を行うとともに、中山間地域等で農業体験を実施する団体に補助金を交付し、農業や食への理解と中山間地域の農村活性化を図りました。

- (1) ふるさと田舎体験ツアーの実施 (7月31日～8月2日、参加者 18 人)
- (2) 郡山ふるさと田舎体験協議会事業補助金

◆**農業体験食育普及事業(ふれあい体験農園)〈新規〉**

〔園芸畜産振興課〕

市内の中学生以下のお子さんとその保護者を対象に減農薬・減化学肥料栽培などの環境にやさしい農業体験を実施しました。

平成 27 年度参加者 77 世帯 287 名

◆**食糧問題啓発事業(食と農に関する写真・川柳・絵画コンクール)**

〔農業委員会事務局〕

食糧・農業問題について意識を高めてもらうことにより、安全・安心な食生活の実現を図るため、市民及び市内に勤務されている方を対象に、写真・川柳・絵画コンクールを実施し、作品を募集・表彰しました。

「食と農に関する写真・川柳・絵画コンクール」

〔応募期間〕 平成 27 年 9 月 1 日～11 月 13 日

〔応募総数〕 写真の部 104 点、川柳の部 1,899 点、絵画の部 233 点

〔表彰式〕 平成 28 年 2 月 6 日

〔表彰数〕 写真の部 9 点、川柳の部 15 点、絵画の部 8 点

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆水道週間ポスター展

〔水道局総務課〕

市内の小学校4年生を対象に「水道」をテーマとしたポスターを募集し、表彰するとともに、入賞作品をビッグアイ及び市民ギャラリーに展示し、水道事業の広報を行いました。

〔募集期間〕平成27年4月1日(水)～5月12日(火)

〔対象〕市内小学4年生

〔応募校・人数〕11校 596名

〔表彰式〕平成27年5月30日(土) 9:00～9:30(水道局5階大会議室)

〔入賞作品展示〕

- ・平成27年6月3日(水)～14日(日) 市民プラザ(ビッグアイ6階)
- ・平成27年6月17日(水)～30日(火) 市民ギャラリー(本庁舎1階)

◆伝統文化伝承育成支援

〔中央公民館〕

各公民館において、伝統文化や歴史の講座等を開催し、地域伝統文化の伝承・育成を図りました。

【伝統文化の継承】

- ・こども太鼓・笛教室(小原田)・名倉太鼓伝承教室(名倉)・地域貢献人養成(橘)・牛庭水まつり奉納踊り(安積)・よこ笛(大槻)・シニアうねめ太鼓講座(片平)・ヨーサ踊(片平)・開湯子ども太鼓教室(熱海)
- ・海老根手漉き和紙体験教室(中田)・柳橋歌舞伎ふれあい教室(中田)・中田伝統盆踊り太鼓教室(中田)

【地域の歴史の継承】

- ・「かおる民話茶屋」(薫)・「きくた再発見!Ⅲ」(喜久田)・「ながもり子供語り部講座」(永盛)・「歴史カルタを作る」(日和田)・「高瀬いいとこ伝え隊」(高瀬)・「ふるさと逢瀬再発見」(逢瀬) 湖南まちおこしプロジェクト～湖南の歴史・民話・伝説の粘土像作成講座～(湖南)

◆環境推進員研修会

〔生活環境課〕

「第四次環境にやさしい郡山市率先行動計画」を推進するに当たり、各職場に設置している環境推進員等を対象に、省エネなどについて理解を深めるための研修会を開催し、環境に対する意識高揚を図るとともに、各職場における取り組みを促しました。

○実施月日 平成27年6月29日

○実施場所 特別会議室

○出席者数 214名

○講演会 「電気料金削減の取り組みについてーデマンド値及びその対策法ー」

一般財団法人 省エネルギーセンター

エネルギー使用合理化専門員 宇羽野 浩 氏

○事務局報告 「エネルギー使用量見える化調査について」

◆職員研修の実施

〔人事課〕

環境保全等に関連する研修への参加や派遣を行い、環境行政に関わる職員の人材育成を行います。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき配置が義務付けられているエネルギー管理企画推進者を養成するため、法定講習へ該当職員を派遣しました。

- ・派遣人数 1名(生活環境課)
- ・研修名 エネルギー管理講習(新規講習)

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

・講習地 仙台市

◆専門職員研修

〔生活環境課・清掃課・廃棄物対策課・環境保全センター〕

環境調査研修所（環境省）等での研修に参加し、環境に関する専門知識の習得を図りました。

◇平成 27 年度参加研修

・環境調査研修所主催

環境モニタリング技術研修、産業廃棄物対策研修、地球温暖化対策研修、環境教育研修、水環境研修、VOC s 分析研修、石綿位相差顕微鏡法研修

(2) 人材の育成と連携の促進

環境教育・学習活動のリーダーとなる人材の把握・育成を図り、効果的な環境教育・学習を推進し、自発的な環境保全活動につながるよう努めます。

また、市民・事業者が行う自主的な環境保全活動を支援し、地域密着型・世代間交流型の取り組みの輪を広げるとともに、行政も含めた三者の連携・交流を推進します。

No.	環境指標	目標	目標年度
20	「こどもエコクラブ」 の登録者数	70クラブ 1,000人	平成29年度
子どもたちが地域で自主的な環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」のクラブ数と会員数の増加を図ります。			

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
20	平成25年度	4クラブ 92人	△
	平成26年度	2クラブ 40人	△
	平成27年度	2クラブ 45人	△
「こどもエコクラブ」の登録数は目標値を達成できませんでした。しかしながら、市内小中学校や公民館等へ環境教育の実施状況に対する調査を行った結果、小学校では92%、中学校では82%とほとんどの小中学校において、環境教育が行われている状況が把握できました。今後も実態の把握調査を継続的に行い、市として、各教育機関に対する市の環境教育に関する情報の周知や、環境教育に関する連携を図ってまいります。併せて、環境教育の実施状況の把握する方法についても検討してまいります。			

(2)-①人材の育成・活用

◆**エコサポーター養成講座**

〔生活環境課〕

水生生物調査の調査方法等の知識を持つ指導者を養成し、体験的な環境学習の参加機会の拡大を目的として平成 18 年度から実施しており、平成 23 年度は、東京電力福島第一原子力発電所事故によって屋外活動自体が制限されたことから中止しましたが、平成 24 年度に再開しました。

【平成 27 年度 参加者 17 名（福島県と共催）】

◆**生涯学習きらめきバンク**

〔生涯学習課〕

さまざまな分野で活躍する指導者やボランティア、会員、グループ・サークルに、「きらめき達人先生」として登録いただき、活動の場を提供しました。（環境以外の分野も含む）

- ・ 情報提供：ホームページ、冊子による人材情報の提供
- ・ 人材登録：随時、登録者を受付
- ・ 人材情報の更新：平成 28 年 2 月～3 月に登録者照会し、掲載内容を更新
- ・ 登録者・団体数：262 人・13 団体
- ・ 登録メニュー：384 件
- ・ 活動状況：11,779 件

◆**環境浄化推進員制度[再掲]**

別記 4 - (1) - ② (P55) 参照

◆**環境に関する出張講座「どこでも環境教室」[再掲]**

別記 5 - (1) - ② (P82) 参照

(2)-②環境保全活動の支援

◆**郡山市エコ・オフィス認定事業[再掲]**

別記 1 - (1) - ② (P21) 参照

◆**中小企業金融対策事業(中小企業成長融資制度)**

〔産業政策課〕

資金繰りの厳しい中小企業者の資金調達円滑化を目的として設けられている中小企業融資制度の中で ISO 取得に係る融資制度（成長融資制度）を設け、取得を支援しています。

◇平成 27 年度「成長融資」利用実績（新規）： 2 件 [事業費]47,789,000 円

◆**商店街環境整備事業**

〔産業政策課〕

商店街等が行う街路灯の改修（LED 化）等に要する費用を助成し、明るく安全・安心な街並みの環境整備に努めました。

◆**清掃用器具貸出に関する取り組み**

〔道路維持課〕

道路側溝のふた上げ器具の貸出しを行い、地域で行われる環境保全活動の支援に努めました。

◆**地区で行われる環境保全活動支援**

〔各行政センター等〕

多数の外務職員を擁する企業等からの不法投棄に関する情報提供の協定の締結をしました。

◆**河川クリーンアップ作戦[再掲]**

別記 3 - (4) - ③ (P50) 参照

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆貸出用教材等整備事業[再掲]

別記5－(3)－②(P93) 参照

◆市民活動団体への支援

[市民・NPO 活動推進課]

市民活動推進事業等を実施し、多くの市民に協働意識の醸成を図るとともに、自主的・主体的活動を促すため、活動環境の整備を図りました。

- (1) こおりやまNPO連絡会議開催：7回(4、6、7、8、9、11、1月)
 - (2) 広報紙「あしすとばあく」の発行：4回(6、9、12、3月)
 - (3) 市民活動応援講座の開催：6回(5、6、7、10、12、2月)
 - (4) 市民自主企画イベントサポート事業の開催：公共施設手配、広報協力、職員派遣等の事業協力 3団体3事業認定
 - (5) 市民活動交流広場事業 みんなの市民活動交流フェスタの開催 2,000名
 - (6) 市民活動サポートメール発信事業 メールによる市民活動の情報等発信：毎月1回(基本10日)、計12回配信
 - (7) 市民活動団体賀詞交歓会の開催 59名
- 市民公益活動総合補償保険制度事業「まちづくり活動保険」
全市民を対象とし、市民公益活動中の損害賠償責任事故及び傷害事故を補償
- その他：各種相談窓口業務等

[事業費]20,358,000円

◆ひとまちづくり活動応援事業

[市民・NPO 活動推進課]

子どもや高齢者のための地域づくり活動や地域特有の歴史、文化、自然環境等の地域資源を生かした活動等、市民や市民活動団体に取り組む自主的・主体的な地域づくり活動に対し、必要に応じた支援を実施することにより市民が主役の協働のまちづくりの推進に寄与しています。

- (1) 情報提供
 - ・市民活動に対する支援事業(制度)の情報発信
 - ・「市民活動ガイドブック」の配布
- (2) ひとまちづくり人材育成事業
補助団体：2団体
- (3) ひとまちづくり活動支援事業
 - ・子どもや高齢者のための地域づくり活動支援事業 補助団体：4団体
 - ・まちづくり活動支援事業 補助団体：3団体
- (4) みんなのまちかどギャラリー事業
補助団体：1団体
- (5) 郡山市市民活動推進顕彰事業「まちづくりハーモニー賞」
顕彰数：9団体

[事業費]1,437,000円

◆桜の里づくり事業

[観光課]

郡山市では「桜の里づくり」を提唱し、地域住民と一体となった観光地を作り出し更なる交流人口の増加を目指して、地域住民が実施する桜の植樹の際に苗木の配布を行うなど、自然を生かした観光地としての活用を図りました。

- ・桜の苗木配布：45本
(内訳：田村地区：20本、湖南地区25本)

◆花と緑の公園事業[再掲]

別記4－(4)－①(P71) 参照

◆フラワーロード推進事業[再掲]

別記4-(4)-①(P71)参照

◆郡山市緑あふれるまちづくり事業[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆こどもエコクラブ活動支援

[生活環境課]

環境を大切にする意識の高揚を図るため、市内の小中学生等で構成する「こどもエコクラブ」が自主的に行う環境学習や実践活動が行えるよう、環境調査用品の提供、交流会の開催等の支援をしました。

- ・こどもエコクラブに登録した小中学生に、オリジナルキャップの配布、活動の参考となる冊子や環境調査機材の提供を行いました。

【平成27年度 エコクラブ数 2クラブ(1小学校、1団体)、45名】

(2)-③連携・交流の促進

◆地球温暖化防止対策事業[再掲]

別記1-(1)-①(P19)参照

◆猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会による取り組み[再掲]

別記3-(2)-④(P45)参照

◆明るいまちづくり推進事業(花いっぱいコンクール)[再掲]

別記4-(4)-①(P72)参照

◆環境に関する出張講座「どこでも環境教室」[再掲]

別記5-(1)-②(P82)参照

◆エコネット推進事業

[生活環境課]

環境保全に関心のある個人・団体等に呼びかけ、登録者へさまざまな情報を掲載したメールマガジンを発行し、情報を共有する場としてのネットワーク形成を図りました。

- ・メールマガジン年10回配信

◆各種団体などとの連携

[各課等]

実行委員会の組織や協議会、連絡会など各種団体と連携を図り、効果的な事業推進を行いました。

- 猪苗代湖環境保全推進連絡会
- 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会 など

◆共催・後援事業

[各課等]

他団体等が開催する環境についてのイベント等の共催、後援により、連携し効果的な環境教育・学習を図りました。

- 後援
 - ・第8回新☆エネルギーコンテスト
主催：新☆エネルギーコンテスト実行委員会・日本機械学会技術と社会部門
 - ・第36回東北自然保護の集い
主催：第36回東北自然保護の集い 福島集会実行委員会

(3) 環境情報の共有化

環境教育・学習の推進にあたっては、環境に関する正しい情報を適切に収集し、提供していくことが重要となります。

パンフレット・情報誌などのほか、インターネットなどさまざまな手段を活用し、積極的に環境に関する情報の収集・提供を行い、情報の共有化と有効利用を図ることにより、自らが気づき、環境にやさしい行動をするための知識を育みます。

No.	環境指標	目標	目標年度
21	環境コーナーの活用 ウェブサイトの充実	内容充実	平成29年度

環境に関する情報発信の拠点として市役所内に開設した「かんきょう学習コーナー」の活用やウェブサイトの充実により、市内の環境や地域環境の現状、環境にやさしい取り組みなど各種環境情報を広く提供し、情報の共有化に努めます。

● 計画の目標に対する評価

No.	年度	現状	評価
21	平成25年度	(内容を充実しました)	○
	平成26年度	(内容を充実しました)	○
	平成27年度	(内容を充実しました)	○

平成27年度は、環境に関する展示コーナーの充実を図るとともに、ウェブサイトやメールマガジンによる積極的な情報提供を行いました。今後も、人々が環境問題に関心を持ち、自主的な環境活動への参加のきっかけとなるような情報提供に努めていくとともに、市民ニーズにあった情報を提供できるように内容等を検討していきます。

(3)-①情報の収集

◆希少野生生物保護等啓発事業[再掲]

別記2-(2)-①(P34) 参照

◆公共用水域水質調査[再掲]

別記3-(1)-①(P39) 参照

◆ダイオキシン類等調査事業[再掲]

別記4-(3)-①(P68) 参照

◆各種環境情報の収集

〔生活環境課〕

環境情報誌やインターネットなど、さまざまな方法により環境情報を収集するとともに、情報の有効活用を図るため、各種資料の収集に努め、「かんきょう楽習コーナー」等を活用して一般市民へ配布を行いました。

(3)-②情報の提供

◆マスメディアによる市政広報事業

〔広聴広報課〕

テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用し、より幅広い層へ環境に関する市政広報を行い、市民意識の啓発を図りました。

【テレビ】

水源地清掃バスツアー（平成27年6月7日）

再生可能エネルギー研究施設見学バスツアー（平成27年9月13日・18日・20日）

日産自動車電気自動車貸与式、本庁舎EVステーション運用開始式（平成28年2月21日）

平成27年度郡山市エコ・オフィス認定事業優秀事業所表彰式（平成28年4月3日）

【ラジオ】

水源地清掃バスツアー参加者募集（平成27年4月9～11日）

河川クリーンアップ作戦（平成27年7月2～4日）

猪苗代湖の水を守りたい参加者募集（平成27年7月9～11日）

富良野自然塾参加者募集（平成27年9月11～12日）

郡山市植樹祭参加者募集（平成27年9月18～19日）

ロハスの工学シンポジウム（平成28年3月17～19日）

【facebook】

随時掲載

◆「広報こおりやま」「暮らしのガイドブック」等の活用

〔広聴広報課〕

毎月発行の「広報こおりやま」において環境の特集を組み、環境の啓発を行いました。作成にあたり、環境にやさしい大豆油インキと再生紙またはFSC認証紙を使用しました。

・広報こおりやま

①環境特集：6月（郡山市で進む環境への取り組み）

②情報ページ：随時掲載

5. 「学び、考え、行動する」 ～環境教育・学習の推進～

◆かんきょう楽習コーナーの活用

〔生活環境課〕

多様化する環境問題の解決には、環境の現状や環境に配慮した取り組みなどについて、正しい情報を知り、理解を深めていくことが必要であり、そのためには様々な場や機会を活用し環境に関する情報を発信していくことが重要となることから、環境に関する情報を継続して発信していく拠点として市役所西庁舎1階に「かんきょう楽習コーナー」を設置し、定期的な展示内容の変更や最新の情報を提供するなど、コーナーの充実・活用を図りました。

- ・展示内容の充実、パンフレット、情報誌、啓発品の提供など

◆消費者啓発事業

〔市民安全課〕

○石けん使用運動推進事業

人体への安全性や水質汚濁等の環境問題への対策の一つとして、市民に対して石けん使用を推進するための啓発活動を行う石けん使用運動連絡協議会と連携し、啓発活動を行うことで市民への意識啓発を図りました。

- ・湖まつり開催時に石けん使用のパネル展示や見本配布による啓発活動を実施
- ・消費者団体活動発表会における啓発（パネル展示と見本配布）

◆エコネット推進事業[再掲]

別記5－(2)－③(P90)参照

◆ウェブサイトを活用した環境情報提供

〔各課等〕

市ウェブサイトにおいて、環境問題や市の取り組み、環境に関連するイベント・事業等の情報提供を行い、市民、事業者に広く周知を図りました。

◆貸出用教材等整備事業

〔中央図書館〕

市民の環境保全に関する意識を高めるため、環境月間に合わせ主催映画会での上映や、貸出教材の中に環境教育に関するソフトを導入し、団体向けの活用促進を図りました。

- ・環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の活用実績
〈貸出〉 件数：40件 利用者数：857人
〈主催映画会〉 件数：2件 利用者数：82人
- ・環境教育に関するソフト（ビデオ・DVD）の導入実績
購入数：1本 寄贈数：0本 計1本

◆環境月間推進事業

〔生活環境課〕

6月の環境月間及び12月の地球温暖化防止月間に合わせて各種の環境啓発を実施し、市民に環境保全の必要性を広く呼びかけ、意識の高揚を図りました。

○環境月間（6月）

- ・広報こおりやま6月号で環境に関する特集を掲載

◆地球温暖化防止月間事業[再掲]

別記1－(1)－②(P20)参照

◆「郡山市のかんきょう」作成・配布事業

〔生活環境課〕

子どもからの環境教育を推進するため、本市の環境の現状及び近年の環境問題について興味を持って学習してもらい、自分たちにもできる環境保全の取り組みについて理解してもらうことを目的に、環境学習用資料として「郡山市のかんきょう（A4判39ページ、FSC認証紙を使用）」を作成して市内小学校5年生に配布しました。

- ・配布部数：約3,500部

◆**「わたしたちとごみ」作成・配布事業[再掲]**

別記4－(1)－①(P54)参照

◆**事業紹介冊子、パンフレット作成・配布**

[生活環境課]

環境情報や環境教育・学習に活用できる施設や事業を紹介する各種冊子、パンフレット等の作成及び配布を行いました。

- ・平成26年度版郡山市の環境(平成25年度郡山市環境基本計画年次報告書)
- ・環境学習資料集「郡山市のかんきょう」(主に小学校5年生に配布)

◆**公用自転車活用事業(CO₂削減開拓チャレンジ事業)[再掲]**

別記1－(1)－④(P25)参照

◆**希少野生生物保護等啓発事業[再掲]**

別記2－(2)－①(P34)参照

◆**埋蔵文化財周知紹介事業[再掲]**

別記4－(4)－②(P73)参照

◆**古文書筆耕事業[再掲]**

別記4－(4)－②(P73)参照

特 集

郡山市の放射線対策

◇ 数値については、「郡山市の原子力災害対策（第 11 版）」より抜粋。特に記載のある場合を除き、すべて平成 27 年 12 月 31 日現在のものです。詳細については「郡山市の原子力災害対策」および「郡山市ふるさと再生除染実施計画」をご覧ください。また、市ウェブサイト原子力災害対策のページでもご覧になれます。

特集 郡山市の放射線対策

(1) 郡山市の除染に関する取り組み

郡山市では、市民生活を最優先に考え、一日も早く市民の安心な生活環境を取り戻すため、市をはじめ、地域住民や町内会、PTA、ボランティア、企業等との協働により、市と市民が一体となった除染を迅速に進めます。また、除染等の方針や方法等については、「郡山市ふるさと再生除染実施計画」を定め、計画に基づき除染を進め、国が整備する「中間貯蔵施設」へ除去土壌等を搬出します。

◆小中学校、保育所等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年 他に先駆けて小中学校校庭及び保育所所庭等の表土除去を開始。
- ・平成 24 年 子どもたちの更なる安全・安心な教育環境を確保するため、小中学校のプール及びプールサイド並びに校舎屋上や校地内の外周部等について除染を実施。また、保育所等においても同様の除染を実施。全ての小中学校及び保育所等で $0.5 \mu \text{ Sv/h}$ を下回る。
- ・平成 26 年 全ての小中学校で $0.23 \mu \text{ Sv/h}$ を下回る。

◆スポーツ広場・観光施設等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施件数……………7 件(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以上の広場)
- ・平成 24 年度実施件数……………13 件
- ・平成 25 年度実施件数……………3 件
- ・平成 26 年度実施件数……………10 件

◆公園等の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施箇所数……………458 か所(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以上の公園等)
- ・平成 24 年度実施箇所数……………203 か所(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以下の公園等)
- ・平成 25 年度実施箇所数……………268 か所(地上から 50 cm で $1.0 \mu \text{ Sv/h}$ 以下の公園等)

◆一般住宅の除染

○実施内容

- ・平成 24 年度実施件数……………19,141 件
- ・平成 25 年度実施件数……………29,028 件
- ・平成 26 年度実施件数……………33,347 件
- ・平成 27 年度実施件数……………13,375 件

◆農地の除染

○実施内容

- ・平成 23 年度実施面積……………45ha
- ・平成 24 年度実施面積……………789.5ha
- ・平成 25 年度実施面積……………782.9ha
- ・平成 26 年度実施面積……………653.7ha
- ・平成 27 年度以降実施予定面積……………1229.2ha

◆道路の除染

- ・平成 24 度実施延長……………2.6 km
- ・平成 25 度実施延長……………188.8 km
- ・平成 26 度実施延長……………370.0 km
- ・平成 27 度以降実施予定延長……………2,520.5 km

◆除染に伴い発生した土壌等の保管

中間貯蔵施設に搬入するまでの間、除去土壌等の一時保管は次のとおりとし、保管にあたっては、国の「除染関係ガイドライン」等に基づき安全に管理します。

- ・道路・側溝等……その地域にある公園・スポーツ広場等の市有地、仮置場
- ・住宅等……………宅地内

【仮置場】

設置場所	保管形態	搬入対象	搬入状況
日和田町高倉地内	地上保管	高倉地区の道路除染 県農業総合センターの駐車場除染	平成27年2月20日搬入完了
西田町鬼生田地内(1区)	地上保管	鬼生田1区内の住宅・道路除染	平成 28 年度供用開始予定
西田町鬼生田地内(2区)	地上保管	鬼生田2区内の住宅・道路除染	平成 28 年度供用開始予定
西田町板橋地内	地上保管	板橋地区内の住宅・道路除染	平成 28 年度供用開始予定
西田町高柴地内	地上保管	高柴地区内の住宅・道路除染	平成 28 年度供用開始予定
西田町木村地内	地上保管	木村・三町目地区内の住宅・道路除染	平成 28 年度供用開始予定
西田町大田地内	地上保管	大田地区内の住宅・道路除染	平成 28 年度供用開始予定
安積町成田地内	地上保管	安積町の道路除染 県林業研究センターの除染	平成 28 年度供用開始予定
三穂田町鍋山地内	地上保管	鍋山地区内の住宅・道路除染	平成 28 年度供用開始予定

◆除去土壌等のパイロット輸送

国では、大量の除去土壌等の本格輸送を安全かつ効率的に実施するため、おおむね 1 年間、県内 43 自治体からそれぞれ 1,000 立方メートル程度の除去土壌等を中間貯蔵施設へ輸送する「パイロット輸送」を平成 27 年 3 月 13 日から開始したところです。

○本市の輸送対象

次のとおり輸送対象を選定し、主に夏休み期間を利用して実施しました。

学校名	土壌等保管量	H23.4 測定線量	保管開始年月日	輸送開始年月日	輸送完了年月日
薫小学校	342.2 m ³	5.5 μSv/h	H23.8.11	H27.7.27	H27.8.6
高倉小学校	474.0 m ³	4.2 μSv/h	H23.7.16	H27.8.27	H27.9.9
安積第二小学校	440.6 m ³	4.3 μSv/h	H23.7.16	H27.7.28	H27.8.19
計	1,256.8 m ³				

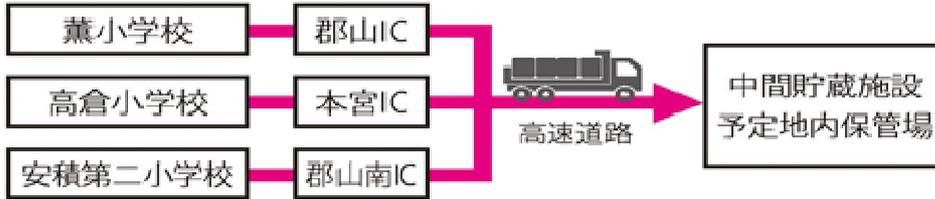
※H23.4 測定線量は、各小学校の校庭の地上からの高さ1mで測定した、H23.4 時点での測定線量です。

※高倉小学校については、県中浄化センターに一時保管後、中間貯蔵施設へ輸送。

○作業内容

- ・市の作業・・・地下保管の除去土壌等の掘削・フレコンへ袋詰め、フレコンを校庭内の集積所へ運搬、ピット復元、校庭復元 等
- ・国の作業・・・フレコンにタグ付け、大型ダンプトラックへ積込、中間貯蔵施設へ輸送 等

○輸送ルート(概要)



◆除染情報ステーションの設置

大型タッチパネルを用いて住宅除染の計画や進捗状況等について分かりやすく解説するほか、住宅除染の流れを説明するパネルや放射線量測定器の展示をして「除染情報ステーション」を開設しています。

供用開始日:平成 26年 2月 3日(月)

設置場所:本庁舎1階 市民ホール内



(2) 郡山市の放射線量モニタリングと食の安全に関する取り組み

◆身の回りの放射線量測定・測定機器の貸出

○実施内容

- ・サーベイメータの配備……行政センター及び方部町内会連合会を通して市内全 **659** 町内会に配付
- ・個人宅の放射線量測定……実施済み件数 **2,964** 件
- ・個人へのサーベイメータの貸出し……貸出し件数 **11,231** 件

◆食品の安全確保

○実施内容

- ・一般食品等の放射性物質測定……測定件数 **62,083** 件
- ・保健所における流通加工食品の放射性物質検査……検査件数 **7,332** 件
- ・米の全量全袋検査……検査件数 **1,350,204** 袋(検査実施主体は郡山市農業協同組合など)

(3) 郡山市の放射線からの健康管理に関する取り組み

◆ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

○実施内容

- ・平成 **24** 年6月7日より郡山市保健所内にて検査開始。立立式2台、チェア式2台により検査を実施。
- ・平成 **27** 年 **12** 月末までに、約 **143,800** 人の検査を実施しており、結果が判明している方の生涯における体内から受けるとされる内部被ばく線量は全員 **1mSv** 未満でした。

◆郡山市震災後子どものケアプロジェクト

平成 **23** 年3月 **29** 日に郡山医師会など関係団体と連携して、「郡山市震災後子どもの心のケアプロジェクトチーム」を立ち上げ、子どもたちの心や体のケアに取り組みました。また、平成 **24** 年8月 **11** 日に名称を「郡山市震災後子どものケアプロジェクトチーム」に変更するとともに、組織体制の強化を図りました。

○実施内容

- ・親子向けイベント「キッズフェスタ」の開催……開催回数 **8** 回 参加者 約 **7,566** 人
- ・「震災後子どものケアプロジェクト記念フォーラム」の開催……開催回数 **4** 回 参加者 約 **1,400** 人
- ・読み聞かせ活動の開催……開催回数 **625** 回 参加者 子ども **9,272** 人 大人 **6,180** 人

◆のびのび！親子体験事業【平成24年度～平成27年度】

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、屋外での活動が制限されている子どもたちが、元気な笑顔を取り戻すとともに、親子の絆を深め、友情の輪を広げるため、放射線量が低く、恵まれた自然環境を有している湖南地区において、親子による宿泊体験活動を実施しました。

- ・対 象:小・中学生とその保護者や少年団体等

平成 **24** 年度参加者 **4,254** 人

平成 **25** 年度参加者 **3,874** 人

平成 **26** 年度参加者 **3,380** 人

平成 **27** 年度参加者 **4,505** 人

- ・内 容: (1) 少年湖畔の村の無料開放(日帰り・宿泊問わず)

(2) 体験プログラムの実施(バスツアー・登山・サイクリング・花火&キャンプファイアー等)

◆わくわく！ 湖南移動教室【平成 24 年度～平成 26 年度】

恵まれた自然環境を有している湖南地区において、地域のボランティア団体の方々より支援をいただきながら、すべての小学校が教育課程に位置付けた環境学習や体験学習を行うことにより、ふるさと郡山のよさを発見するとともに心身のリフレッシュを図りました。

○活動内容

- ・対象……………平成 24 年度、平成 25 年度は市立 58 小学校の全児童
 平成 24 年度参加児童 17,670 人
 平成 25 年度参加児童 17,307 人
 平成 26 年度は市立 58 小学校の 1 学年から3学年の児童
 平成 26 年度参加児童 9,140 人
- ・内容……………旧月形小学校及び少年湖畔の村を拠点に、各学校が発達段階に応じて計画した環境学習や体験活動を行う。(麓山登山、郡山布引風の高原散策、風力発電見学、水生生物調査、民話学習、民具の見学、木工工作、ひまわりの種まき等)

◆「みんなでジャンプ！遊びの広場」事業(大型遊具の巡回)

子どもたちの運動不足やストレスの解消につなげるため、思いきり体を動かし室内遊びができる大型遊具を巡回により公共施設に設置し、子どもたちの心と体のリフレッシュを図りました。

- ・開催回数等……平成 23 年度 延べ 5施設 32 日間 利用者数 4,217 人
 平成 24 年度 延べ 19 施設 150 日間 利用者数 9,910 人
 平成 25 年度 延べ 20 施設 140 日間 利用者数 10,570 人
 平成 26 年度 延べ 20 施設 140 日間 利用者数 9,463 人
 平成 27 年度 延べ 14 施設 96 日間 利用者数 6,050 人



(4) 市内空間線量の推移(平成 23 年 3 月 29 日～平成 27 年 12 月 31 日)

測定場所	平成 23 年 3 月 29 日	平成 27 年 12 月 31 日	減少割合
郡山合同庁舎	2.59 μ Sv/h	0.11 μ Sv/h	95.8 %
郡山市役所	2.57 μ Sv/h	0.17 μ Sv/h	93.4 %
福島県農業総合センター	2.78 μ Sv/h	0.16 μ Sv/h	94.2 %
逢瀬行政センター	1.10 μ Sv/h	0.13 μ Sv/h	88.2 %
田母神小学校	0.40 μ Sv/h	0.10 μ Sv/h	75.0 %

郡山市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）

温室効果ガス排出状況 （平成 28 年度版）

◇ 本報告書は、データの入手可能な最新年度の平成 25 年度の内容になっております。

◆各温室効果ガスの排出量についての評価について

○	ほぼ計画どおり推進している。
△	計画より遅れている。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

(1) 郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進することで、本市を低炭素社会へと転換するとともに、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に貢献することを目的としています。また、エネルギー消費の少ない低炭素社会への転換を図るための方向性を示し、中期における温室効果ガス削減目標や本市の地域特性を活かした対策、市民・事業者・行政の各主体における削減目標達成に向けた具体的な取り組み等について定めた計画であり、「郡山市第二次環境基本計画」の地球温暖化対策に関する個別計画です。

(2) 計画の期間と目標

「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、温室効果ガス排出量を基準年度（平成19年度）比で25%削減することを目標とするものであり、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度としています。

(3) 計画の対象とする温室効果ガス

本市から排出される温室効果ガス排出量の算定対象とするのは、京都議定書及び温対法で対象としている以下の6種類としています。

◇対象とする温室効果ガス

温室効果ガス		概要
二酸化炭素（CO ₂ ）		化石燃料の燃焼等に伴い発生するもの。
メタン（CH ₄ ）		水田や家畜の腸内発酵、廃棄物処理等から発生するもの。
一酸化二窒素（N ₂ O）		耕地への化学肥料の施肥や、廃棄物処理等から発生するもの。
代替フロン類	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	冷蔵庫・エアコン等の冷媒や、スプレー等に使用されるもの。
	パーフルオロカーボン（PFC）	半導体洗浄や溶剤等に使用されるもの。
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	半導体製造や電気絶縁ガスとして使用されるもの。

(4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市全域としています。ただし、地球温暖化対策は、広域的な視点での対策も必要となるため、対策によっては、周辺自治体、福島県、国との連携を図ります。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

郡山市における温室効果ガス排出量(平成25年度)

単位 千t-CO₂

温室効果ガスの種類、排出部門	平成 19 年度	平成 25 年度	平成 19 年度比	評価
温室効果ガス総量	3,383.7 《2,703.6》	3,417.3	+1.0%	△
二酸化炭素 (CO ₂)	3,253.5 《2,573.3》	3,259.0	+0.2%	△
エネルギー起源二酸化炭素	3,210.1 《2,529.9》	3,195.5	-0.5%	○
産業部門	1,471.5 《644.5》	1,238.4	-15.8%	○
(内訳)				
建設業・鉱業	(25.7)	(27.5)	+7.0%	△
製造業	(1,416.9) 《589.9》	(1191.3)	-15.9%	○
農林水産業	(28.9)	(19.6)	-32.2%	○
民生家庭部門	465.7 《612.5》	564.3	+21.2%	△
民生業務部門	574.8	686.3	+19.4%	△
運輸部門	698.1	706.5	+1.2%	△
(内訳)				
自動車(乗用)	(320.5)	(333.1)	+4.9%	△
自動車(貨物)	(355.7)	(348.1)	-2.1%	○
鉄道	(21.9)	(25.4)	+16.0%	△
廃棄物起源二酸化炭素	43.4	63.5	+46.3%	△
メタン (CH ₄)	44.6	39.9	-10.5%	○
(内訳)				
廃棄物部門	(1.7)	(1.6)	-5.9%	○
農業部門	(42.9)	(38.3)	-10.7%	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	12.7	11.3	-11.0%	○
(内訳)				
廃棄物部門	(4.4)	(4.8)	+9.1%	△
農業部門	(8.4)	(6.5)	+22.6%	○
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	40.2	91.5	+127.6%	△
パーフルオロカーボン (PFC)	19.4	9.4	-51.5%	○
六フッ化硫黄 (SF ₆)	13.3	6.2	-53.4%	○

※四捨五入の関係で合計値と内訳の合算値が異なるものがあります。

※統計等の資料で平成25年度の値が確認できないものに関しては、確認できる最新のものを使用しています。

※平成25年度以降の「製造業」及び「民生家庭部門」の算定には、従来の方法で算定することができないため、環境省の「積上法による排出量算定支援ツール」を用いています。(平成19年度の《》内は、従来の数値)

郡山市の温室効果ガス排出量(平成 25 年度確報値)

○平成 25 年度の総排出量は 3,417 千 t-CO₂（前年度比+7.4%、平成 19 年度比+1.0%）

※排出量が増加した要因は、火力発電用の化石燃料消費量が増加したことで電力使用に係る温室効果ガス排出係数が上がり、「民生家庭部門」や「民生業務部門」における電力や石油製品の消費量が増加したことが挙げられます。

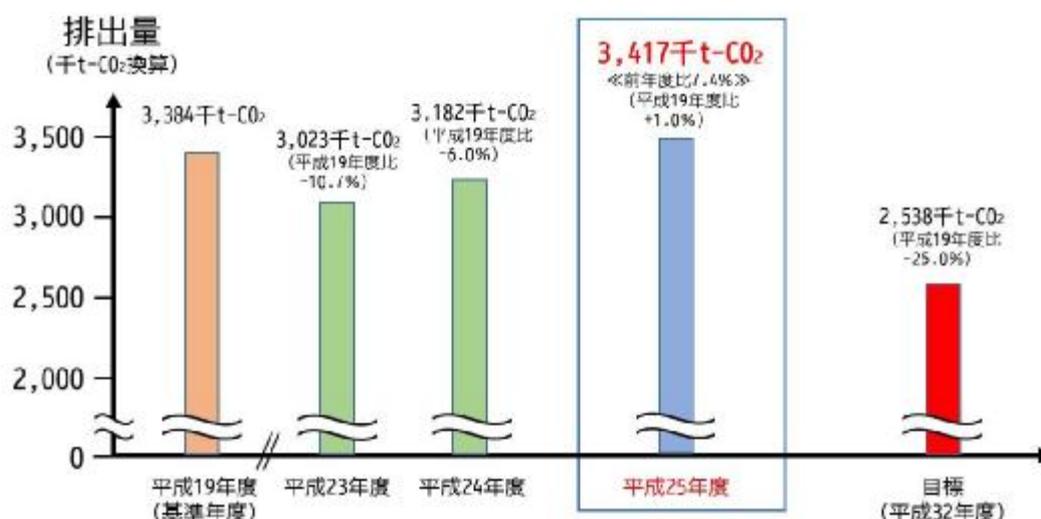


図 郡山市の温室効果ガス排出量の推移

部門別排出量の推移

1 二酸化炭素

- (1) 産業部門 排出量は 1,238.4 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 15.8%減少しました。
- (2) 民生家庭部門 排出量は 564.3 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 21.2%増加しました。
- (3) 民生業務部門 排出量は 686.3 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 19.4%増加しました。
- (4) 運輸部門 排出量は 706.5 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 1.2%増加しました。
- (5) 廃棄物起源 排出量は 63.5 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 46.3%増加しました。

郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2 メタン

排出量は 39.9 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 10.5%減少しました。

3 一酸化二窒素

排出量は 11.3 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 11.0%減少しました。

4 ハイドロフルオロカーボン

排出量は 91.5 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 127.6%増加しました。

5 パーフルオロカーボン

排出量は 9.4 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 51.5%減少しました。

6 六フッ化硫黄

排出量は 6.2 千 t-CO₂ であり、平成 19 年度比で約 53.4%減少しました。

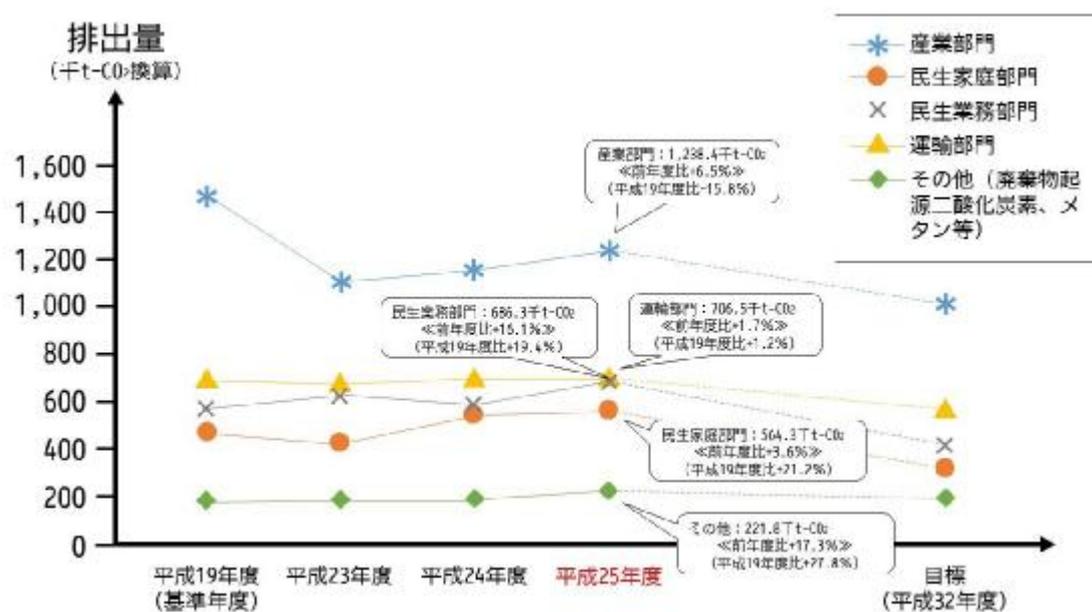


図 郡山市の部門別温室効果ガス排出量の推移

郡山市エネルギービジョン

再生可能エネルギー等導入状況報告
(平成 28 年度版)

郡山市エネルギービジョンの概要

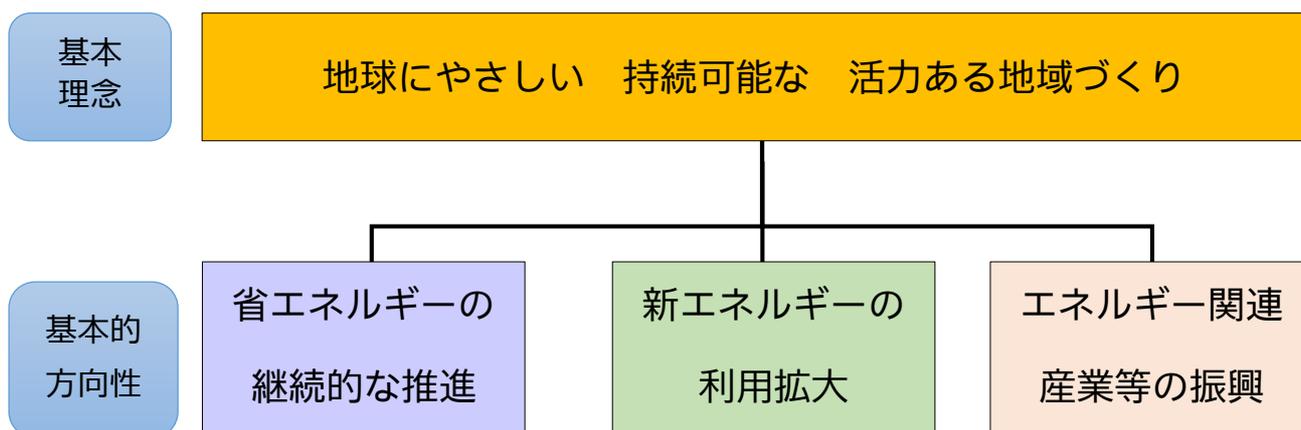
(1) 郡山市エネルギービジョンとは

エネルギーを取り巻く現状を踏まえ、市内の技術や資源を有効に活用し、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入に取り組むとともに、エネルギー関連産業の振興を図り、持続可能なエネルギーの利用を目指すための指針を示すものです。

(2) ビジョンの推進期間と目標

「郡山市エネルギービジョン」の推進期間は平成 27 年度から平成 32 年度までとします。
そして、推進期間の最終年度である平成 32 年度までに、市内の電力消費量を平成 23 年度比で 20%削減し、再生可能エネルギー等導入割合を、平成 32 年度の省エネ効果を加味した電力消費量の約 30%とすることを目標としています。

(3) 取り組みの方向性



< 基本的方向性に基づく 7つの「重点プロジェクト」 >

- 1 公共施設のスマートオフィス化
- 2 家庭・事業所の更なる省エネ化へ向けた支援
- 3 ICT を活用した効率的なエネルギー消費
- 4 新エネルギーの更なる導入
- 5 エネルギー関連産業を活用した地域活性化
- 6 エネルギー関連技術の発信
- 7 産・学・金・産総研・官の連携

郡山市内における再生可能エネルギー等導入量(平成27年度)

郡山市内の再生可能エネルギー等導入量は、平成 23 年度比で 42,112 千 k Wh 増加しました。これは、約 24,046 t 相当^(注)の二酸化炭素削減効果があります。

(注)東北電力の排出原単位(2014年度) 0.571kg-CO₂/k Wh をもとに算定。排出原単位は確認できる最新の数値を使用しました。

(単位：千 k Wh)

エネルギーの種類	平成 23 年度	平成 27 年度
太陽光発電	19,238	60,519
水力発電	54,912	54,912
風力発電	115,670	116,035
バイオマス発電	20,105	20,571
再生可能エネルギーによる発電量(A)	209,925	252,037
郡山市の電力消費量(B)	1,345,033	—
郡山市の電力消費量に占める再生可能エネルギー導入量の割合(A/B×100)	16 %	—

※ 固定価格買取制度による設備認定を受けている設備認定容量などを参考に推計しています。

※ 郡山市の電力消費量は「都道府県別エネルギー消費統計」を基に算出しています。平成 27 年度の郡山市の電力消費量は平成 27 年度の「都道府県別エネルギー消費統計」が公表されてから算定し、再生可能エネルギー等導入量の割合を算定します。

太陽光発電

太陽光発電は、平成 23 年度と比較すると、他の再生可能エネルギーより導入量が急速に拡大しました。これは、導入の容易さや平成 24 年 7 月から開始した固定価格買取制度、市や県、国による導入支援制度の充実等の影響により、一般家庭での普及が進んだほか、規模の大きな太陽光発電パネルの設置も進んだことが要因と考えられます。

発電できる時間帯の制約や気象条件等の影響を受けやすく、発電量の変動が大きいため出力抑制等の課題もありますが、現時点では最も導入しやすい再生可能エネルギーと考えられるため、今後も更なる普及を目指します。

水力発電

水力発電は、平成 23 年度以降の発電量に変化はありません。水利権の問題等、法的な規

郡山市エネルギービジョン

制等が導入が進まない要因と考えられますが、市内には水路や水道施設等、水力発電の導入が可能な地域があると考えられることから、情報収集に努め更なる導入を目指します。

なお、水道局では、平成 30 年度の発電開始を目標に小水力発電設備の導入を予定しています。

風力発電

風力発電は、平成 23 年度と比較するとほぼ横ばいながら発電量が増加しました。法の規制や周辺環境への影響の問題が、更なる導入が進まない要因と考えられます。

今後は導入に向けた環境整備に取り組み、中長期的には市域への更なる導入を目指します。

バイオマス発電

バイオマス発電による発電量は、平成 23 年度と比較するとほぼ横ばいながら発電量が増加しました。

バイオマス発電は、木質バイオマス利用や生ごみを発酵させることによって発生するバイオガスを利用した発電等、まだ市内に導入が十分に図られていない未利用のエネルギー源が多数存在すると考えられます。今後は、公共施設への設置や民間事業者への導入支援を図り、市域への積極的な導入を目指します。

地熱発電

地熱発電は、本市内での導入実績は無く、再生可能エネルギー等の導入目標としても掲げてはいませんが、福島県内においては土湯温泉での導入事例があります。

本市内では温泉の湯温の低さ等が課題と考えられますが、今後も福島県内での導入可能性の検討の状況を注視し、情報収集に努めます。

温度差熱利用

温度差熱利用は、再生可能エネルギー等の導入目標として掲げてはいませんが、河川、地下水、下水等の温度差を利用して冷暖房を行うことで、熱の効率的な利用に貢献できると考えられています。

その中でも、地中熱利用は、実用化に向けて日本大学工学部等を中心に、国内最大級の実証実験場として湖南町の旧赤津小学校等において研究が進められています。普及が図られれば省エネルギーに大きく貢献する熱の利用方法と考えられますが、認知度の低さが導入に向けての課題と考えられます。

今後は、温度差熱利用について導入に係る支援制度の充実や認知度を高めることで普及を目指します。

雪氷熱利用

雪氷熱利用は、再生可能エネルギー等の導入目標として掲げてはいませんが、湖南地域の積雪を利用することが考えられます。しかし、現在は、雪を確保するシステムが確立されていないという課題があります。

今後は、他の地域での導入事例等、情報収集に努めます。

その他(水素利用等)

現在、エネルギーの新たな利用形態や、再生可能エネルギーの普及に向けた様々な調査、研究が国内外を問わず進められています。

その中でも、近年、実用段階となり注目を浴びているのが水素の利用です。燃料電池自動車の販売開始や、産総研福島再生可能エネルギー研究所における水素キャリア製造・利用技術の開発が進められる等、今後その利用の拡大が期待されます。本市でも平成 28 年 3 月に「郡山市水素利活用推進構想」を策定し、水素社会の実現に向けた取組みを積極的に行います。

平成 27 年度郡山市の環境施策等に対する意見について

平成 29 年 2 月 16 日
郡山市環境審議会

「郡山市第二次環境基本計画」、「郡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「郡山市エネルギービジョン」における各種事業や施策の進捗状況等に対する意見は以下のとおりです。

(1) 環境家計簿について

家庭における二酸化炭素排出量の削減を目指す取り組みは重要であり、環境家計簿をつけることによって得られるメリットについて分かりやすく示すとともに、二酸化炭素排出量削減を目指す様々な取り組みの重要性について、自治会などの環境問題に関心のある団体へ周知啓発を図るなど、実際に取り組みが行われるよう働きかけることが必要である。

(2) ごみ排出量について

ごみの排出量が依然多いことから、震災前の基準にまでごみ排出量を抑える取り組みや、リサイクル運動へ市民の参加を促すため、リサイクルポイントの付与などの取り組みを検討することが必要である。また、ごみ出しのマナー、ルールを徹底するため、市民への効果的な周知や働きかけが必要である。

(3) 光化学オキシダントについて

アジア圏や首都圏からの原因物質の流入が大きな発生要因と考えられるが、自動車の排ガスもまた光化学オキシダント発生要因の一つと考えられることから、渋滞や交通量等への対策を行うことが必要である。

(4) 環境教育の実態把握について

市内の教育現場では一般的に環境教育が行われていることから、環境教育の実態を正しく把握する方法や正しく表す指標を検討することが必要である。

(5) その他

現状の実績と乖離した環境指標、目標値の設定が見受けられる。次期計画では、郡山市の現状に合った環境指標や目標値を設定することを期待する。

郡山市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第8条・第9条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第10条—第25条）

附則

わたくしたちの先人は、安積疏水を開さくすることで、猪苗代湖の水を安積平野に行き渡らせ、この大地を開拓し、本市発展の礎を築いた。わたくしたちは、これら先人の歴史的遺産を受け継ぐとともに、豊かな自然の恵みを受けて生活を営み、産業を興し、伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年、都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても都市型・生活型公害、廃棄物の増大などの問題が顕在化してきた。また、自然の復元力を超えるまでに拡大しつつある人間の活動は、地域の環境にとどまらず、自然の生態系に影響を及ぼし、さらには、地球の環境を脅かすまでに至っている。

わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利とともに、この環境を保全し、さらにより良い環境とし、将来の世代に継承していくべき責務を有している。わたくしたちは、人類が自然の生態系の一部であり、地球の環境は有限でかけがえのないものであることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に

資 料

密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本指針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性を確保するとともに、森林、

農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図り、人と自然が共生できる良好な環境を確保すること。

- (3) 緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の創造及び歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図るとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 環境の保全及び創造のため、市、事業者及び市民が相互に協力し合える社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、郡山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 市は、下水道等の公共的施設の整備事業その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

資 料

- 2 市は、公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための公共的施設の適正な整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、前2項に定める公共的施設等の適切な利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
(資源の循環的な利用の促進等)
- 第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。
(森林及び緑地の保全及び創造)
- 第16条 市は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資するため、森林及び緑地の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(水環境の保全及び創造)
- 第17条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全するため、水環境の保全及び創造に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(良好な景観の形成等)
- 第18条 市は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)
- 第19条 市は、関係機関等と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
(民間団体等の自発的な活動の促進)
- 第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、環境美化に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
(情報の提供)
- 第21条 市は、第19条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
(調査研究の実施)
- 第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。
(監視等の体制の整備等)
- 第23条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するものとする。

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民との緊密な連携の下に、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

用語の解説

地球温暖化

18世紀後半の産業革命以降、経済活動の発展などにより温室効果ガスが増加し、地球の気温が急激に上昇する現象のことで、異常気象の多発、海水面の上昇、食糧不足、伝染病の流行や生態系への影響などが懸念されており、現在、人類が抱える諸問題の中でも特に大きな問題となっています。2100年までに最大6.4℃上昇することが予測されています。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。適度な温室効果により、地球の平均気温は約15℃に保たれています。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6ガスが削減対象となっています。

二酸化炭素排出係数

電気やガスなどを単位量使用した場合にどの程度二酸化炭素が排出されるかを数値化したもの。各項目の使用量（電気：kWh、ガス：m³など）に排出係数を掛けると実際に排出された二酸化炭素の量が算出されます。

【参考】二酸化炭素排出係数

項目	二酸化炭素排出係数	単位
電気	0.56 _※	[kg-CO ₂ /kWh]
都市ガス	2.23	[kg-CO ₂ /Nm ³]
プロパンガス	3.00	[kg-CO ₂ /kg]
灯油	2.49	[kg-CO ₂ /L]
ガソリン	2.32	[kg-CO ₂ /L]
軽油	2.58	[kg-CO ₂ /L]

※電気事業者別排出係数(平成27年度実績)の東北電力(株)の値

酸性雨

石炭や石油等の化石燃料の燃焼に伴って、硫酸化合物や窒素化合物が大気中へ放出されることにより、これらの物質が雲に取り込まれて複雑な化学変化を繰り返して、強い酸性を示す降雨または乾いた粒子状物質として降下する現象をいいます。これによって、石造建築物の溶解、湖沼や井戸水の酸性化等や森林、農作物の枯死等の被害を受けます。ちなみに水素イオン濃度(pH)が5.6以下を酸性雨とよびます。

環境基準

環境基本法に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準のことで、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて基準が設定されています。

化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）

海や湖沼の汚れの度合いを示す数値。水中の有機物を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に分解したときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

河川などの汚れの度合いを示す数値。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量を mg/l の単位で表したもので、この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示します。

75%値

水質調査の測定値を値の低い順に並べ、低いほうから数えて 75%目の値。市の水質調査の場合には、月 1 回ずつ年 12 回の調査を行っているため、12 回の測定値のうち値の低いほうから数えて 9 番目の値となります。（ $9/12=75\%$ ）

特定事業場

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等で定められています。人の健康や生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質を排出する施設、あるいは、騒音や振動を発生する施設を設置する工場又は事業場を指します。

全窒素

水中に含まれる窒素化合物の窒素の総量。過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こし、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つです。

全りん

水中に含まれる「りん化合物」の「りん」の総量。全窒素同様、富栄養化の度合いを示す代表的な指標の一つで、過剰になると、湖沼やダム湖等の閉鎖性水域で藻類等の増殖を引き起こします。

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥などの汚物又は不用として廃棄される物。事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、建設業にかかる木くず、コンクリートくず、食品製造業に係る原料由来の不用物など、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令で規定されているものを産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を、一般廃棄物といいます。

公害

環境基本法では、公害とは、事業活動などに伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭により、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずることと定義しています。これらは、「典型 7 公害」といわれています。

用語の解説

硫黄酸化物（SO_x）

二氧化硫黄(SO₂)や三酸化硫黄(SO₃)など、硫黄の酸化物の総称で、ソックス・SO_xともいいます。硫黄分が含まれる石油や石炭など化石燃料の燃焼の際に発生します。大気中の水分と結合して強い酸性を示し、大気汚染、酸性雨の原因となります。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO₂)など、窒素の酸化物の総称。高温燃焼時に、空気中の窒素が酸化され、一酸化窒素が発生し、大気中でさらに酸化され、二酸化窒素になります。人の健康に悪影響を与える恐れがあり、光化学オキシダントや酸性雨の原因ともなります。

光化学オキシダント

工場、自動車などからの窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光線（紫外線）の作用により光化学反応し、二次的に生成される酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康被害のほか、農作物など植物へも影響を与えます。この光化学オキシダントが局所的に集中して、白くもやがかかったような状態になることがあり、これを光化学スモッグと呼んでいます。

浮遊粒子状物質（SPM : Suspended Particulate Matter）

空気中を漂う直径10 μm（マイクロメートル）以下の粒子のことで、主なものに砂ぼこりや工場から排出されるばいじん等があり、最近ではディーゼル自動車の排ガスに含まれる黒鉛、硫黄酸化物等がぜんそくの原因になっているといわれています。

一酸化炭素（CO）

不完全燃焼の際、発生する無色無臭の気体で、肺に吸い込まれると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害します。

等価騒音レベル（Leq）

等価騒音レベルは、一定時間内に測定した騒音をエネルギー量として平均した値であり、より現実的な評価手法として国際的にも採用されている新しい指標です。一般環境基準や道路に面する地域の環境基準については、従来、中央値（L50）で評価していましたが、現在は等価騒音レベル（Leq）に変更されています。

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類といいます。物質の燃焼時に発生し、人工物質としては最も強い毒性をもつ物質といわれています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB : Polychlorinated Biphenyl）

熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙、インキ等に用いられていましたが、PCBは難分解性で生体に蓄積するため、昭和45年の「カネミ油症事件」の原因物質と確定されました。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められています。

単位

ppm (ピー・ピー・エム)

100 万分率のことで、ある量が 100 万分のいくつかであるかを表す単位です。

ppmC (ピー・ピー・エム・シー)

炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。

mg (ミリグラム)

重さの単位で、1,000 分の 1 グラムを表します。

μ g (マイクログラム)

重さの単位で、100 万分の 1 グラムを表します。

ng (ナノグラム)

重さの単位で、10 億分の 1 グラムを表します。

pg (ピコグラム)

重さの単位で、1 兆分の 1 グラムを表します。

M (メガ)

100 万倍を表す単位です。

G (ギガ)

10 億倍を表す単位です。

T (テラ)

1 兆倍を表す単位です。

dB (デシベル)

音圧や音の強さを表す単位です。

【参考】騒音の大きさ

騒音レベル	大きさの例
120 dB	ジェット機のエンジン付近、ロックバンド演奏(3m)
110 dB	自動車のクラクション(2m)、リベット打ち
100 dB	電車のガード下、オーケストラ演奏
90 dB	地下鉄内、騒々しい工場内
80 dB	電車の車内
70 dB	電話のベル、騒々しい事務所内
60 dB	日常の会話、静かな自動車内
50 dB	静かな事務所内
40 dB	図書館、郊外の夜間
30 dB	ささやき声

平成28年度版 郡山市の環境

平成29年3月

発行：郡山市 生活環境部 生活環境課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL：024-924-2731 FAX：024-935-6790

E-mail：seikatukankyoush@city.koriyama.fukushima.jp

URL：<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

印刷：郡山市総務部総務法務課

楽都
—— 東北のウィーン ——
郡山